

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (三重テラスを活用した営業活動)</p> <p>(1) 首都圏での三重県の知名度向上や観光客誘致等の営業活動の拠点となる「三重テラス」が平成25年9月末に開設された。当該施設を核として、本県の魅力を戦略的に情報発信するとともに、県内への観光誘客や県産品の販路拡大につなげられるよう、効果的かつ有効的な営業活動を展開されたい。また、成果指標や活動指標を作成するなど、運営状況を的確に把握できる仕組みを検討されたい。 (三重県営業本部担当課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 情報発信 在京メディアに向けたプロモーション活動や、首都圏各地での「三重県フェア」での情報発信、ホームページや SNS 等を活用した情報発信を積極的に展開しました。</p> <p>(2) 三重テラス多目的ホールでの情報発信 三重テラス 2 階の多目的ホールで、県、市町、商工団体等の主催でセミナー、展示、商談会、会議など、様々な三重の魅力を発信するイベントを開催しました。</p> <p>(3) 観光誘客 三重テラス 2 階に「みえ旅案内所」を設置し、三重の各地域の旬の情報の提供や三重への旅行相談等を行うとともに、県や市町の観光パンフレットや遷宮関係パンフレット、熊野古道パンフレットの配布を行いました。 また、旅行関係団体向けに旅行商品の説明会等を開催し、三重への誘客の促進を図りました。 さらに、三重テラスでの連続講座の一環として、県内へのフィールドワークを実施し、県内への誘客につなげました。</p> <p>(4) 県産品の販路拡大 県内の生産者や販売事業者が、首都圏での販路拡大を図る出口として活用していく場となるよう、三重テラス 1 階のショップでの販売を通じた商品のブラッシュアップや、2 階の多目的ホールにおける商談会等を通じた販路拡大など、県内事業者の支援を行っています。</p> <p>(5) 指標（数値目標） 首都圏営業拠点「三重テラス」を効果的に運営していくためには、目標を立て、その目標の達成に向けて取り組んでいくとともに、目標達成の成果と、その課題の検証のもと、運営の改善に役立てていくことが重要なことから、適切な指標（数値目標）を設定しました。 指標の設定にあたり、地域ブランド、観光、情報発信などの有識者の方々からなる「首都圏営業拠点経済効果指標検討会」で議論しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンから 1 月末日までに、首都圏のメディア（新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、フリーペーパー、Web）には 141 件掲載されました。 ・県内においては、「県政だより」や「観光キャンペーンガイドブック」、「観光みえ」等の県関係媒体のほか、商工団体や企業の機関紙、ケーブルテレビ等で掲載等されました。 ・首都圏において、イオン株式会社との包括協定に基づく三重県フェアを 3 回開催し、情報発信を行いました。また、首都圏各地で開催されたイベントで三重県の観光 PR を行いました。 ・その他、ホームページやフェイスブックでの情報発信を行い、三重テラスのフェイスブックの「いいね」は首都圏の自治体アンテナショップで 1 位となりました。（平成 26 年 3 月 4 日時点） <p>(2) 三重テラス多目的ホールでの情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重テラスの 2 階の多目的ホールで、県、市町、商工団体等の主催でセミナー、展示、商談会、会議など、様々な三重の魅力を発信するイベントを 126 件開催しました。

(3) 観光誘客

- ・三重テラス2階に「みえ旅案内所」を設置し、「みえ旅パスポート」の発給や県内への旅行相談を行うとともに、三重の各地域の旬の情報を提供しました。
- ・旅行エージェントや旅行主催団体等を対象に、旅行商品説明会等を開催し、県内への誘客を促進しました。
- ・三重テラス2階多目的ホールにパンフレットラックを設置し、県や市町の観光パンフレットや遷宮関係パンフレット、熊野古道パンフレットなどの配布や県内各地の観光情報等の提供を行いました。
- ・三重テラスで県等が主催する連続講座「女子力アップ三重講座」や「究極のお伊勢参り・出雲巡りクラス」等の一環として、県内でのフィールドワークを行い、県内への誘客につなげました。

(4) 県産品の販路拡大

- ・三重テラスの商品出品事業者へ、運営事業者からパッケージの変更や購入されやすいサイズへの変更等の提案を行い、商品のブラッシュアップを行いました。
- ・三重テラス多目的ホールでの、首都圏のバイヤー等に参加いただく、商談会等の開催により、商談につなげました。

(5) 指標（数値目標）

三重テラスの機能や役割毎に以下の指標（数値目標）を設定しました。

- ① 物販、飲食、イベントなどにより、集客するという役割に関して、「来館者数」
- ② 県内事業者を支援するという役割に関して、「商品開発や販路拡大につながった件数」
- ③ 三重に関わる人のネットワークを拡大するという役割に関して、「三重テラスサポート会員数」（三重テラスのポイントカード会員数、三重の応援団員数の累計）
- ④ 三重の旬の情報を発信していくという役割に関して、「メディア掲載件数」

平成 26 年度以降（取組予定等）

引き続き、市町や商工団体、関係機関等と緊密に連携しながら、三重テラスを核として、三重の魅力を戦略的に情報発信するとともに、県内への観光誘客や県産品の販路拡大につなげられるよう効果的かつ有効的な営業活動を積極的に展開していきます。

また、成果指標をもとに運営状況を的確に把握するとともに、その目標の達成に向けて三重テラスを運営し、課題を検証、改善していくことで、より効果的な運営につなげていきます。

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (観光誘客の促進)</p> <p>(2) 県内への観光入込客数は、伊勢神宮の式年遷宮等により、順調に推移しているが、遷宮後も観光客数が維持され、観光消費額を伸ばす方策等を検討されたい。</p> <p>また、地域の特色を生かした周遊ルートの設定や魅力ある観光地の形成に努めるとともに、“おもてなし”の向上、海外からの来訪者に対しても受入体制の充実なども図り、国内外からの観光誘客に取り組まされたい。 (観光政策課、観光誘客課、国際戦略課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 25 年は、神宮式年遷宮の「遷御の儀」が執り行われ、伊勢神宮参拝者数が史上最高の約 1,420 万人となったうえ、県内主要観光施設の多くでゴールデンウィークや夏休みにおける入込客数が増加するなど、本県の観光は好調に推移したと見られます。</p> <p>本県では、遷宮後も引き続き多くの観光客に訪れていただき、観光消費額を伸ばしていくために、昨年 4 月から「みえ旅パスポート」、「みえ旅案内所」、「みえ旅おもてなし施設」を核とする「三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！」を官民連携して展開し、「三重県の知名度の向上」「県内の周遊性・滞在性の向上」「三重ファン・リピーターの拡大」を目指して取組を進めました。</p> <p>その中で、県内を 5 地域（北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州）に分けた地域部会を設置し、地域ごとの特色ある資源を活用した連携事業の実施や、伊勢志摩地域と県内各地をつなぐ旅行商品の造成を図りました。</p> <p>さらに、三重県観光連盟と連携して、県内観光関係団体や観光事業者を対象としたおもてなしセミナーを開催するとともに、ICT を活用した外国人観光客向けの観光情報の発信や、多言語に対応した通訳案内サービスを提供すること等により、外国人観光客の受入体制充実を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>官民連携のもと、三重県観光キャンペーン事業の展開を図ったことにより、平成 26 年 3 月 30 日現在、205,976 件（年間発給目標 10 万件）の「みえ旅パスポート」を発給し、パスポートを通じた県内周遊の促進が図られ、「みえ旅案内所」・「みえ旅おもてなし施設」の設置数もそれぞれ 87 施設（開始当初 68 施設）、820 施設（開始当初 647 施設）と増加するなど、観光機能の充実及び地域を挙げた「おもてなし」の向上が図られました。</p> <p>また、各地域部会においては、地域の特色ある資源を活用したエリアパンフレットを制作するとともに、地域ごとに企画・実施した連携事業を通じ、新たな地域の魅力を発信しました。</p> <p>さらに、外国人観光客に向けて Twitter や Facebook 等を用いたタイムリーな観光情報の発信に努めた結果、平成 25 年 1 月から 12 月までの県内への外国人延べ宿泊者数は 121,680 人（暫定値）となり、前年同期比 128.5%となりました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p>
<p>平成 26 年は、内宮・外宮の遷宮が行われた翌年「おかげ年」であるほか、熊野古道世界遺産登録 10 周年にもあたっており、全国から本県に注目が集まる絶好の機会であることから、引き続き三重県観光キャンペーンの展開を図り、県内への来訪者の増加や、滞在時間の延長、ひいては観光消費額の増加につなげていきます。</p> <p>また、県内 5 つの地域部会で、引き続き特色ある資源を活用した連携事業を実施するとともに、平成 26 年の旬の観光地である伊勢志摩地域や東紀州地域と県内各地をつなぐ旅行商品を充実させるなど、一層の情報発信に取り組めます。</p> <p>さらに、おもてなしセミナーの開催等を通じて観光客に対するおもてなしの向上を図るほか、ICT を活用した外国人観光客向けの観光情報の発信や、多言語に対応した外国人観光客の受入環境整備等に引き続き取り組めます。</p> <p>これらの取組を通じて、遷宮後も引き続き、多くの観光客に継続的に訪れていただける魅力ある観光地の構築に取り組めます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 【緊急課題解決6「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト】 (障がい者雇用の促進) (3) 民間企業における「障がい者の実雇用率」は、障害者雇用促進法の法定雇用率を下回る 1.57%にとどまっている。また、平成25年4月から法定雇用率が2.0%に引き上げられたことから、今後も、民間企業等における障がい者雇用が促進される具体的な仕組みづくりを行うとともに、社会全体で障がい者に対する理解を深め、雇用の場の確保・創造にも取り組まれない。 (雇用対策課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成25年度</p>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 障がい者雇用が促進される具体的な仕組みづくり 産業界、労働界、障がい者就労支援事業所などをメンバーとして「三重県障がい者雇用促進会議」を開催し、「障がい者雇用を促進する新たな仕組みづくり」などについて検討を進めてきました。このなかで、県内約14,000事業所を対象に平成25年5月に実施した「障がい者雇用実態調査」等の結果も踏まえ、「県民が障がい者と交流して理解を深める場づくり」、「障がい者が就職に向けてステップアップできる実践的訓練の実施」、「障がい者が活躍できる職域の拡大」、「企業と障がい者の接点を増やし、障がい者が戦力になることの理解の促進」、「障がい者が企業で定着し戦力になるための仕組みの強化や、関係機関のネットワーク化」、「授産品のブラッシュアップ等による売れる商品づくりの支援」などが今後の取り組むべき課題として挙げられました。 このような課題解決につながる取組として、「障がい者が当たり前で働いている姿」に接することができ、障がい者の成長と変化、そして就職へのステップが見える「場」として、ステップアップカフェ（仮称）の設置に向けた取組を進めることとしています。 また、産業界や労働界との連携を強化し、多様な業務訓練の機会を創出するなど、より多くの障がい者が企業での就職につながる訓練を受講できるよう見直しを図るとともに、三重労働局等との連携を強化し、障がい者雇用優良事業所等の表彰制度の見直しや企業のネットワーク化などによる障がい者雇用の拡大につなげていきます。</p> <p>(2) 障がい者雇用に対する理解の促進と雇用の場の確保・創造 <取組の現状> 障がい者雇用に対する理解の促進と障がい者の雇用の場の確保・創造のため、三重労働局や県内ハローワーク、三重障害者職業センター及び各圏域の就業・生活支援センター等と連携し、次の取組を実施しました。 特に、平成25年11月には、低迷する障がい者雇用率の改善に向けて、三重労働局長と知事の連名で障がい者雇用率改善プランを発表し、三重労働局長と知事が中心となり地域の主要企業等48社に対し合同で働きかけを行うとともに、ハローワークからも雇用義務のある企業への職業紹介の強化並びに雇用率未達成企業490社への訪問指導を行いました。</p> <p>ア 障がい者雇用に対する理解を促進する機運の醸成</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業からの物品等調達優遇制度の運用 ② 障がい者雇用優良事業所表彰・事例発表の開催 ③ 障がい者雇用促進セミナーの開催 ④ 障がい者雇用支援の新たなしくみづくりの検討 <p>イ 実習・訓練等による職業能力開発・人材育成</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 障がい者の態様に応じた多様な委託訓練の実施 ② 津高等技術学校でOA事務訓練（期間1年間）の実施 ③ 障がい者就労アプローチ支援事業（短期職場実習） ④ 三重県障がい者技能競技大会の開催（12月） ⑤ 就業のための障がい者地域人材育成事業 ⑥ 事業所における障がい者地域人材育成事業 <p>ウ 障がい者の働く場の拡大</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 障がい者雇用アドバイザー（3名）による企業への助言・求人開拓等

- ② 特例子会社設立の支援（特例子会社設立補助金）
- ③ 障がい者就職面接会の開催（9月～11月 県内7会場）

エ 連携体制の確立

- ① 三重県障がい者雇用促進会議の開催
- ② 地域自立支援協議会就労部会への参画
- ③ 市町等が開催する障がい者就労促進のための行事への協力

2 取組の成果

(1) 障がい者実雇用率

平成25年6月1日現在の三重県の民間企業における雇用障がい者数は、前年より119人増加して過去最高の2,703人となり、障がい者の実雇用率は、前年を0.03%上回って1.60%となったものの、順位としては全国47位となりました。なお、法定雇用率の達成企業割合は、46.4%で全国31位となっています。

(2) ステップアップカフェ（仮称）の整備推進

平成25年12月25日の雇用創造懇話会において、障がい者雇用の課題を解決する手法の一つとして、ステップアップカフェ（仮称）の設置を決定するとともに、場所は三重県総合文化センター男女共同参画センター「フレンテみえ」内ふれあいコーナー（面積約74.4㎡）とすることをまとめました。

(3) 特例子会社の設立

平成24年度末時点で県内2社であった特例子会社は、本年度2社増え、現在4社となり、障がい者の働く場が広がりました。（雇用者数 44人 うち本年度認定2社 20人）

なお、4社中1社は県が出資しており、残りの3社へは補助金の交付を行っています。

(4) 障がい者就労施設等および障がい者雇用促進企業からの物品等調達優遇制度の運用

障害者優先調達推進法に基づき所要の見直しを行うとともに、関係部局との連携のもと積極的な案内を行ったところ平成26年2月末時点の登録者数は151団体（就労支援事業所等141事業所、特例子会社2社、共同受注窓口1団体、雇用促進企業7企業）となりました。

H25 調達実績（見込額）	障害者就労施設等（特例子会社を含む）	23,718,303円（923.3%）
H25 調達実績（見込額）	障がい者雇用促進企業（特例子会社を除く）	39,228,788円（102.3%）
H25 調達実績（見込額）	計	62,947,091円（153.9%）

※（ ）内は対前年比

【参考】

H24 調達実績	障がい者就労支援事業所等（特例子会社除く）	2,568,992円
	障がい者雇用促進企業（特例子会社を含む）	38,329,072円
	計	40,898,064円

(5) 実習・訓練等による職業能力開発

- ① 障がい者の態様に応じた多様な委託訓練受講者数46人（うち31人就職、就職率67.4%）
【平成26年3月20日現在】

- ② 津高等技術学校でOA事務訓練（身体障がい者対象、期間1年間）
入校者数6人（うち就職者3人、就職予定者2人、就職率（予定含む）83.3%）
【平成26年3月末現在】

- ③ 障がい者就労アプローチ支援事業
受講者数30人（うち訓練終了後の就職者数12人、就職率40.0%、委託訓練への移行5人）
【平成26年1月末現在】

- ④ 第11回三重県障がい者技能競技大会の競技種目及び参加者数
競技種目（参加者数）：喫茶サービス（5人）、電子機器組立（5人）、パソコン文書作成（9人）、
パソコン表計算（9人）、パソコン文書作成視覚障がい者の部（5人）、
ビルクリーニング（6人） 計39人

- (6) 障がい者就職面接会による企業と障がい者のマッチングの支援
開催回数：7回、参加企業数：166社、参加者数：681人、求人数407人、採用数96人
【平成26年2月末現在】

(7) その他

その他の主な取組実績は、以下のとおりです。

- ① 障がい者雇用優良事業所等表彰式・事例発表の実施
事例発表3団体（知事表彰1団体、（独）高齢・障害・求職者支援機構理事長努力賞2団体）

- ② 障がい者雇用アドバイザーによる求人開拓等
訪問事業所数：473 事業所、求人届出人数 28 人、就職件数 14 人 【平成 26 年 3 月末現在】
- ③ 就業のための障がい者地域人材育成事業
雇用障がい者（研修生）数：34 人 就職者数（内定を含む） 18 人（就職率 52.9%）
雇用支援者数 6 人 【平成 26 年 3 月 28 日現在】
- ④ 障がい者地域人材育成事業
実施団体：2 団体、雇用障がい者数：9 人、就職者数：7 人（うち自社又は関係法人による継続雇用 6 人）
- ⑤ ジョブサポーターの派遣による職場定着支援
実施圏域：4 圏域、支援対象実人数 16 人、派遣実人員 4 人
派遣回（日）数 100 回（日）、派遣時間 314 時間 【平成 26 年 2 月末現在】

平成 26 年度以降（取組予定等）

「障がい者の訓練の場としてのカフェ機能」「授産品の販路拡大につながるアンテナショップ機能」「企業と障がい者をつなぐ中間支援機能」の場として、ステップアップカフェ（仮称）を設置し、障がい者雇用を県民総参加で推進します。

また、ステップアップカフェ（仮称）において、県民が障がい者との交流を進めることにより、障がいのある人となない人が、例えば「ものづくり体験」を協働すること、そこで生産されたものや福祉事業所等で作られた商品をブラッシュアップし展示販売することなど、ステップアップカフェ（仮称）の取組を進めるうえで必要なプログラムや、障がい者就業・生活支援センター、障がい者就労支援事業所と連携し、ステップアップカフェ（仮称）を活用した実習・訓練ができるカリキュラムづくりなどに取り組みます。

さらに、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、特例子会社の設立支援や障がい者就職面接会の開催を引き続き行うとともに、企業のネットワーク化への取組、表彰制度の拡大等により、障がい者雇用の拡大につなげます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 貸付金</p> <p>中小企業高度化資金等の収入未済額が 33 億 1,203 万 9,498 円 (対前年比 100.9%) となっており、前年度末と比較し 3,036 万 4,917 円増加しているため、債務者及び連帯保証人等の状況を把握して、必要な法的措置及び民間債権回収業者への委託を引き続き行うなど、さらなる効果的な徴収に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(サービス産業振興課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>中小企業高度化資金等の中小企業者等支援資金貸付金の貸付先においては、過去の長年にわたる景気低迷や原材料等の高騰などの影響により、財政基盤の脆弱な中小企業等が経営不振に陥り、返済が困難になっているケースが増えてきています。そのため、平成 24 年度においては、新たな延滞先の発生及び既延滞先の現年度延滞分の増加などにより、前年度に比べて 3,036 万 4,917 円未収金額が増加しました。</p> <p>① 中小企業高度化資金の債権管理・回収については、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）と協議しながら、中小機構の債権管理方針に従い、債権を「正常先」、「再生支援先」、「回収処理先」に分類を行い、債権管理を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延滞先に対しては、訪問、電話、書面等により未収金の入金督促を実施しました。 ・延滞の未然防止対策として、組合等に対し事業などの改善指導及び条件変更にかかる手続き指導をしました。 <p style="padding-left: 2em;">※訪問・来庁相談回数：188 回（平成 25 年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 3 月に策定された「三重県債権管理適正化指針」に基づき、平成 25 年 12 月の徴収強化月間において一斉催告等を実施しました。 ・高度な法的判断等の必要な案件については、弁護士に法的措置及び回収業務の委託を 7 件（平成 25 年度実績）行いました。 <p>② 中小企業設備近代化資金の債権管理・回収については、平成 18 年度から引き続き民間の債権管理回収専門業者に委託しています。</p> <p>また、平成 24 年度からは、回収金額に応じて委託料を支出する成功報酬に基づく契約としています。</p> <p style="padding-left: 2em;">※訪問・来庁相談回数：107 回（債権管理回収専門業者分を含む）（平成 25 年度実績）</p> <p style="text-align: right;">(サービス産業振興課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 25 年度の過年度未収金回収額については、下記のとおりでした。（平成 26 年 3 月 31 日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業高度化資金：29 件、3,997 万円 ・中小企業設備近代化資金：19 件、807 万円 <p style="text-align: right;">(サービス産業振興課)</p>

平成 26 年度以降（取組予定等）

- ① 中小企業高度化資金の債権管理・回収については、「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」、「同施行規則」、「三重県債権管理適正化指針」及び「中小企業高度化資金貸付金債権管理要綱」に基づき適正に債権管理を行います。
- ・ 具体的には、中小機構の「都道府県の債権管理に関する対応方針」に基づき、「正常先」、「再生支援先」、「回収処理先」に債権分類を行い、適切な債権管理・回収を実施していきます。
 - ・ 正常先については、組合・組合員企業等を積極的に訪問し、事後指導等を行っていくとともに、延滞の未然防止の観点から、単年度、複数年度の条件変更により、企業の体力回復を図るための対策を講じます。また、最終償還期限が到来しても一括返済できない場合には、一定の要件は必要ですが 10 年以内の償還期限の延長を検討します。
 - ・ 再生支援先については、分納を継続させるとともに、経営改善の指導を行い分納額の増額を図っていきます。
 - ・ 回収処理先については、必要に応じて弁護士等の外部の専門家を活用して、法的措置を含めた債権回収を行っていきます。また、回収不能な債権については、債権整理の手続を進めていきます。
- ② 中小企業設備近代化資金の債権管理・回収については、引き続き債権管理回収専門業者に委託します。

(サービス産業振興課)

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(イ) その他の未収金</p> <p>中小企業従業員住宅家屋貸下料等の収入未済額が 4,736 万 2,758 円(対前年比 99.1%)あり、前年度末と比較し 44 万 5,000 円減少しているものの、引き続き、収入未済額の減少に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(雇用対策課、観光政策課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 25 年度</u></p>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 中小企業従業員住宅家屋貸下料</p> <p>中小企業従業員の住宅難の緩和と雇用の安定を確保するため、県が厚生年金積立金還元融資借入金を受けて、県所有として建設し、これを中小企業主に貸し付け、建設費が償還された後、企業主に住宅を無償譲渡する制度で、昭和 48 年のオイルショックに端を発した経済不況による企業の倒産等のため、現時点で、未だ、2 企業で未収金が残っています。</p> <p>和解案件については、延滞分も含めて、返済計画に基づき返済を求めました。</p> <p>他の 1 件についても、納付誓約書に基づき返済を求めるとともに、定期的に電話での督促も実施しました。</p> <p style="text-align: right;">(雇用対策課)</p> <p>(2) 三重県ふるさと雇用再生特別基金事業主一時金</p> <p>債務者の死亡、及び相続権者の相続放棄により、債権回収の見込みがない状況であることから、三重県債権管理適正化指針 5(3)オの不能欠損処理の事由が生じている債権として、全額を整理対象としました。</p> <p style="text-align: right;">(雇用対策課)</p> <p>(3) サンアリーナ使用料</p> <p>平成 7 年に発生した使用料の未収分については、平成 14 年に債務履行を求める民事訴訟の勝訴判決を受け、これまでに 5 回に渡る預貯金の差し押さえを裁判所へ申し立てた結果、計 195,434 円を収納しました。</p> <p>しかし、全ての未収分を解消するには至っていないことから、債務者の財産を明らかにして効果的な差押えを行うため、平成 20 年 4 月 23 日、静岡地方裁判所沼津支部へ民事執行法第 4 章(197 条第 1 項)に基づく「財産開示手続の申立て」を行いました。これに対し、平成 20 年 5 月 15 日に静岡地方裁判所沼津支部から実施決定がなされ、同年 7 月 8 日に同支部において財産開示が実施されたものの、債務者の換価性のある財産は認められませんでした。</p> <p>平成 24 年 3 月 15 日には再開示を視野に訪問調査を実施しましたが、面談はできませんでした。また、平成 25 年 2 月には住民票の公用請求を通じて債務者の所在確認を行いました。</p> <p>平成 25 年度は、「三重県債権管理適正化指針」に則り、平成 26 年 1 月に債権者に対する催告を行いました。</p> <p style="text-align: right;">(観光政策課)</p>
<p>2 取組の成果</p> <p>(1) 中小企業従業員住宅家屋貸下料</p> <p>和解案件については、平成 26 年 3 月末現在までで 40 万 5 千円の納入がありました。</p> <p>他の 1 件は、平成 26 年 3 月末現在までに 10 万 5 千円の納入がありました。</p> <p style="text-align: right;">(雇用対策課)</p> <p>(2) 三重県ふるさと雇用再生特別基金事業主一時金</p> <p>不能欠損処理の事由が生じている債権として、全額を整理対象としました。</p> <p style="text-align: right;">(雇用対策課)</p>

(3) サンアリーナ使用料

配達証明郵便による催告状の発送の結果、送付先での所在を確認できましたが、債権回収には至っていません。

(観光政策課)

平成 26 年度以降（取組予定等）

(1) 中小企業従業員住宅家賃下料

和解案件については、延滞分も含めた返済計画書に基づき、納入が滞らないよう管理していきます。他の1件についても、納付誓約書に基づき、未収金の回収を図っていきます。ともに定期的に電話による督促を行っていきます。

(雇用対策課)

(2) 三重県ふるさと雇用再生特別基金事業主一時金

関係課と連携しながら、債権の整理を行います。

(雇用対策課)

(3) サンアリーナ使用料

今後については、回収可能性や回収コスト等を十分考慮しつつ、面談を含めた催告の実施のほか、所在調査や財産調査等の対応を進めるなど、収納未済額の減少に努めます。

(観光政策課)

監査の結果	
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ウ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 旅行業更新登録申請手数料として受け入れた証紙収入の財務会計システムへの登録処理が行われていなかった。</p>	(雇用経済総務課)
講じた措置	
<u>平成 25 年度</u>	
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 速やかに財務会計システムに入力を行いました。今後は、入力もれをなくすため、システムと現物との照合を定期的に変更するよう徹底しました。</p>	(雇用経済総務課)
<p>2 取組の成果</p> <p>(1) 適正な事務処理を行うことができました。</p>	(雇用経済総務課)
<u>平成 26 年度以降（取組予定等）</u>	
<p>(1) 引き続き適正な事務処理に努めます。</p>	(雇用経済総務課)

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

(1) 【平成 24 年度先端産業分野等企業支援業務委託】

- ・契約伺い及び契約書に契約保証金免除の記載がされていなかった。

(ものづくり推進課)

(2) 【平成 24 年度地域資源活用支援施策普及啓発事業に関する業務委託】

- ・契約伺い及び契約書に契約保証金免除の記載がされていなかった。
- ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。

(地域資源活用課)

(3) 【三重県洋上風力発電基礎調査業務委託】

- ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
- ・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。

(エネルギー政策課)

(4) 【スマートライフ推進事業検討業務委託】

- ・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。
- ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。

(エネルギー政策課)

(5) 【首都圏営業拠点効果的運営検討業務委託】

- ・変更契約時の出納局事前検査を受けていなかった。
- ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。

(三重県営業本部担当課)

(6) 【首都圏情報発信事業実施業務委託】

- ・変更契約時の出納局事前検査を受けていなかった。
- ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。

(三重県営業本部担当課)

(7) 【平成 24 年度三重県観光客実態調査事業業務委託】

- ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。

(観光政策課)

(8) 【外客向け情報発信による誘客促進業務委託】

- ・変更契約時の出納局事前検査を受けていなかった。
- ・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。
- ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。

(国際戦略課)

(9) 【金属研究室総合管理業務委託（平成 24 年度）】

- ・契約書に契約保証金についての記載がされていなかった。

(工業研究所)

講じた措置

平成 25 年度

1 実施した取組内容

- (1) 契約の相手方が過去から県との契約実績を有する公益財団法人であり、契約保証金が不要となることから、免除の記載についての認識が不足していたことが原因です。指摘を受け、今後同様の契約がある場合は、契約伺い及び契約書に文言を記載すべきことを、再認識しました。
さらに当課内に、「契約保証金を免除する場合においては、契約伺い及び契約書に契約保証金免除の記載をすること」を改めて周知徹底の上、決裁時のチェックにおいて、必要に応じて指導をしました。

(ものづくり推進課)
- (2) 起案・決裁時のチェック漏れが原因と思われるため、今後同様の契約がある場合は、契約伺い及び契約書に文言を記載すべきことを再確認し、課内に周知徹底を図りました。

(地域資源活用課)
- (3) 出納局事前検査手続きに関する認識が不十分だったことが原因と思われるため、出納局事前検査に係る取扱いについて注意喚起を行いました。
また、起案・決裁時のチェック漏れが原因と思われるため、契約書特記事項に係る取扱いについて注意喚起を行いました。

(エネルギー政策課)
- (4) 起案・決裁時のチェック漏れが原因と思われるため、契約書特記事項に係る取扱いについて注意喚起を行いました。

(エネルギー政策課)
- (5) 起案・決裁時のチェック漏れが原因と思われるため、出納事前検査や契約書への暴力団不当介入時における受託事業者対応の記載を忘れないように課内でのチェック及び注意喚起を行いました。

(三重県営業本部担当課)
- (6) 起案・決裁時のチェック漏れが原因と思われるため、出納事前検査や契約書への暴力団不当介入時における受託事業者対応の記載を忘れないように課内でのチェック及び注意喚起を行いました。

(三重県営業本部担当課)
- (7) 三重県観光客実態調査業務委託については、毎年度契約行為を行っていますが、例年、前年度の契約書文面を生かすかたちで契約を繰り返してきた結果、「暴力団等不当介入時における受託事業者の対応」に係る記載が漏れていることに気がませんでした。
指摘を踏まえて、課内で情報共有を図るとともに、以後の新たな契約では記載漏れがないよう、決裁時のチェックを徹底しました。

(観光政策課)
- (8) 指摘されました3つの事柄について、認識不足によりこのような取扱いをしていました。
3つの事柄について、課内に周知するとともに、個人情報保護責任者等の書面での報告については、本年度未締結の契約について徴収しました。また、暴力団等不当介入時における受託事業者の対応については、次年度以降契約書に記載します。

(国際戦略課)
- (9) 起案・決裁時のチェック漏れが原因と思われるため、25年度からは契約書に契約保証金についての記載し明確化を行いました。

(工業研究所)

2 取組の成果

- (1) 課内への周知徹底により、より明確な意識づけとチェック意識の向上につながり、適正な事務処理に努めることができました。

(ものづくり推進課)
- (2) 課内への周知徹底により、より明確な意識づけとチェック意識の向上につながり、適正な事務処理に努めることができました。

(地域資源活用課)

- (3) 職員のチェック意識の向上につながりました。
(エネルギー政策課)
- (4) 職員のチェック意識の向上につながりました。
(エネルギー政策課)
- (5) 課内でのチェック及び注意喚起を行い、平成 25 年度においては変更契約の未受検や、契約書への暴力団不当介入時における受託事業者対応の未記載は発生していません。
(三重県営業本部担当課)
- (6) 課内でのチェック及び注意喚起を行い、平成 25 年度においては変更契約の未受検や、契約書への暴力団不当介入時における受託事業者対応の未記載は発生していません。
(三重県営業本部担当課)
- (7) 定期監査後の新たな契約行為では、記載すべき内容を契約書に盛り込みました。
(観光政策課)
- (8) 指摘されました 3 つの事柄について、適正に処理しています。
(国際戦略課)
- (9) 契約書への明確化を行ったことにより、契約の相手方との確認が容易になりました。
(工業研究所)

平成 26 年度以降（取組予定等）

- (1) 該当事案については、平成 26 年度事業にかかる契約から文言を記載するとともに、その他の事案についても、記載の徹底に引き続き取り組んで参ります。
(ものづくり推進課)
- (2) 今後は必ず必要事項を明記することといたします。
(地域資源活用課)
- (3) 引き続き、機会を捉えて職員のチェック意識の向上に取り組んでいきます。
(エネルギー政策課)
- (4) 引き続き、機会を捉えて職員のチェック意識の向上に取り組んでいきます。
(エネルギー政策課)
- (5) 平成 26 年度以降においても再発防止のため、同様の対策を継続して行っていきます。
(三重県営業本部担当課)
- (6) 平成 26 年度以降においても再発防止のため、同様の対策を継続して行っていきます。
(三重県営業本部担当課)
- (7) 新年度当初に改めて契約書に記載すべき事項を周知し、対応の徹底を図ります。
(観光政策課)
- (8) 指摘されました 3 つの事柄について、適正に処理されるよう取り組みます。
(国際戦略課)
- (9) 今後も会計規則等に定められた事項についての明確化に努めていきます。
(工業研究所)

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 旅費</p> <p>(1) 【新エネルギー導入関係打ち合わせ、企業訪問】 復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (エネルギー政策課)</p> <p>(2) 【官庁訪問〈「三重県・十勝」連携、国への提言・提案】 復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (エネルギー政策課)</p> <p>(3) 【短期計量教習】 復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (計量検定所)</p> <p>(4) 【一般計量教習】 復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (計量検定所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 復命書について、簡易供覧用紙を用いて供覧していたため、総合文書管理システムにより件名登録する認識が不十分だったことが原因と思われるため、総合文書管理システムを用いて復命書の供覧用紙の出力・件名登録するよう周知徹底を図りました。 (エネルギー政策課)</p> <p>(2) 復命書について、簡易供覧用紙を用いて供覧していたため、総合文書管理システムにより件名登録する認識が不十分だったことが原因と思われるため、総合文書管理システムを用いて復命書の供覧用紙の出力・件名登録するよう周知徹底を図りました。 (エネルギー政策課)</p> <p>(3) 簡易処理用紙を用いて処理した復命書であったため、総合文書管理システムによる決裁に改めました。 (計量検定所)</p> <p>(4) 簡易処理用紙を用いて処理した復命書であったため、総合文書管理システムによる決裁に改めました。 (計量検定所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 以後は、すべて総合文書管理システムによる件名登録を行っており、復命書の登録漏れがなくなり、適正な事務処理を行うことができました。 (エネルギー政策課)</p> <p>(2) 以後は、すべて総合文書管理システムによる件名登録を行っており、復命書の登録漏れがなくなり、適正な事務処理を行うことができました。 (エネルギー政策課)</p> <p>(3) 総合文書管理システムによる決裁としたため、復命書の登録漏れがなくなり、適正な事務処理を行うことができました。 (計量検定所)</p> <p>(4) 総合文書管理システムによる決裁としたため、復命書の登録漏れがなくなり、適正な事務処理を行うことができました。 (計量検定所)</p>

平成 26 年度以降（取組予定等）

- (1) 引き続き、総合文書管理システムを用いて件名登録するよう周知徹底を図ります。
(エネルギー政策課)
- (2) 引き続き、総合文書管理システムを用いて件名登録するよう周知徹底を図ります。
(エネルギー政策課)
- (3) 今後も、総合文書管理システムによる決裁を実施するとともに、復命書の作成漏れがないか毎月チェックするなど適正な事務処理に努めます。
(計量検定所)
- (4) 今後も、総合文書管理システムによる決裁を実施するとともに、復命書の作成漏れがないか毎月チェックするなど適正な事務処理に努めます。
(計量検定所)

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 物品等購入</p> <p>(1) 消耗品費の執行に関して、財務会計システムの決議番号の順序と支出負担行為起案日の不整合があった。</p> <p style="text-align: right;">(関西事務所)</p>
講じた措置
<p><u>平成 25 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 別途起案等を活用し、不整合が発生しないように努めています。</p> <p style="text-align: right;">(関西事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 指摘事項について改善を図りました。</p> <p style="text-align: right;">(関西事務所)</p>
<p><u>平成 26 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) 今後も、適切な事務処理に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(関西事務所)</p>

<p>監査の結果</p>	
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 廃棄された物品の処分手続きが行われていなかった。 (企業誘致推進課)</p> <p>(2) 物品標示票が貼付されていない備品があった。 (観光誘客課)</p> <p>(3) 物品標示票が貼付されていない備品があった。 (関西事務所)</p>	
<p>講じた措置</p>	
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 当該物品の処理手続きを失念しており、監査に際して処理漏れが判明したため、後日システム上の処理を行いました。今後の防止策として、会計規則を遵守した事務執行の徹底を図るよう職員への周知を行いました。 (企業誘致推進課)</p> <p>(2) 新しく作成した物品表示票を貼付するとともに、備品管理に関する意識の低さが原因であると考えられるため、改めて適正な物品管理を所属職員に周知しました。 (観光誘客課)</p> <p>(3) 備品の管理状況を確認するとともに、改めて適正な物品管理を所属職員に周知しました。 (関西事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 物品管理事務に対する職員意識の向上を図ることができました。 (企業誘致推進課)</p> <p>(2) 備品等の使用や管理に係る職員の意識が高まりました。 (観光誘客課)</p> <p>(3) 物品管理事務に対する職員意識の向上を図ることができました。 (関西事務所)</p>	
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 引き続き、物品管理事務への職員の意識を高め、適正な事務処理を行っていきます。 (企業誘致推進課)</p> <p>(2) 引き続き、備品の適正な管理に努めます。 (観光誘客課)</p> <p>(3) 引き続き、備品の適切な管理に努めます。 (関西事務所)</p>	

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制 事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 特許印紙代の算定誤りにより歳出戻入を行っていた。 (ものづくり推進課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) (ア) 平成 24 年 4 月 1 日から施行された特許法改正により、特許料の減免措置対象が拡大され、新たな特許料の算定方法が追加されました。 (イ) 特許印紙代の算定誤りによる歳出戻入事例をもとに、根拠となる特許法第 107 条及び 109 条の規定等に照らし合わせ事務担当者及び決裁者等で算定誤りの原因を確認・共有し、適切な計算方法の再認識を行いました。 (ウ) 事務処理を行う際には算出根拠資料等を添付することで、チェック要素を付加し、再発防止に努めました。 (ものづくり推進課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 25 年度における特許印紙代に関する事務処理は、先の取組内容による事務管理体制により適切に事務処理を行うことができました。 (ものづくり推進課)</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 知的財産制度を取り巻く環境変化への対応やユーザーの利便性の向上等の観点から法律改正等が行われる中で、特許庁主催の制度説明会などに参加し、最新情報を収集するとともに、法改正の内容等を事務処理関係者間で情報共有し適切な事務処理に努めます。 (ものづくり推進課)</p>

<p>監査の結果</p>	
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p>	
<p>(1) 物損事故（負担割合：県 80%・相手 20%） （物損額：県 488,250 円・相手 212,800 円）</p>	（雇用対策課）
<p>(2) 自損事故（物損額：県 151,771 円）</p>	（計量検定所）
<p>(3) 自損事故（物損額：県 244,734 円）</p>	（計量検定所）
<p>(4) 物損事故（負担割合：県 15%・相手 85%） （物損額：県 116,248 円・相手 71,991 円）</p>	（工業研究所）
<p>講じた措置</p>	
<p>平成 25 年度</p>	
<p>1 実施した取組内容</p>	
<p>(1) 信号のない交差点で、強い降雨の中、停止線に気づかず徐行のまま交差点に進入し、相手方車両と接触し、損傷したものです。事故原因は、運転者の不注意による（過失割合 80%）ことから、所属長から当該職員に対し自動車運転時には細心の注意を払うよう指導するとともに、所属内の全職員に対し改めて注意喚起を行いました。</p>	（雇用対策課）
<p>(2) 定期検査会場 1 階部分の駐車場に到着後、公用車から分銅等 700kg 余を降ろした後、車を移動するため前進させたところ、分銅等を降ろしたために車高が高くなり、公用車の屋根部分が梁に接触したものです。 事故原因の予測及びその防止対策について話し合いを行うとともに、7 月には全職員に対して交通安全研修を行い、常に安全運転に努めるよう全職員に徹底を図りました。また、該当職員を中心に、交通安全研修センターでの交通安全研修を受講させました。</p>	（計量検定所）
<p>(3) 定期検査のために現場を走行中、道幅の狭い道路を左折しようとした際に電柱と接触し左後部を損傷し、また、別の現場において、前方不注意によりガードレールの継ぎ目に接触し、左前部を損傷したものです。 事故原因の予測及びその防止対策について話し合いを行うとともに、7 月には全職員に対して交通安全研修を行い、常に安全運転に努めるよう全職員に徹底を図りました。また、該当職員を中心に、交通安全研修センターでの交通安全研修を受講させました。</p>	（計量検定所）
<p>(4) 当方の公用車の優先車線の交差点での接触事故ではあったが、公用車の使用について注意喚起を行い職員全員が交通安全講習会へ参加しました。</p>	（工業研究所）
<p>2 取組の成果</p>	
<p>(1) 職員の交通安全意識の高揚が図れました。</p>	（雇用対策課）
<p>(2) 職員の交通安全意識の高揚が図れ、平成 25 年度には公用車による交通事故は発生していません。</p>	（計量検定所）
<p>(3) 職員の交通安全意識の高揚が図れ、平成 25 年度には公用車による交通事故は発生していません。</p>	（計量検定所）

(4) 職員の交通安全意識の高揚が図れました。

(工業研究所)

平成 26 年度以降（取組予定等）

(1) 職員の安全意識及び公有財産管理意識の高揚を図るため、機会を捉えて、職員の自動車運転に関する注意喚起を行います。

(雇用対策課)

(2) 今後も、所属での交通安全研修の実施や他で開催される交通安全研修に積極的な参加を行うなど、交通安全意識の高揚を図っていきます。

(計量検定所)

(3) 今後も、所属での交通安全研修の実施や他で開催される交通安全研修に積極的な参加を行うなど、交通安全意識の高揚を図っていきます。

(計量検定所)

(4) 今後も公用車の運転については細心の注意を行うよう喚起を続けていきます。

(工業研究所)

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 特別会計の処理状況</p> <p>【中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計】</p> <p>(1) 高度化資金等の中小企業者等支援資金貸付金の未収金は、33億1,203万9,498円となっており、前年度末と比較し3,036万4,917円増加しており、今後も引き続き債務者及び連帯保証人への請求、法的措置及び民間債権回収業者への委託等、効果的な徴収に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(サービス産業振興課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>中小企業高度化資金等の中小企業者等支援資金貸付金の貸付先においては、過去の長年にわたる景気低迷や原材料等の高騰などの影響により、財政基盤の脆弱な中小企業等が経営不振に陥り、返済が困難になっているケースが増えてきています。そのため、平成 24 年度においては、新たな延滞先の発生及び既延滞先の現年度延滞分の増加などにより、前年度に比べて 3,036 万 4,917 円未収金額が増加しました。</p> <p>① 中小企業高度化資金の債権管理・回収については、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）と協議しながら、中小機構の債権管理方針に従い、債権を「正常先」、「再生支援先」、「回収処理先」に分類を行い、債権管理を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延滞先に対しては、訪問、電話、書面等により未収金の入金督促を実施しました。 ・延滞の未然防止対策として、組合等に対し事業などの改善指導及び条件変更にかかる手続き指導をしました。 <p>※訪問・来庁相談回数：188 回（平成 25 年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 3 月に策定された「三重県債権管理適正化指針」に基づき、平成 25 年 12 月の徴収強化月間において一斉催告等を実施しました。 ・高度な法的判断等の必要な案件については、弁護士に法的措置及び回収業務の委託を 7 件（平成 25 年度実績）行いました。 <p>② 中小企業設備近代化資金の債権管理・回収については、平成 18 年度から引き続き民間の債権管理回収専門業者に委託しています。</p> <p>また、平成 24 年度からは、回収金額に応じて委託料を支出する成功報酬に基づく契約としています。</p> <p>※訪問・来庁相談回数：107 回（債権管理回収専門業者分を含む）（平成 25 年度実績）</p> <p style="text-align: right;">(サービス産業振興課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 25 年度の過年度未収金回収額については、下記のとおりでした。（平成 26 年 3 月 31 日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業高度化資金：29 件、3,997 万円 ・中小企業設備近代化資金：19 件、807 万円
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p>
<p>① 中小企業高度化資金の債権管理・回収については、「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」、「同施行規則」、「三重県債権管理適正化指針」及び「中小企業高度化資金貸付金債権管理要綱」に基づき適正に債権管理を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的には、中小機構の「都道府県の債権管理に関する対応方針」に基づき、「正常先」、「再生支援先」、「回収処理先」に債権分類を行い、適切な債権管理・回収を実施していきます。 ・正常先については、組合・組合員企業等を積極的に訪問し、事後指導等を行っていくとともに、延滞の未然防止の観点から、単年度、複数年度の条件変更により、企業の体力回復を図るための対策を講じます。また、最終償還期限が到来しても一括返済できない場合には、一定の要件は必要ですが 10 年以内の償還期限の延長を検討します。

- 再生支援先については、分納を継続させるとともに、経営改善の指導を行い分納額の増額を図っていきます。
 - 回収処理先については、必要に応じて弁護士等の外部の専門家を活用して、法的措置を含めた債権回収を行っていきます。また、回収不能な債権については、債権整理の手続を進めていきます。
- ② 中小企業設備近代化資金の債権管理・回収については、引き続き債権管理回収専門業者に委託します。

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (公共土木施設の着実な維持管理の推進)</p> <p>(1) 平成 24 年 12 月に中央自動車道の笹子トンネルの天井板落下事故が発生するなど、公共土木施設の老朽化が懸念される状況にある。道路構造物、河川管理施設、急傾斜地崩壊防止施設等について緊急点検を実施しているところであるが、引き続き、計画的に点検を実施するとともに、必要な箇所については早期の修繕を行うなど、安全・安心の確保に努められたい。</p> <p>また、トンネル、横断歩道橋、河川の大規模構造物、臨港道路の橋梁について、予防保全的な観点から、長寿命化計画策定を予定しているが、早期策定に向け、的確に対応されたい。</p> <p style="text-align: right;">(道路管理課、河川・砂防課、港湾・海岸課、流域管理課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容 平成 24 年度までは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路法面、橋梁及び舗装については近接目視 ・ トンネル、道路附属物（道路標識、照明灯等）については、道路パトロールによる遠望目視 ・ 河川管理施設、急傾斜地崩壊防止施設等については、出水期前後のパトロールや台風など大規模な出水後の点検 <p>を実施することにより、施設の損傷の有無や老朽化の状況把握を行ってきました。</p> <p>平成 24 年 12 月に発生した中央自動車道笹子トンネルの天井板落下事故の発生を機に、平成 25 年 2 月、国土交通省から地方公共団体等に対し、公共土木施設の緊急的な点検の実施を求める通知（「道路ストックの総点検の実施について」ほか、河川、砂防、港湾、海岸など事業別に通知）がされ、対象施設の範囲と点検の実施方法などの点検要領（以下「点検要領」という。）が示されました。</p> <p>県土整備部では、以下のとおり取組を行いました。</p> <p>(1) 平成 24 年度の取組 中央自動車道笹子トンネルの天井板落下事故を受け、平成 24 年度末に、冬期閉鎖中のトンネルを除くすべての県管理トンネルについて点検を実施しました。</p> <p>(2) 平成 25 年度の取組 点検要領に基づき、以下の取組（緊急点検）を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トンネル、道路附属物（道路標識、照明灯等）、横断歩道橋について、近接目視を中心に、打音、触診を行うなど詳細な点検（道路ストックの総点検）を実施しました。 ・ また、河川管理施設、急傾斜地崩壊防止施設、港湾施設等については、目視による緊急点検を行いました。 ・ 緊急点検により判明した損傷箇所のうち、緊急度を踏まえ速やかな対応が必要な施設については緊急修繕を行いました。 <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 点検要領に基づく点検</p> <p>①緊急点検 県が管理する下記の公共土木施設について、緊急点検を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トンネル 124 箇所のうち、30 箇所 ・ 道路附属物 8,694 箇所のうち、4,228 箇所 ・ 横断歩道橋 108 橋すべて ・ 河川管理施設（山間狭さく部を除き、後背地に耕地、人家等の保全対象がある区間）の築堤堤防延長 568 kmすべて ・ 急傾斜地崩壊防止施設等 722 施設すべて ・ 港湾施設（浮桟橋施設・緑地など不特定多数の人々が利用する港湾施設）144 施設すべて

②通常点検

県が管理する下記の公共土木施設について、点検要領に基づく通常点検を実施しました。

- ・ 道路（舗装延長）3,350 kmのうち549km
- ・ 橋梁4,009 橋のうち1,093 橋
- ・ 道路法面・盛土・擁壁等5,761 箇所のうち、1,264 箇所
- ・ 河川管理施設（水門、樋門等）の構造物271 施設
- ・ 港湾施設（陸閘等）の構造物1,036 施設
- ・ 海岸保全施設（背後に人家や公共施設のある区間）延長196 km及び構造物425 施設

(2) 早期の修繕対応

緊急度を踏まえ、トンネル施設6 箇所、河川堤防10 箇所、河川構造物11 箇所、港湾施設12 箇所など、早期の対応が必要な箇所について修繕を行いました。

(3) 長寿命化計画の策定

これまでに、橋梁（臨港道路の橋梁を除く）、道路舗装、港湾施設、公園施設及び県営住宅については、長寿命化計画または維持管理計画の策定を終えています。

平成25 年度に長寿命化計画の策定を行った施設は以下のとおりです。

- ・ 40 年間の長寿命化費用が4 億円以上となる河川管理施設（水門・排水機場）（27 施設）のうち、新たに13 施設を対象とする長寿命化計画を策定し、策定済みは25 施設となりました。
- ・ 臨港道路の橋梁14 橋のうち1 橋について、長寿命化計画策定のための調査を行いました。
- ・ 県管理ダム3 施設のうち、2 施設の機械設備と1 施設の電気通信設備の長寿命化計画を策定しました。
- ・ 下水道施設については、新たに2 浄化センター、2 ポンプ場を対象とする長寿命化計画を策定し、4 浄化センター、3 ポンプ場の機械・電気設備が策定済みとなりました。

平成26 年度以降（取組予定等）

(1) 点検要領に基づく点検

①緊急点検

- ・ 道路法面・盛土・擁壁等5,761 箇所のうち、平成25 年度までに点検を終えていない4,497 箇所すべてについて点検を終了する予定です。
- ・ トンネル124 箇所のうち、平成25 年度までに点検を終えていない94 箇所すべてについて点検を終了する予定です。
- ・ 道路附属物8,694 箇所のうち、平成25 年度までに点検を終えていない4,466 箇所すべてについて点検を終了する予定です。

②通常点検

県が管理する公共土木施設について、適正な維持管理を行うため、引き続き通常点検を実施します。

(2) 早期の修繕対応

点検により判明した損傷箇所のうち、緊急度を踏まえ速やかな対応が必要な施設について、緊急修繕を行います。

(3) 長寿命化計画の策定（予定）

- ・ 県内の全てのトンネル（124 箇所）及び横断歩道橋（108 橋）を対象とする長寿命化計画を策定します。
- ・ 40 年間の長寿命化費用が4 億円以上となる河川管理施設（水門・排水機場）（27 施設）のうち、平成25 年度までに計画の策定を終えていない2 施設を対象とする長寿命化計画を策定します。
- ・ 臨港道路の橋梁については、平成25 年度に調査を行った1 橋以外の13 橋の調査を行い、全14 橋を対象とする長寿命化計画を策定します。
- ・ 県管理ダム3 施設のうち、平成26 年度に1 施設の電気通信設備の長寿命化計画を策定し、未策定の設備についても早期の策定に努めます。
- ・ 長寿命化計画に基づき、適切に維持修繕を行います。

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (河川の堆積土砂対策)</p> <p>(2) 洪水被害の防止・軽減を図るため、堆積土砂撤去を積極的に推進しているところであるが、平成 23 年の紀伊半島大水害など度重なる豪雨により平成 23 年度末には、堆積土砂総量は約 210 万 m³となった。引き続き、土砂撤去に努めるとともに、河川堆積土砂の状況や撤去箇所の情報を市町と共有する仕組みづくりについても的確に進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(流域管理課)</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 16 年の台風 21 号等による大災害を契機に、河川堆積土砂撤去について積極的に取り組んできました。</p> <p>この結果、県内の堆積土砂の総量は、平成 22 年度末には約 180 万 m³までに減少しましたが、紀伊半島大水害など度重なる豪雨により、平成 23 年度末には約 210 万 m³となりました。</p> <p>平成 24 年度に約 52 万 m³の堆積土砂を撤去したことで、平成 24 年度末の県内の堆積土砂の総量は経年による堆積量を含め約 168 万 m³となりました。</p> <p>平成 25 年度においても、砂利採取を活用する方法、災害復旧、河川改修、河川の維持管理として行う方法を適切に組み合わせ河川堆積土砂撤去を実施しました。</p> <p>また、撤去箇所の優先度や実施方法の考え方をもとに選定した、当該年度の実施箇所や今後 2 年間の実施候補箇所を関係市町と共有する仕組みを 3 建設事務所（松阪、伊賀、尾鷲）で試行しており、関係市町とともに検証を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 25 年度は、平成 25 年の台風 18 号等により新たに約 10 万 m³の堆積土砂が発生したものの、砂利採取を活用する方法により約 10 万 m³、災害復旧により約 26 万 m³、河川改修により約 6 万 m³、河川の維持管理として行う方法により約 11 万 m³、合計約 53 万 m³の堆積土砂の撤去を予定しており、平成 25 年度末の堆積土砂の総量は平成 24 年度末から約 43 万 m³減少し、約 125 万 m³になる見込みです。 (平成 25 年度堆積土砂撤去量については、現在、集計中です。)</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、砂利採取を活用して撤去する方法、災害復旧、河川改修、河川の維持管理として行う方法を適切に組み合わせ、堆積土砂撤去を進めます。</p> <p>また、平成 26 年度からは、3 建設事務所（松阪、伊賀、尾鷲）で試行した結果を踏まえ、当該年度の実施箇所や今後 2 年間の実施候補箇所を関係市町と共有する仕組みをすべての建設事務所において実施するとともに『河川堆積土砂撤去方針』の試行期間を平成 29 年 3 月まで 3 年間延長して、砂利採取による土砂撤去を促進します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (住宅耐震化の促進)</p> <p>(3) 平成 24 年度の補助金を受けて耐震補強を受けた住宅戸数は、416 戸と前年度 (279 戸) に比べ増えている。しかしながら、耐震基準を満たしている住宅の住宅総数に占める割合は、83.7%となっている。今後も引き続き、未耐震住宅の所有者への啓発や、耐震診断を終えた方への耐震補強相談会等について、市町と連携して実施し、耐震基準を満たした住宅の増加に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(住宅課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>耐震診断、耐震補強設計及び耐震補強工事に係る個人の負担を軽減するための補助を行うとともに、市町と連携し下記の周知啓発等の取組を行うことにより、住宅の耐震化を促進しました。</p> <p>(1) 耐震診断の受診を促すため、市町職員、民間事業者等と連携して昭和 56 年以前の住宅が多く存在する地区で「住宅戸別訪問」を行い、対象者に耐震診断の必要性を直接説明しました。</p> <p>(2) 耐震改修工事の実施を促すため、耐震診断受診後補強工事をしていない方を対象に、補強方法や補助制度を説明する「耐震相談会」を行いました。</p> <p>(3) 児童・生徒を対象とした防災教育への講師派遣により、耐震の重要性について周知に努めました。</p> <p>(4) 県広報紙 (県政だよりみえ)、マスメディア (テレビ、ラジオ、新聞)、県ホームページによる広報、県主催・共催・協賛イベントへの出展、大型店舗、コンビニエンスストアへのチラシ配布等、さまざまな機会・手段を通じて耐震化の促進に向けた啓発を行いました。</p> <p>(周知啓発等の取組状況 ※市町単独での取組は含んでいません)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅戸別訪問 10 箇所 1,031 戸 ・耐震相談会 3 回 ・講師派遣 10 回 ・マスメディアによる広報 16 回 ・イベント 8 回 ・チラシ配布店舗 372 店舗 <p>2 取組の成果</p> <p>県が実施した平成 25 年度の「防災に関する県民意識調査」結果 (速報) では、「東日本大震災発生時には危機意識を持ったが、時間の経過とともに危機意識が薄れつつある」という回答が全体の 45.0% (平成 24 年度 41.9%) と増加傾向にあり、防災に対する県民の危機意識が低下している状況が伺えますが、県や市町の取組により、耐震補強工事補助の戸数は平成 24 年度に次ぐ実績となりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断補助 1,647 戸 (平成 24 年度実績 2,904 戸、平成 23 年度実績 4,025 戸) ・耐震設計補助 335 戸 (平成 24 年度実績 487 戸、平成 23 年度実績 404 戸) ・耐震補強工事補助 326 戸 (平成 24 年度実績 416 戸、平成 23 年度実績 279 戸) うちリフォーム補助 307 戸 (平成 24 年度実績 391 戸、平成 23 年度実績 158 戸) <p>平成 26 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1) 耐震診断、耐震補強設計及び耐震補強工事の各補助事業を実施する各市町に対して引き続き補助を行うことで耐震基準を満たした住宅が増加するよう努めます。</p> <p>(2) 防災に対する県民の危機意識が低下している傾向を踏まえ、耐震化全般に対する広範囲の普及啓発で県民意識向上に努めつつ、地区を単位として補強工事を促す補強相談会や防災教育活動といった直接住民に働きかける取組を市町及び関係団体と連携して積極的に進めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 債務不履行に基づく弁償金等の収入未済額が 6,149,068 円(対前年度比 100.0%)あり、前年度と比べて減少していないので、その収入未済額の減少と今後の発生防止に、より一層努められたい。 (公共用地課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>該当案件は 2 件であり、以下のとおりです。</p> <p>【案件 1】収入未済額 1,581,568 円</p> <ul style="list-style-type: none"> 県と債務者が締結した県単道路改良事業のために取得する土地の売買契約について、債務者が根抵当権抹消登記義務を履行しなかったため、県が抹消登記を代行し、これに要した費用について支払いを求めてきました。 平成 19 年度に債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟を提起して勝訴し、平成 20 年 3 月に債権差押命令を得て取立を行った結果、平成 20 年度には債権の一部を回収しました。 しかしながら、債務者である法人は、法的には存在するものの、法人の財産は残存せず、税務署等に対して営業廃止の届出を行うなど法人の実体がなくなっており、また代表者には営業再開の意思もないため、平成 24 年度末時点で、1,581,568 円が未回収となっています。 債務者である法人の代表者に対して、未収金の支払いを促すとともに、改めて営業再開の意思の有無を確認しました。 <p>【案件 2】収入未済額 4,567,500 円</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般国道 23 号(中勢バイパス)工事に支障となる建物を義務者が撤去しないため、土地収用法に基づき、起業者(国土交通省)から三重県知事に対して代執行を実施するよう請求がなされました。 この請求に基づき、県は平成 22 年度に代執行を実施しました。代執行実施後、義務者に対し、代執行に要した費用(4,567,500 円)の納付命令を行いました。納付されず未収となり、その後、期限を定めて督促状を発送しましたが、納付されませんでした。 平成 23 年度に義務者の財産調査を行い、唯一判明した義務者の所有する土地及び建物(県の債権に優先する抵当権付き)を差し押さえました。 しかし、公売見積価額が、差押財産に設定されていた抵当権の債権額より安価であったため、公売を実施しても、県は配当を受け取る見込みがないことが判明しました。 上記の経緯により、平成 24 年度に国税徴収法の規定に基づき、滞納処分(差押及び公売)の執行を一時停止しました。 <p>2 取組の成果</p> <p>【案件 1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 債務者から未収金を回収することができていません。 営業を再開する意思がないことを確認しました。 <p>【案件 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政代執行費用滞納処分実施マニュアルに基づき、処分停止を継続することの適否について調査を行いました。 その結果、滞納義務者の所在が判明したので聞き取りを行うとともに、金融機関等への財産調査を行いました。数百円の預金しかなく、差し押えできる財産は確認できていません。
<p>平成 26 年度以降(取組予定等)</p> <p>【案件 1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、債務者である法人の代表者に対して、未収金の支払いを促し、営業再開の意思の確認を行い、未収金の回収に努めます。 <p>【案件 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、定期的に義務者の財産調査を行い、財産を確認できた場合は、処分停止の取消を行います。

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 ア 本庁分 (イ) 公営住宅使用料等の収入未済額が 19,773,733 円（対前年度比 77.3%）あり、前年度と比べて 5,807,363 円減少しているものの、その収入未済額の減少と今後の発生防止に、より一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(住宅課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間督促(訪問、電話)、面談を実施して、滞納整理と発生防止を強力に進めました。 ・ 長期滞納者に対しては、住宅明け渡しと家賃支払訴訟を提起するとともに、支払い督促制度も活用して未収金の回収に努めました。 ・ 県外に居住している退去滞納者に対する計画的な訪問を行いました。 ・ 年間を通じ、嘱託員 2 名による督促訪問を実施しました。 ・ 平成 26 年 4 月 1 日施行の「三重県債権管理及び私債権徴収条例」にあわせて「県営住宅滞納整理事務取扱基準」を改正し、2 ヶ月毎（偶数月）から月毎（滞納月の翌々月 15 日）に督促状を送付することとしました。 <p>2 取組の成果</p> <p>過年度未収金が平成 24 年度末現在で 19,773,733 円ありましたが、平成 26 年 3 月末現在で 13,804,110 円に縮減することができました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 25 年度と同様に、滞納整理と発生防止を強力に進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期滞納者への最終催告を行い早期解消に努めます。 ・ 県外に居住している退去滞納者に対する計画的な訪問を行います。 ・ 年間を通じ、嘱託員 2 名による督促訪問を実施します。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(ア) 道路、河川、海岸等の使用料の収入未済額が 9,002,377 円（対前年度比 80.3%）あり、前年度と比べて 2,203,458 円減少しているものの、今後、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。</p> <p style="text-align: center;">（桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 25 年度当初時点での滞納者に対して督促状の送付、電話や訪問による催告を繰り返し行うなど、粘り強く未収金の徴収に努めました。 ・ また、占用許可時には許可条件や占用料の納入などについて詳しく説明し、期限内納付を呼びかけて新たな未収金の発生防止を図りました。 ・ 平成 25 年 5 月 10 日、道路管理課及び流域管理課が合同で担当者会議を開催し、平成 25 年 5 月及び 6 月を未収金解消のための強化期間として一層の取り組みを行うこととし、集中的に滞納者への電話催告、臨戸訪問などを実施しました。 ・ さらに、平成 25 年 11 月 15 日に管理課長会議を開催し、全庁的に実施された徴収強化月間に合わせ、平成 25 年 11 月及び 12 月を未収金解消のための強化期間とし、再度、集中的に滞納者への電話催告、臨戸訪問などを実施し、債権回収に努めました。 <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過年度分の収入未済額は平成 25 年 3 月末時点から減少しましたが、債務者が倒産したなどの要因により、現年度分において未収金が増加し、収入未済額は、平成 26 年 3 月末現在で、9,283,617 円となっています。
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、収入未済額の減少に向け、未収金解消のための強化期間を設定するなど、債権回収の強化を図るとともに、占用許可時に債務者へ制度周知の徹底を行うなど、未収金の発生防止に向けた取組を強力に進めていきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 道路敷使用料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。(四日市建設事務所)</p> <p>(2) 情報公開文書複写料に係る調定決議書の決裁日が誤っていた。(四日市建設事務所)</p> <p>(3) 現金納付された情報公開文書複写料の銀行への収納処理が遅延していた。(四日市建設事務所)</p> <p>(4) 相手方不在で返送された契約解除通知書等の公示送達手続きが行われていなかった。(鈴鹿建設事務所)</p> <p>(5) 現年度の道路敷使用料に係る督促状の発付が行われていないものがあった。(鈴鹿建設事務所)</p> <p>(6) 現金納付された給水施設使用料の銀行への収納処理が遅延していた。(松阪建設事務所)</p> <p>(7) 不納欠損処分にかかる手続きが行われていないものがあった。(松阪建設事務所)</p> <p>(8) 現年度の河川使用料等に係る督促状の発付が行われていないものがあった。(松阪建設事務所)</p> <p>(9) 現金納付された情報公開文書複写料の銀行への収納処理が遅延していた。(伊勢建設事務所)</p> <p>(10) 相手方不在で返送された契約解除通知書等の公示送達手続きが行われていなかった。(志摩建設事務所)</p> <p>(11) 情報公開文書複写料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。(伊賀建設事務所)</p> <p>(12) 他所属の収納済通知書が収入証拠書に綴られていた。(伊賀建設事務所)</p> <p>(13) 歳入に係る財務会計システムの相手方情報修正確認票について、出納員の確認が行われていなかった。(伊賀建設事務所)</p> <p>(14) 入港料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。(尾鷲建設事務所)</p> <p>(15) 現年度の港湾施設使用料等に係る督促状の発付が行われていないものがあった。(尾鷲建設事務所)</p> <p>(16) 破産事件に対する交付要求の遅れているものがあった。(尾鷲建設事務所)</p> <p>(17) 道路敷使用料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。(熊野建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 道路移管の事務処理の際、担当者間の情報共有が十分行われていなかったことから発生した事案であるため、今後このような事案が発生しないよう、占用料徴収事務担当者の情報共有を徹底しました。(四日市建設事務所)</p> <p>(2) 現金受入(領収)日を入力する際、誤った日付を入力してしまった事案であるため、入力時及び出力された帳票についても複数人で確認するように徹底しました。(四日市建設事務所)</p> <p>(3) 現金を受け入れてから4日後に現金収納票を作成した事案であるため、遅くても翌日には収納処理を行うよう徹底しました。(四日市建設事務所)</p> <p>(4) 今後は、相手方に未到達の通知については公示手続きをとり、法的な側面からも手続きに漏れがないか確認するなど、適正な事務処理に努めるよう情報共有を徹底しました。(鈴鹿建設事務所)</p> <p>(5) 複数の職員で定期的に収納状況を確認することとし、また担当者間で滞納処分要領の再確認を行いました。(鈴鹿建設事務所)</p> <p>(6) 財務会計システム入力の際のチェックや、複数の職員での連携した現金日計表や収入未済等の定期的なチェックを行い、再発防止に努めました。(松阪建設事務所)</p> <p>(7) 不納欠損処分に必要な手続きを進めました。(松阪建設事務所)</p> <p>(8) 督促状の発付漏れがないよう、複数の職員がチェックすることを徹底し、再発防止に努めました。(松阪建設事務所)</p> <p>(9) 現金を金庫内の複数箇所保管していたことに加え、翌日収納分現金の確認ミスにより発生し</p>

たものであるため、金庫での保管場所を1箇所を集約するとともに、翌日送り分の現金を確認するよう徹底しました。(伊勢建設事務所)

(10) 今後は、相手方に未到達の通知については公示手続きをとり、法的な側面からも手続きに漏れがないか確認するなど、適正な事務処理に努めるよう情報共有を徹底しました。(志摩建設事務所)

(11) 公文書開示請求において、請求と異なる公文書を開示したことにより発生したものであるため、開示対象となる公文書を特定する際に誤りが発生しないようチェック項目の見直しを行いました。(伊賀建設事務所)

(12) 収納済通知書が出納局から送付された際に、確認を徹底しました。(伊賀建設事務所)

(13) 道路敷使用料債務者の内容変更において発生したものであり、出納員の決裁及び担当者における決裁後の確認を徹底しました。(伊賀建設事務所)

(14) 財務会計システムで誤って二重に調定し、納入された重複分を返納したものであるため、財務会計システムでの入力処理誤りが生じないように、複数の職員で調定状況を確認するなど点検を強化しました。(尾鷲建設事務所)

(15) 定められた時期に督促状を発送するとともに、同様の事案が生じないように、複数の職員で収納状況を確認するなど点検を強化しました。(尾鷲建設事務所)

(16) 破産管財人から通知があった交付要求書提出期日に遅れ、交付要求書を送付したものであるため、今後このような事案が発生しないよう、情報共有を徹底しました。(尾鷲建設事務所)

(17) 申請者からの占用申請に基づき書面審査のうえ許可をしたものの、一部に民有地が含まれていることが判明し、該当分の許可を取り消して占用料を戻出した事案であるため、実績のない事業者等からの申請には十分な現地調査を行うなど、より慎重な審査を行うこととしました。(熊野建設事務所)

2 取組の成果

(1)～(6)、(8)～(17)

平成25年度において、同様の事例は発生していません。

(7) 平成25年11月18日付けで不納欠損処分の手続が完了しました。

平成26年度以降(取組予定等)

(1)～(17)

同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。また、コリンズ（工事实績情報システム）等への変更登録漏れや登録遅れなどについては、関係事業者への的確な指導等に努められたい。

ア 業務委託（◎は特命随意契約）

◎(1) 【平成 24 年度用地事務委託】

・契約書に契約保証金についての記載がされていなかった。（公共用地課）

◎(2) 【建設業者の経営事項審査に関する支援業務委託】

・契約書に再委託についての記載がされていなかった。（建設業課）

◎(3) 【近畿自動車道名古屋神戸線標準地鑑定等業務委託】

・変更契約時の出納局事前検査を受けていなかった。（新名神推進課）

◎(4) 【平成 24 年度流域下水道汚泥処理業務】

・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。（下水道課）

◎(5) 【構造計算適合性判定業務委託単価契約】

・契約書等に、三重県暴力団排除条例に基づく対応についての記載がされていなかった。（建築開発課）

◎(6) 【三重県木造住宅耐震診断マニュアル改訂作業委託】

・仕様書特記事項に受託者とすべきところを委託者と記載していた。（住宅課）

◎(7) 【平成 24 年度桑名建設事務所管内現場技術業務委託】

・執行伺いに記載すべき必要事項が記載されていなかった。
・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。（桑名建設事務所）

◎(8) 【プリンター（DocuPrint505）の保守業務委託】

・執行伺い及び契約伺いに記載すべき必要事項が記載されていなかった。
・見積書に見積年月日が記載されていなかった。
・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。（桑名建設事務所）

◎(9) 【墓地管理業務委託】

・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。（鈴鹿建設事務所）

◎(10) 【志摩庁舎エレベーター保守点検業務委託】

・契約書（仕様書）に誤った履行期間が記載されていた。（志摩建設事務所）

(11) 【志摩庁舎清掃警備業務委託】

・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。（志摩建設事務所）

◎(12) 【管内現場技術業務委託】

・契約準備行為を行っているが、執行伺いに「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載がされていなかった。（伊賀建設事務所）

◎(13) 【現場技術業務委託】

・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。（熊野建設事務所）

◎(14) 【草刈作業業務委託】

・執行伺い決裁後の出納局事前審査を受けていなかった。
・契約書に契約保証金についての記載がなく、契約保証金免除の適用根拠も不明確であった。（熊野建設事務所）

講じた措置

平成 25 年度

1 実施した取組内容

- (1) 該当の起案文に契約保証金免除の旨を記載し修正するとともに、再発防止に向けて課内での周知を行いました。(公共用地課)
- (2) 契約内容が明確になるよう、再委託について記載するよう職員に周知をしました。(建設業課)
- (3) 執行伺表紙に「出納局事前検査必要」の旨表示を行うこととして、再発防止に努めました。(新名神推進課)
- (4), (5), (7)～(9), (13)
契約書に暴力団等不当介入時における対応を記載することについて課(所)内に周知しました。
なお、公共事業運営課が平成 26 年 2 月 19 日付で現場技術業務委託実施要領に暴力団排除に関する項目等を追加する改正を行い記載の徹底を図りました。
(下水道課、建築開発課、桑名建設事務所、鈴鹿建設事務所、熊野建設事務所)
- (6) 契約図書に誤記等がないように十分に注意し、印刷後に再度読み直す等、確認を行いました。(住宅課)
- (7) 執行伺いに予算額の記載をしていなかったことによるもので、予算残額を確認し予算額を記載することとして所内に周知しました。(桑名建設事務所)
- (8) 監査意見を会計事務職員に周知するとともに、決裁者による複数チェックを行いました。(桑名建設事務所)
- (10), (11)
同様の事案が生じないよう、職員に周知しました。(志摩建設事務所)
- (12) 契約準備行為において記載を要する事項について関係者に周知を行いました。(伊賀建設事務所)
- (14) ・ 出納局事前検査対象について改めて所内に周知しました。
・ 契約書様式に契約保証金の項目を追加するよう改めました。
なお、契約保証金免除理由については、契約締結伺に明記するよう改めました。(熊野建設事務所)

2 取組の成果

- (1)～(12)、(14)
平成 25 年度において、同様の事案は発生していません。
- (7), (13)
監査において指摘を受けた後は、同様の事案は発生していません。

平成 26 年度以降（取組予定等）

- (1)～(14)
同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。また、コリンズ（工事实績情報システム）等への変更登録漏れや登録遅れなどについては、関係事業者への的確な指導等に努められたい。</p> <p>イ 国補工事</p> <p>(1) 【県庁統制局 水防情報システム通信サーバー・表示端末装置改修工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期の算出根拠が整理されていなかった。 ・「工事カルテ」の受注登録が遅れていた。 <p style="text-align: right;">(河川・砂防課)</p> <p>(2) 【一般国道 306 号舗装修繕工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期の算出根拠が整理されていなかった。 ・「工事カルテ」の変更登録が行われていなかった。 <p style="text-align: right;">(鈴鹿建設事務所)</p> <p>(3) 【一級水系淀川水系 河内谷川(中出谷川)砂防工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期の算出根拠が整理されていなかった。 ・リサイクル認定製品の「認定製品一覧表（総括表）」及び「使用検討チェックリスト（個別表）」が設計書に添付されていなかった。 <p style="text-align: right;">(伊賀設事務所)</p> <p>(4) 【一級河川木津川 河川改修工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期の算出根拠が整理されていなかった。 ・「工事カルテ」の変更登録が行われていなかった。 <p style="text-align: right;">(伊賀設事務所)</p> <p>(5) 【一般国道 422 号 道路改良（舗装その 2）工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期の積算根拠が整理されていなかった。 ・「工事カルテ」の変更登録が遅れていた。 <p style="text-align: right;">(尾鷲建設事務所)</p> <p>(6) 【二木島相川小向地区 急傾斜地崩壊防止工事（その 1）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準工期の端数計算を誤っていた。 ・リサイクル認定製品の「認定製品一覧表（総括表）」及び「使用検討チェックリスト（個別表）」が設計書に添付されていなかった。 <p style="text-align: right;">(熊野建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 工期の算出根拠の整理について</p> <p>(1)～(5)</p> <p>工期の算出根拠を確実に整理するよう、監督員に周知・徹底するとともに、検算及び決裁時に点検を強化しました。</p> <p style="text-align: right;">(河川・砂防課、鈴鹿建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所)</p> <p>② 「工事カルテ」の変更登録の遅れ（漏れ）について</p> <p>(1), (2), (4), (5)</p> <p>「工事カルテ」の登録が適切に実施されるよう、「工事カルテ」の確認を監督員に徹底するとともに、所(課)内の点検を強化しました。</p> <p style="text-align: right;">(河川・砂防課、鈴鹿建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所)</p> <p>③ その他の意見について</p> <p>(3) リサイクル認定製品にかかるチェックリスト等については、設計書の複数チェックの中で確認するよう徹底しました。</p> <p style="text-align: right;">(伊賀建設事務所)</p> <p>(6)・ リサイクル認定製品の総括表、個別表の添付について、当事務所会議で当該指摘の情報共有を行うことで各課長以上の認識の統一を図りました。</p> <p>また、各課内会議においてすべての設計書に添付するよう周知し、工事積算書検算及び決裁時に添付漏れがないか点検を強化しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準工期の端数処理について、事務所会議で当該指摘の情報共有を行うことで各課長以上の認識の統一を図りました。また、各課内会議において積算基準上の標準工期の算出の考え方について再確認を行い、工事積算書検算及び決裁時の点検を強化しました。 <p style="text-align: right;">(熊野建設事務所)</p>

2 取組の成果

周知・徹底や点検の強化を行った結果、「三重県公共工事共通仕様書」等に関する職員の意識の向上を図ることができました。

平成 26 年度以降（取組予定等）

同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。また、コリンズ（工事实績情報システム）等への変更登録漏れや登録遅れなどについては、関係事業者への的確な指導等に努められたい。

ウ 県単工事

- (1) 【水位雨量観測所等 蓄電池取替工事】
・工期の算出根拠が整理されていなかった。 (河川・砂防課)
- (2) 【県内 雨量計取替工事】
・工期の算出根拠が整理されていなかった。 (河川・砂防課)
- (3) 【飯野高等学校多文化共生棟ほか 建築工事】
・工期の算出根拠が整理されていなかった。
・リサイクル認定製品の「認定製品一覧表（総括表）」及び「使用検討チェックリスト（個別表）」が設計書に添付されていなかった。 (営繕課)
- (4) 【明野高等学校教室棟ほか 外壁改修工事】
・工期の算出根拠が整理されていなかった。
・「工事カルテ」の変更登録が遅れていた。 (営繕課)
- (5) 【主要地方道桑名大安線 道路改良(養父川護岸工)工事】
・工期の算出根拠が整理されていなかった。 (桑名建設事務所)
- (6) 【一級河川大山田川 河川局部改良工事】
・「工事カルテ」の変更登録が遅れていた。 (桑名建設事務所)
- (7) 【二級水系員弁川水系小滝川 公共土木施設維持管理(堆積土砂撤去)工事】
・「工事カルテ」の変更登録が遅れていた。 (桑名建設事務所)
- (8) 【南長太地区海岸他 海岸堤防緊急対策工事】
・「施工計画書」が工事着手届より相当期間遅れて提出されていた。
・「工事カルテ」の変更登録が行われていなかった。 (鈴鹿建設事務所)
- (9) 【主要地方道神戸長沢線 舗装修繕工事】
・「総合評価方式技術提案履行確認協議書」が期限内に提出されていなかった。 (鈴鹿建設事務所)
- (10) 【宮川ダム 宮川堰堤維持1号クレストゲート応急工事】
・「工事カルテ」の変更登録が遅れていた。
・「施工体制点検チェックリスト」が設計書に添付されていなかった。 (松阪建設事務所)
- (11) 【二級河川阪内川他1川 河川局部改良(河床掘削)工事】
・工期の算出根拠が整理されていなかった。 (松阪建設事務所)
- (12) 【二級河川前川 河川局部改良工事】
・「工事カルテ」の変更登録が遅れていた。 (志摩建設事務所)
- (13) 【一般県道種生奥鹿野線道路改良工事】
・工期の算出根拠が整理されていなかった。 (伊賀建設事務所)
- (14) 【長島港 海岸局部改良(陸閘自動化)工事(その1)】
・工期の算出根拠が整理されていなかった。 (尾鷲建設事務所)
- (15) 【一般国道311号 道路啓開対策工事】
・「工事カルテ」の変更登録が遅れていた。 (尾鷲建設事務所)
- (16) 【二級河川北川他 公共土木施設維持管理(樋門・防潮扉修繕)工事】
・工期の算出根拠が整理されていなかった。 (尾鷲建設事務所)
- (17) 【一般県道小船紀宝線 公共土木施設維持管理(法面)工事】
・リサイクル認定製品の「認定製品一覧表（総括表）」及び「使用検討チェックリスト（個別表）」が設計書に添付されていなかった。
・「工事カルテ」の受注、変更及び完成登録が遅れていた。 (熊野建設事務所)
- (18) 【井田地区海岸 井田海岸緊急保全(養浜工)工事(その1)】
・リサイクル認定製品の「認定製品一覧表（総括表）」及び「使用検討チェックリスト（個

別表)」が設計書に添付されていなかった。
(19) 【一般県道熊野川紀和線 災害防除施設工事】
・「工事カルテ」の変更登録が遅れていた。

(熊野建設事務所)

(熊野建設事務所)

講じた措置

平成 25 年度

1 実施した取組内容

① 工期の算出根拠の整理について

(1)～(5), (11), (13), (14), (16)

工期の算出根拠を確実に整理するよう、監督員に周知・徹底するとともに、検算及び決裁時に点検を強化しました。

(河川・砂防課、営繕課、桑名建設事務所、松阪建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所)

② 「工事カルテ」の変更登録の遅れ(漏れ)について

(4), (6)～(8), (10), (12), (15), (17), (19)

「工事カルテ」の登録が適切に実施されるよう、「工事カルテ」の確認を監督員に徹底するとともに、課(所)内の点検を強化しました。

(営繕課、桑名建設事務所、鈴鹿建設事務所、松阪建設事務所、志摩建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所)

③ その他の意見について

(3), (17), (18)

リサイクル認定製品の「認定製品一覧表(総括表)」及び「使用検討チェックリスト(個別表)」の添付について、設計書に添付する必要性を職員に周知するとともに、課(所)内の点検に努めました。
(営繕課、熊野建設事務所)

(8) 共通仕様書記載部分を関係職員に周知を図り、契約後一ヶ月以内に「施工計画書」を提出させるよう関係職員に指導、徹底を図りました。
(鈴鹿建設事務所)

(9) 簡易総合評価方式にかかる要領を関係職員に周知を図りました。
(鈴鹿建設事務所)

(10) 「施工体制点検チェックリスト」の設計書への添付漏れがないよう、監督員に徹底するとともに、所内の点検を強化しました。
(松阪建設事務所)

2 取組の成果

周知・徹底や点検の強化を行った結果、「三重県公共工事共通仕様書」等に関する職員の意識の向上を図ることができました。

平成 26 年度以降(取組予定等)

同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

<p>監査の結果</p>	
<p>2 財務等に関する意見</p>	
<p>(2) 支出に関する事務</p>	
<p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。また、コリンズ（工事实績情報システム）等への変更登録漏れや登録遅れなどについては、関係事業者への的確な指導等に努められたい。</p>	
<p>エ 調査、設計業務委託</p>	
<p>(1) 【近畿自動車道名古屋神戸線 起業地維持管理業務委託（菰野工区）】</p>	<p>・工期の算出根拠が整理されていなかった。 (新名神推進課)</p>
<p>(2) 【一般国道 25 号外 県単道路調査（路面性状調査）業務委託】</p>	<p>・「業務カルテ」の変更登録、竣工登録が遅れていた。 (道路管理課)</p>
<p>(3) 【熊野川他 水位観測所詳細設計業務委託】</p>	<p>・工期の算出根拠が整理されていなかった。 (河川・砂防課)</p>
<p>(4) 【被災者住宅支援体制緊急構築事業支援 被災住宅再建等戸数算定方法検討業務委託】</p>	<p>・工期の算出根拠が整理されていなかった。 (住宅課)</p>
<p>(5) 【一般国道 306 号(大安新橋)ほか 2 橋 公共土木施設維持管理(橋梁耐震補強設計)業務委託】</p>	<p>・「業務カルテ」の変更登録が遅れていた。 (桑名建設事務所)</p>
<p>(6) 【二級河川員弁川 河川改修(不発弾調査及び地下水調査)業務委託】</p>	<p>・工期の算出根拠が整理されていなかった。 (桑名建設事務所)</p>
<p>(7) 【一般県道四日市鈴鹿線(鈴鹿橋) 道路改良(仮橋撤去)積算資料作成業務委託】</p>	<p>・工期の算出根拠が整理されていなかった。 (鈴鹿建設事務所)</p>
<p>(8) 【宮川ダム 宮川堰堤維持堆砂測量業務委託】</p>	<p>・工期の算出根拠が整理されていなかった。 ・「業務カルテ」の変更登録が遅れていた。 (松阪建設事務所)</p>
<p>(9) 【櫛田川圏域 土砂災害防止法(基礎調査)業務委託】</p>	<p>・「業務カルテ」の完了登録資料が完成図書に綴られていなかった。 (松阪建設事務所)</p>
<p>(10) 【一級河川木津川河川改修(積算資料作成)業務委託】</p>	<p>・工期の算出根拠が整理されていなかった。 (伊賀建設事務所)</p>
<p>(11) 【一般国道 368 号道路改良(2 号橋橋梁詳細設計)業務委託】</p>	<p>・委託業務打合せ簿に決裁を受けていないものがあった。 ・「業務カルテ」の変更登録が遅れていた。 (伊賀建設事務所)</p>
<p>(12) 【一般県道加太柘植線(紅葉橋)橋梁詳細設計業務委託】</p>	<p>・「業務カルテ」の変更登録が遅れていた。 (伊賀建設事務所)</p>
<p>(13) 【長島港 海岸局部改良(陸間動力化)積算業務委託】</p>	<p>・契約の内容及び随意契約理由が公表されていなかった。 (尾鷲建設事務所)</p>
<p>(14) 【一般国道 422 号紀伊長島インター線 道路改良(工損事前調査)業務委託その 2】</p>	<p>・工期の算出根拠が整理されていなかった。 (尾鷲建設事務所)</p>
<p>(15) 【二級河川船津川他 3 河川 河川測量業務委託】</p>	<p>・工期の算出根拠が整理されていなかった。 ・総合評価落札方式の適用除外とした際の入札審査会の記録、資料が整理されていなかった。 (尾鷲建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p>	
<p>平成 25 年度</p>	
<p>1 実施した取組内容</p>	
<p>①工期の算出根拠の整理について</p>	
<p>(1), (3), (4), (6)～(8), (10), (14), (15)</p>	
<p>工期の算出根拠を確実に整理するよう、監督員に周知・徹底するとともに、検算及び決裁時に点検を強化しました。</p>	
<p>(新名神推進課、河川・砂防課、住宅課、桑名建設事務所、鈴鹿建設事務所、松阪建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所)</p>	

②「業務カルテ」の変更登録、竣工登録の遅れについて

(2), (5), (8), (11), (12)

「業務カルテ」の登録が適切に実施されるよう、「業務カルテ」の確認を監督員に徹底するとともに、所(課)内の点検を強化しました。

(道路管理課、桑名建設事務所、松阪建設事務所、伊賀建設事務所)

③ その他の意見について

(9) 「業務カルテ」の完了登録資料が完成図書に確実に綴られるよう、監督員に徹底するとともに、所内の点検を強化しました。(松阪建設事務所)

(11) 委託業務打合せ簿の決裁については、確実に行うよう徹底しました。(伊賀建設事務所)

(13) 随意契約理由の公表について、所内で周知・徹底を図り、再発防止に努めました。(尾鷲建設事務所)

(15) 総合評価落札方式の適用除外とした理由を示す書類の作成について所内において周知・徹底を図り、再発防止に努めました。(尾鷲建設事務所)

2 取組の成果

周知・徹底や点検の強化を行った結果、「三重県測量業務共通仕様書」等に関する職員の意識の向上を図ることができました。

平成 26 年度以降（取組予定等）

同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。また、コリンズ（工事实績情報システム）等への変更登録漏れや登録遅れなどについては、関係事業者への的確な指導等に努められたい。</p> <p>オ 公共工事等入札の実施状況</p> <p>(1) 【レク都市熊野灘臨海公園（大白地区）公園施設（グラウンド舗装）工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価落札方式の適用除外とした際の入札審査会の記録、資料が整理されていなかった。 <p style="text-align: right;">（尾鷲建設事務所）</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 総合評価落札方式の適用除外とした理由を示す書類の作成について所内において周知・徹底を図り、再発防止に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 周知・徹底や点検の強化を行った結果、三重県公共工事共通仕様書等に関する職員の意識の向上を図ることができました。</p>
平成 26 年度以降（取組予定等）
<p>(1) 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。また、コリンズ（工事实績情報システム）等への変更登録漏れや登録遅れなどについては、関係事業者への的確な指導等に努められたい。</p> <p>カ 補助金</p> <p>(1) 【土地区画整理事業費補助金】</p> <p>・実績報告書が提出期限までに提出されていなかった。 (都市政策課)</p>
講じた措置
<p><u>平成 25 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 25 年 9 月 3 日付け事務連絡を発出し、当該年度事業の実績報告書が提出期限までに提出されるよう、対象となる土地区画整理組合に対し周知徹底を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 25 年度事業については、事業完了後、提出期限までに実績報告書が提出されました。</p>
<p><u>平成 26 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>同様の事案が発生しないよう、「土地区画整理事業補助金交付要領」の周知徹底に取り組みます。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。また、コリンズ（工事实績情報システム）等への変更登録漏れや登録遅れなどについては、関係事業者への的確な指導等に努められたい。 キ 旅 費 (1) 【若手建設技術者のための施工技術の基礎】 ・復命書に用務時間が記載されていなかった。 (桑名建設事務所)
講じた措置
<u>平成 25 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 復命書に用務時間を記入するとともに、出張にかかる一連の書類（開催通知等）を添付するよう周知しました。 2 取組の成果 (1) 監査以降は適切に処理しています。
<u>平成 26 年度以降（取組予定等）</u> (1) 引き続き、同様の取組を続けます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。また、コリンズ（工事实績情報システム）等への変更登録漏れや登録遅れなどについては、関係事業者への的確な指導等に努められたい。</p> <p>ク 物品等購入</p> <p>(1) 請求書に日付の記載のないものがあった。 (松阪建設事務所)</p> <p>(2) 支出負担行為の未決裁のまま、物品の調達されているものがあった。 (熊野建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 請求書の必要事項に記載漏れがないよう、請求書受理時の点検を職員に徹底するとともに、所内の点検を強化しました。 (松阪建設事務所)</p> <p>(2) 支出負担行為の決裁漏れがないよう、決裁の確認を職員に徹底しました。 (熊野建設事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 周知徹底や点検の強化を行った結果、会計事務に関する職員の意識の向上を図ることができました。 (松阪建設事務所)</p> <p>(2) 決裁の確認を徹底し、以降、決裁漏れは発生していません。 (熊野建設事務所)</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1), (2)</p> <p>同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費</p> <p>人件費について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 特殊勤務手当実績簿が未入力で、危険作業手当が支給されていない職員がいた。 (桑名建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 25 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 監査意見は、平成 23 年 4 月から総務事務システムによる職員本人の申請となり、システムでの入力が漏れていたため危険作業手当が支給されていなかったことによるものです。 未支給分について給付するとともに、同じ事案を繰り返さないため、所全体の職員に対して常に声かけを行い、申請漏れ等がないよう勤務管理を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 上記の取組の結果、同様の事例は発生していません。</p>
<p><u>平成 26 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) 引き続き、同様の取組を続けます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 県土整備部所管の廃道敷、廃川敷等の普通財産が、61,255.21 m²あり、そのうち 32,961.77 m²が未利用地となっている。 (公共用地課、港湾・海岸課、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、伊勢建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所)</p> <p>(2) 道路管理瑕疵による事故が 1 件発生していた。 (桑名建設事務所)</p> <p>(3) 道路管理瑕疵による事故が 4 件発生していた。 (四日市建設事務所)</p> <p>(4) 売却処分された物品の処分決議が行われていなかった。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(5) 道路管理瑕疵による事故が 1 件発生していた。 (伊勢建設事務所)</p> <p>(6) 公有財産台帳への計上漏れがあった。 (志摩建設事務所)</p> <p>(7) 自動販売機設置場所の貸付に係る契約相手方からの売上報告の提出遅延があった。 (志摩建設事務所)</p> <p>(8) 道路管理瑕疵による事故が 2 件発生していた。 (伊賀建設事務所)</p> <p>(9) 一部の備品が所在不明となっていた。 (伊賀建設事務所)</p> <p>(10) 物品標示票が貼付されていない備品があった。 (伊賀建設事務所)</p> <p>(11) 道路管理瑕疵による事故が 1 件発生していた。 (尾鷲建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア</p> <p>(1) ・ 県が所有する廃川敷・廃道敷（河川や道路の付け替えなどによって行政財産としての用途がなくなった土地）は、土地の形状・面積等の条件が宅地としての利用に適さないものが多く売却処分は困難ですが、処分可能なものについては、隣接土地所有者等への売却、インターネット・オークションに参加しての売却に取り組みました。</p> <p>・ 未利用地となっていた津松阪港埋立地ほかの 14,219.57 m²のうち松阪市大口地区の未利用地 13,607 m²の売却のため入札を行い、平成 26 年 2 月 4 日に落札決定、2 月 28 日に売買契約を締結しました。 (公共用地課、港湾・海岸課、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、伊勢建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所)</p> <p>(2) 道路上にあったとみられる落石が原因で発生した事案であるため、道路パトロール担当者等に事故内容を周知するとともに、事故現場付近の点検をしました。 (桑名建設事務所)</p> <p>(3) 道路の陥没が原因で発生した事案であるため、道路パトロール担当者等に事故内容を周知するとともに、舗装面の損傷が著しい道路については計画的に舗装修繕を行いました。 (四日市建設事務所)</p> <p>(4) 平成 25 年 4 月 1 日付けで廃棄処分の手続きをし、物品管理台帳から削除しました。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(5) 道路側面からの落石が原因で発生した事案であり、その対策として、落石防止柵を設置（平成 26 年 3 月 20 日完成）しました。 (伊勢建設事務所)</p> <p>(6) 庁舎電話交換設備工事の価格を公有財産台帳に記載するとともに、公有財産規則で定められた異動・定期報告が適切に行われるよう事務処理の周知・徹底を図りました。 (志摩建設事務所)</p> <p>(7) 契約相手方に対し、期日までに提出するよう指導しました。 (志摩建設事務所)</p> <p>(8) 道路パトロール担当者等に事故内容を周知のうえ、道路パトロールを強化し、道路上で障害等</p>

を確認した場合は、障害の状況に応じて、直営作業又は小規模委託による復旧を実施しました。

職員に対して、出張、現場への移動にあたっては、県管理道路を通行し、道路上で障害等を確認し報告するよう周知しました。(伊賀建設事務所)

- (9) 昭和 59 年度に購入した備品の所在が確認できなかったものであり、備品の処分に係る事務手続きが行われていなかったと考えられることから、所要の事務処理を行うとともに、他の備品についても物品管理台帳と現物との突合を行いました。(伊賀建設事務所)
- (10) 昭和 54 年度に購入した備品の備品シールが確認できなかったものであり、作成のうえ貼付しました。貼付されていた備品シールが時間の経過や使用状況によって、剥がれたと考えられるため、他の備品についても物品管理台帳と現物との突合と併せて確認を行いました。(伊賀建設事務所)
- (11) 道路の側溝本体と側溝蓋の隙間が原因で発生した事案であるため、同種の事故が発生しないよう、道路パトロール担当者等に事故内容を周知するとともに、点検を実施しました。(尾鷲建設事務所)

2 取組の成果

ア

- (1) 平成 25 年度売却実績
契約件数 6 件 (計 15, 293. 32 m²)
(公共用地課、港湾・海岸課、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、伊勢建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所)
- (2), (3), (5), (8), (11)
道路パトロールによる早期発見と修繕等の対応により、同様の事案は発生していません。
(桑名建設事務所、四日市建設事務所、伊勢建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所)
- (4) 物品の管理について不適正な事案は無くなりました。(鈴鹿建設事務所)
- (6) (7)
同様の事案は発生していません。(志摩建設事務所)
- (9) (10)
同様の事案は発生していません。(伊賀建設事務所)

平成 26 年度以降 (取組予定等)

ア

- (1) 引き続き、隣接土地所有者への売却、一般競争入札及びインターネット・オークション等を活用して売却手続きを進めるとともに、公共事業の代替地としての活用等、県有普通財産の有効活用を図っていきます。(公共用地課)
- (2), (3), (5), (8), (11)
同様の事案が再度発生しないよう、道路パトロールを強化するとともに、道路の計画的な維持修繕に努めます。
(桑名建設事務所、四日市建設事務所、伊勢建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所)
- (4), (6), (7), (9), (10)
同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。
(鈴鹿建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所)

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) 公用車の損傷（修理代 106,501 円） (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(2) 切手の盗難（損害額 27,000 円） (伊勢建設事務所)</p> <p>(3) 公用車の損傷（修理代 246,119 円） (尾鷲建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 25 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>イ</p> <p>(1) 現場より帰庁、公用車を入庫しようとして後退したところ、後方確認を誤り、車庫棟支柱に車両の後部を接触させ、後部バンパー及びテールランプを破損しました。職員に注意喚起をするとともに、同乗者の誘導について指導しました。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(2) 所属金庫内で保管する切手シートが紛失していた事案であり、内部調査をおこなったものの発見できず警察署へ盗難届を提出しました。所属職員に対して事案の発生を周知するとともに注意喚起を行いました。 (伊勢建設事務所)</p> <p>(3) 所内会議等を通じて注意喚起を行い、交通安全及び県有財産の適正管理に対する意識の向上を図りました。</p> <p>また、所属長による公用車の鍵の管理や運転前後の損傷の確認の徹底、全職員対象の交通安全講習会の開催等交通事故防止に努めました。 (尾鷲建設事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>イ</p> <p>注意喚起及び再発防止の徹底を行った結果、職員の交通安全及び県有財産の適正管理に対する意識の向上を図ることができました。</p>
<p><u>平成 26 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>イ</p> <p>同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化、職員への周知徹底に努めます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見 (4) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 公共用地の未登記 (1) 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 4,981 筆、1,292,519.67 m²ある。 (桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容 ウ (1) 平成 17 年度以降の処理方針に基づき案件毎のカルテ (H14～H16 で作成) を活用しながら、引き続き計画的に未登記処理を行いました。 ①処理目標 45 筆 前年度に引き続き、三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会等との連携を図り、処理効果が上がる取組を行いました。 ②毎月処理状況把握・・・取組の進捗状況を把握し、進行管理を行いました。 ③未登記対策支援担当による未登記対策の支援 ④未登記担当者会議・・・3 回開催し、意見交換や情報共有を行いました。</p> <p>2 取組の成果 ウ 平成 25 年度における未登記処理の目標を 45 筆として土地の調査・測量・登記手続等に取り組んだ結果、48 筆を処理しました。 しかしながら、未登記の処理には、分筆のための公図混乱地域一帯の関係者による境界確認や相続問題等の権利関係の整理、土地測量のための多額の予算等が必要であり、取組が長期化している状況にあります。</p>
<p>平成 26 年度以降 (取組予定等)</p> <p>ウ 引き続き、平成 17 年度以降の処理方針に沿って、中期処理計画 3 ケ年 (135 筆) の処理目標を達成するよう、上記の協会と連携しながら、未登記処理に取り組めます。 また、現在の実状に適合した新たな処理方針を策定するには、案件毎に調査・整理し新たな分類を作成する必要があることから、残件について分析作業を行います。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制</p> <p>(ア) 事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 「草刈り作業の自治会等への業務委託実施要領」を作成し、その中で契約書等の雛形を提示しているが、暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載が漏れていた。 (道路管理課)</p> <p>(2) 支出証拠書類に添付の請求書に日付の記載漏れなどがあった。 (桑名建設事務所)</p> <p>(3) 郵券証紙類について、平成 24 年度年間見込み使用量を誤ったことなどにより、年度末の在庫枚数が年度使用量に比べ多いものがあった。 (四日市建設事務所)</p> <p>(4) 負担金の金額誤りにより歳出戻入を行っていた。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(5) 土地賃借料を支払う際の事務処理誤りにより、歳出戻入を行っていた。 (松阪建設事務所)</p> <p>(6) 金品亡失報告書の提出が遅れているものがあった。 (志摩建設事務所)</p> <p>(7) 公文書開示に際し異なる文書を開示したものがあった。 (伊賀建設事務所)</p> <p>(8) 金品亡失報告書の提出が遅れているものがあった。 (伊賀建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 草刈り作業の自治会等への業務委託については、当課において、実施要領等を定め、各建設事務所に文書で通知していますが、今回の記載漏れについては、平成 24 年度版の実施要領等作成時に担当者が失念していたことが原因でした。 なお、平成 25 年度版の実施要領等は、平成 25 年 4 月 19 日付けで既に通知していますが、その中では、暴力団等不当介入時における受託事業者の対応を記載し、主な変更点として周知しました。 (道路管理課)</p> <p>(2) 支出命令書確認時に、支出証拠書類である請求書のチェックが不十分であったことが原因と考えられます。担当者と決裁者において、複数チェックを行うことを再確認しました。 (桑名建設事務所)</p> <p>(3) 過去の使用実績量や使用見込量を十分精査し、大量に在庫枚数が多くなるよう慎重に購入するようにしました。 (四日市建設事務所)</p> <p>(4) 支出命令書確認時に、支出証拠書類との突合が不十分であったことから、担当者や決裁者において、複数チェックを行うことを再確認しました。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(5) 振込不能になるまで契約相手方が死亡した事実を把握出来ていなかったことにより発生したもので、契約相手方への事前確認を行うなど、適切な処置を行いました。 (松阪建設事務所)</p> <p>(6) 公用車の損傷事故の発生に伴う金品亡失届の提出が遅れたものであり、迅速な事務処理の周知・徹底を図りました。 (志摩建設事務所)</p> <p>(7) 公文書開示請求において、開示請求のあった委託業務名と類似した名称の委託業務とを取り違えて開示したことにより発生したもので、開示対象となる公文書を特定する際に誤りが発生しないようチェック項目を見直しました。 (伊賀建設事務所)</p> <p>(8) 公用車の自損事故の発生に伴い、事故報告は行っていたが、並行して行う金品亡失報告が遅延したもので、関連する報告については担当者相互に確認を行うこととしました。 (伊賀建設事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 25 年度の草刈り作業の自治会等への業務委託については、各建設事務所において上記で更新された条項等を使用して業務を実施しました。 (道路管理課)</p> <p>(2) 以降の支出業務において、請求日の記載漏れのみならず、住所や代表者名などと共通債権者の登録内容との相違を発見し、業者に変更手続きの指導を行いました。 (桑名建設事務所)</p> <p>(3), (4), (6)～(8) 同様の事案は発生しておりません。</p>

- (四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所)
- (5) 上記取組への着手時期が平成 25 年度途中であったため、年度当初において、同様な事案が発生しましたが、以後、同様の事案は発生していません。(松阪建設事務所)

平成 26 年度以降（取組予定等）

同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(5) 事務管理体制

(イ) 本庁及び地域機関において積算誤り等により入札を中止した事案が 35 件見受けられたので、今後、工事の円滑な実施に向け、チェック体制を強化し適正な事務処理に努められたい。加えて、公共事業運営課及び建設業課においては、このような誤りを未然に防止するために、チェックリストや事例集を作成し、注意喚起を行っているところであるが、今後も引き続き、円滑かつ適切な発注業務ができるよう取り組まれない。

(公共事業運営課、建設業課)

- (1) 積算誤り等により入札を中止したものが 3 件あった。 (営繕課)
- (2) 積算誤り等により入札を中止したものが 4 件あった。 (桑名建設事務所)
- (3) 積算誤り等により入札を中止したものが 4 件あった。 (鈴鹿建設事務所)
- (4) 積算誤り等により入札を中止したものが 4 件あった。 (松阪建設事務所)
- (5) 積算誤り等により入札を中止したものが 5 件あった。 (志摩建設事務所)
- (6) 積算誤り等により入札を中止したものが 3 件あった。 (伊賀建設事務所)
- (7) 積算誤り等により入札を中止したものが 5 件あった。 (尾鷲建設事務所)
- (8) 積算誤り等により入札を中止したものが 7 件あった。 (熊野建設事務所)

講じた措置

平成 25 年度

1 実施した取組内容

本庁（公共事業運営課、建設業課）と地域機関で、入札中止案件の減少に向けた取組について、意見交換を行い、再発防止のため、地域機関相互で入札中止事案を情報共有することとしました。

また、公共事業運営課では県土整備部のイントラネットに、入札中止ヒヤリハット集を掲載し、注意喚起を行いました。 (公共事業運営課・建設業課)

(1) 積算誤りによる入札中止については、数量の計上誤り及び諸経費の計算誤りにより入札を中止したことから、工事内容や積算基準を十分理解したうえで、積算及び検算するように職員に周知・徹底するとともに、課内の確認を強化しました。 (営繕課)

(2) 積算誤りによる入札中止については、積算時の単位数量の誤りやシステム操作誤りによるものであるため、起案課内での確認強化に加え、他課でも積算内容の確認を行い、違算防止に努めました。

入札手続き誤りによる入札中止については、公告後、より案件に適した入札方式で行えるよう当該年度当初に要領が変更されていたことが発覚し再公告を行ったものであるため、所内及び入札審査会で入札手続き事務について再確認を行い、工事等の目的に合わせて最善な手法で実施するよう、チェック体制の強化に努めました。 (桑名建設事務所)

(3) 積算資料等の誤りが見つかったことにより入札を取止めたことから、積算に係る検算体制の強化を図りました。 (鈴鹿建設事務所)

(4) 積算システムの条件設定を誤ったこと、また一部の材料を誤って支給品として積算していたことから、再発防止策として定期的に開催している技術系担当者会議の場において、発生した事案の原因や対応策について情報共有を図るとともに、工事統括課により照査を行うことでチェック体制の強化を図りました。 (松阪建設事務所)

(5) 数量の誤り及び記載の内容が不適切であったため入札を中止したことから、積算や入力内容の確認を複数の職員で行うよう、チェック体制を強化しました。 (志摩建設事務所)

(6) 誤った設計書を公告したことによる入札中止については、公告する際に正しい設計書が添付されていることをダブルチェックすることとしました。

積算誤りによる入札中止については、関係職員に周知を図り再発防止を徹底しました。

総合評価案件において検討段階の内容で公告したことによる入札中止については、確定したファイルを格納するフォルダーを設け、確実なデータの受け渡しを行うこととしました。 (伊賀建設事務所)

(7) 積算誤りによるものについては、見積仕様の誤り及び積算内容の誤りがあったため入札を中止

したことから、複数体制での現地調査及び検算等を実施し、チェック体制の強化を図りました。

入札手続き誤りによるものについては、電子入札システムによる指名通知書発行処理を怠ったため入札を中止したことから、指名通知書発行の際は、複数職員での確認を実施し、チェック体制の強化を図りました。
(尾鷲建設事務所)

(8) 設計書の積算誤りや問い合わせに対する回答誤り等が原因となり、入札を中止しました。

設計書の内容については、引き続き複数の課によるチェックを行うとともに、チェックの対象外としている軽易な内容のものについても課内でダブルチェックを行うこととしました。特に、災害復旧等緊急を要するものは、積算の時間を十分に確保できるようにし、検算についてより慎重を期するように努めました。

また、入札に関する問い合わせには、質問に至らないような一般的な問い合わせに対する回答を行う場合であっても、回答に際しては十分な確認を行うよう努めました。
(熊野建設事務所)

2 取組の成果

(1)～(8)

注意喚起や再発防止の周知・徹底を行った結果、職員の入札事務に対する意識の向上を図ることができました。

平成 26 年度以降（取組予定等）

(1)～(8)

同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

監査の結果																
2 財務等に関する意見																
(6) 交通事故																
<p>公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p>																
(1) 自損事故	(物損額：県 241,000 円) (新名神推進課)															
(2) 物損事故	(負担割合：県 40%・相手 60%) (物損額：県 80,855 円・相手 121,282 円) (桑名建設事務所)															
(3) 自損事故	(物損額：県 158,886 円) (四日市建設事務所)															
(4) 自損事故	(物損額：県 143,474 円) (伊勢建設事務所)															
講じた措置																
平成 25 年度																
1 実施した取組内容																
(1) 講習会への参加	安全運転講習会等へ参加し、安全運転意識の醸成を図りました。															
(2) 過去の事故発生傾向の分析及び注意喚起	平成 20 年度以降の県土整備部における交通事故発生傾向を、月別、曜日別、時間帯別、事故形態別などで分析した報告書「県土整備部における交通事故の現状」を作成しました。また、近年多発しているバック時の事故など特に注意すべきポイントについて、本庁課長会議や地域機関事務所長会議等で注意喚起を行い、所属職員への周知を徹底し、交通事故の発生防止に努めました。															
(3) 「無事故・無違反チャレンジ 123」への参加	運転免許を取得している 3 名でチームを組み、お互いに安全運転を呼びかけながら 123 日間の無事故・無違反に挑戦する「無事故・無違反チャレンジ 123」への積極的な参加を呼びかけました。 また、公用車を運転する前には、職員同士が安全運転を心がけるよう、互いの声掛けに取り組みました。															
(4) メールマガジン「交通安全通信」の発信	定期的に情報を発信することで、交通事故の防止・安全運転を推進しました。															
2 取組の成果																
安全運転講習会等へ参加（延べ 680 名参加）するとともに、常に交通安全に対する意識高揚を図るため、メールマガジン「交通安全通信」の配信や「無事故・無違反チャレンジ 123」への積極的な参加（156 チーム・468 名参加）に努めました。																
上記のとおり各種の交通事故防止策を推進したことなどにより、公用車の交通事故は以下のとおり一定減少したところです。一層の事故抑制に向け、引き続き、啓発活動を行う必要があります。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>24 年度</th> <th>25 年度（平成 26 年 3 月 31 日現在）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自損事故</td> <td>21 件（72%）</td> <td>15 件（68%）</td> </tr> <tr> <td>物損事故</td> <td>6 件（21%）</td> <td>6 件（27%）</td> </tr> <tr> <td>人身事故</td> <td>2 件（7%）</td> <td>1 件（5%）</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>29 件</td> <td>22 件</td> </tr> </tbody> </table>		24 年度	25 年度（平成 26 年 3 月 31 日現在）	自損事故	21 件（72%）	15 件（68%）	物損事故	6 件（21%）	6 件（27%）	人身事故	2 件（7%）	1 件（5%）	計	29 件	22 件
	24 年度	25 年度（平成 26 年 3 月 31 日現在）														
自損事故	21 件（72%）	15 件（68%）														
物損事故	6 件（21%）	6 件（27%）														
人身事故	2 件（7%）	1 件（5%）														
計	29 件	22 件														
平成 26 年度以降（取組予定等）																
引き続き、注意喚起、「無事故・無違反チャレンジ 123」への参加などを通じて、安全運転意識の高揚、事故発生防止に着実に取り組んでいきます。																

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) 特別会計の処理状況</p> <p>流域下水道事業特別会計</p> <p>(1) 北勢沿岸流域下水道（北部）、（南部）事業、中勢沿岸流域下水道（志登茂川）、（雲出川左岸）事業等において、繰越事業が約 19 億 4,089 万円あるので、円滑な事業の推進に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（下水道課）</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>繰越事業費の抑制のため、本庁と事務所合同による「工事進捗管理会議」を事業執行の節目で開催することにより、繰越の原因となる事象を早期に把握し、予算の執行方針や進捗状況について事務所と情報共有を図り、円滑な事業の進捗に努めてきました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>会議での意見交換を通して、繰越となる要因や工事の遅延理由を洗い出し、本庁と事務所で対策を検討することができました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、同様の取組を行い、予算の適切な執行を図っていきます。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(8) その他</p> <p>(1)平成 25 年 6 月 19 日に、県営住宅家賃滞納整理中に未納者台帳（写し）を紛失した。 今後、このような事例が発生しないよう、情報管理体制の見直しに努めるとともに、個人情報保護及び危機管理について、すべての職員に対し、周知徹底を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(住宅課)</p>
講じた措置
<p><u>平成 25 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>個人情報漏洩につながる事故の再発防止について検討を行い、次の対策を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 台帳の写しを印刷後直ちにフラットファイルに綴じ込み、抜け落ちを防止するとともに、ファイルで持ち運ぶことにより紛失防止を図りました。 ・ 出張出発の際、台帳の写しを囑託職員 2 名が相互にチェックし、その後班長が再チェックを行い出発することとし、帰庁時についても、出発時と同様のチェックを行った後、不必要になった台帳の写しを班長が回収のうえ、シュレッダー処理を行うこととしました。 ・ 個人情報保護及び危機管理について、すべての職員に対し、研修を行い、周知徹底を図りました。 <p>2 取組の成果</p> <p>個人情報紛失の再発防止、個人情報保護及び危機管理についての職員の意識を高めることができました。</p>
<p><u>平成 26 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>職員に対し、定期的に注意喚起及び研修を実施し、発生防止に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (会計事務の支援)</p> <p>(1) 会計事務の適正化について、地域駐在の設置、事前相談機能の強化、職員研修の充実等に取り組んでいるところであるが、契約や支出関係の事務等を中心に、依然として軽微なミスや誤った事務処理等が発生している。 このような状況を踏まえ、引き続き、会計事務に関する相談や検査、研修を強化することにより、会計事務担当職員の能力向上を図られたい。また、各所属においては会計事務担当職員が減少し、所属単位での人材育成が困難な状況にあることから、各所属の状況に応じたOJT研修、フォローアップの重点化、ミスの多い事例の周知徹底など、会計事務担当職員に対し、よりきめ細かい会計支援を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(会計支援課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 出納局では、会計事務にかかる不明な点や疑問点についての相談業務を行うとともに、会計事務に携わる職員を対象とした各種研修を実施しています。また、収入、支出、契約、物品管理等にかかる事務についての検査を行っています。</p> <p>(2) 本庁では部局毎の担当者を置いた会計支援課相談支援班により、また、地域では県内の4地域(四日市、津、伊勢、熊野)に設置した駐在により相談、検査に対応しています。</p> <p>(3) 本庁、地域機関の所属とも年2回の事後検査及び執行伺の段階での事前検査を実施し、不適切な事務処理に対する指導を行いました。また、日常的に、各所属から電話やメールで寄せられる相談事項に対応するとともに、各所属の会計事務処理体制に応じた職場訪問を重点化して会計事務に携わる職員の習熟度に応じたOJT研修の充実を図りました。</p> <p>(4) 不適切な会計処理を未然に防止する高い危機管理意識を持った人材を育成するため、本県や他自治体などの過去の事例を題材にした会計事務コンプライアンス研修を実施しました。</p> <p>(5) ミスの多い事例の周知徹底を図るため、月1回発行している「出納かわら版」にヒヤリ・ハット事例を掲載するとともに、出納局検査で発生した指導事項の事例集を作成して各所属に情報提供しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>各種研修については、平成25年度は延べ1,800人と前年度の1,514人を上回る参加を得ています。相談業務については、平成25年度の相談件数は8,916件で、前年度の9,700件と比較して減少しています。また、検査業務については、平成25年度の指導件数は389件で、前年度の469件から減少しました。</p>
<p>平成 26 年度以降 (取組予定等)</p>
<p>会計事務担当職員の育成と適正な会計事務の確保のため、所属の会計事務処理体制に応じた支援を充実します。</p> <p>(1) 事後検査については、年2回の抽出検査を基本とし、所属の会計事務処理体制に応じた職場訪問の重点化、検査後のフォローアップや会計事務に携わる職員一人一人の習熟度に応じたOJT研修のさらなる充実を図ります。</p> <p>(2) 様々な研修の機会に、会計事務に携わる職員等の法令遵守・公金意識を徹底するとともに、指導事例による実践的な研修を実施し、一層各所属の自主・自立を促します。</p> <p>(3) 各所属における小規模修繕に係る仕様書作成をサポートするため、引き続き土木、建築、電気、機械の各分野からなる会計事務専門員を配置し、支援を行います。</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (物品の適正管理)</p> <p>(2) 物品の金品亡失(損傷)について、平成24年度は225件(紀伊半島大水害による被害を除く)の報告となっており、前年度の189件(紀伊半島大水害等による被害を除く)と比較して大きく増加している。 引き続き、各所属に対し、物品の管理方法及び管理責任のあり方について指導されたい。 (会計支援課)</p>
講じた措置
<p>平成25年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 金品の適正な保管・管理及び公用車等の運転に伴う交通事故防止を徹底するため、平成25年5月31日に総務部長及び出納局長の連名で、各所属に対して「金品の適正な管理について」の依命通知を行いました。</p> <p>(2) 出納局が実施する事後検査時(年2回)に、金品亡失(損傷)の有無、所属内における未然防止策の確認を行うとともに、金品亡失(損傷)が発生した所属については、その亡失(損傷)時の状況を確認して、未然防止及び適正な管理を行うよう指導しました。</p> <p>(3) 金品の適正管理の徹底を図るため、県の損害額10万円以上で過失の度合いの大きな案件に対して文書指導を行いました。(平成25年度:文書指導36件)</p> <p>(4) 出納局が主催する各種研修や月1回発行する「出納かわら版」において、近時の金品亡失(損傷)の状況、金品亡失(損傷)が発生した場合に職員が行わなければならない手続、過失の度合いによっては賠償責任が問われることなどの説明を行い、金品の適正な管理や公金意識の徹底に努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出納局主催研修 新任出納員研修(4月4、5日)、新任会計職員研修(4月9~19日、4月22~26日、5月7~14日)等 ・出納かわら版での周知(7、11月号) <p>(5) 年度前半の金品亡失の状況を踏まえ、各所属においてさらなる金品の適正管理を徹底するため、平成25年9月4日に金品亡失(損傷)減少に向けての注意喚起を行いました。</p> <p>(6) 特に公用車については、平成25年10月1日付けで総務部長、出納局長連名により「公用車の安全運行と事故等の際の報告について」の通知を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>出納局が実施する検査や研修、文書指導等、様々な機会をとらえ、各所属に対して物品の適正管理及び管理責任のあり方について指導等を行いました。</p>
<p>平成26年度以降(取組予定等)</p> <p>金品亡失(損傷)は依然として多く発生しており、とりわけ公用車やパソコンの損傷など職員の不注意による金品の亡失(損傷)の発生防止に努める必要があることから、出納局検査、各種研修会等様々な機会を利用し、金品の適正な管理が行われるよう、さらに指導を行っていきます。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>裁判による損害賠償の和解金の残高として、雑入（弁償金）の収入未済額が6,520,000円（対前年度比94.8%）あり、前年度と比べて360,000円減少しているものの、その収入未済額の減少と今後の発生防止に、より一層努められたい。</p>
講じた措置
<p>平成25年度</p> <p>1 実施した取組内内容</p> <p>収入未済額は、トナー納入業者が模造品を納入したことによる損害賠償請求訴訟における和解金の納付金残高です。</p> <p>和解金は、分割して納付することを和解条項に規定しており、債務者からは平成23年12月分から平成25年4月分まで和解条項どおり納付されましたが、平成25年5月に債務者の代理人弁護士から、債務者が個人の自己破産を行う予定であるとの通知があり、平成25年5月分が納付されないことから督促を行いました。</p> <p>そして、定期的に裁判所と債務者の代理人弁護士に確認を行って債務者の状況把握に努めていたところ、平成26年1月に津地方裁判所伊賀支部から債務者個人及び法人に係る破産手続開始通知書の送付がありました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成25年4月分として10万円の納付を受けました。</p>
<p>平成26年度以降（取組予定等）</p> <p>個人・法人双方とも破産手続が開始されたことから、今後、裁判所に対し破産債権の届出を行うとともに、引き続き状況の把握に努め、法令等に沿った対応を行っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 【全国町・字ファイル保守及びメンテナンス・データ提供委託業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 25 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>担当職員の確認不足が原因と考えられることから、業務委託契約において注意すべき点を一覧表に整理し、担当職員間で確認しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>業務委託契約締結時の確認を徹底することで、以降は適切に処理しています。</p> <p><u>平成 26 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>引き続き確認を徹底し、適切な処理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (水力発電事業の円滑な譲渡)</p> <p>(1) 水力発電事業については、平成 25 年 2 月に譲渡先である中部電力株式会社と「青蓮寺発電所及び比奈知発電所に係る資産等の譲渡・譲受に関する契約書」を締結し、平成 25 年 4 月に 1 回目の譲渡が完了したところである。 残り 8 発電所の譲渡に伴う諸課題については概ね整理されつつあるが、円滑な譲渡に向け、引き続き計画的に対応されたい。 また、水力発電事業に従事している技術職員の譲渡後の人事配置や職務について、関係部局と十分協議するとともに、水力発電事業の譲渡に伴う電気事業会計の清算が確実かつ適切に行えるよう準備されたい。 (電気事業課、企業総務課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容 中部電力株式会社への譲渡に向けて引き続き設備改修、関係法令に基づく国との協議などを進めました。 また、水力発電事業に従事している技術職員の、譲渡後の人事配置や職務については、総務部等と協議を行いました。 加えて、平成 25 年 7 月には庁内ワーキンググループを設置し、電気事業会計廃止後の新たな会計の設置方法について検討を行いました。(5 回実施)</p> <p>2 取組の成果 1 回目の譲渡として、青蓮寺及び比奈知発電所を平成 25 年 4 月 1 日に中部電力へ譲渡しました。 残る 8 発電所のうち、宮川第一、宮川第二及び蓮発電所の水利権譲渡に係る手続き等を進めるとともに、設備課題である三瀬谷発電所主要変圧器取替等の改修を行いました。 また、平成 26 年 2 月 24 日付けで「宮川第一発電所、宮川第二発電所および蓮発電所に係る資産等の譲渡・譲受に関する契約書」を締結しました。 譲渡後の技術職員の人事配置や職務については、その基本的な考え方等を平成 25 年 11 月にまとめ、職員に対し説明会を開催するとともに、各部局へ協力を依頼しました。</p>
<p>平成 26 年度以降(取組予定等)</p> <p>宮川第三発電所圧力隧道ケーブル取替等の設備改修及び残る発電所の水利権譲渡に係る手続等に取り組み、平成 27 年 4 月 1 日の譲渡を円滑に進めます。 譲渡後の技術職員の人事配置や職務については、引き続き総務部等と連携しながら、各部局と調整を進めていきます。 電気事業の清算手法については、総務省の見解を踏まえながら、RDF 事業の平成 27 年度以降のあり方協議を進める中で、引き続き整理を行っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (RDF焼却・発電事業の健全な経営)</p> <p>(2) 水力発電事業譲渡後のRDF焼却・発電事業については、平成28年度までは企業庁が任意適用事業として運営し、平成29年度から平成32年度までは県(知事部局又は企業庁)が事業主体となることとされている。</p> <p>地方公営企業には、経営に伴う収入で経費を賄うなど、独立採算による事業運営が求められるが、RDF焼却・発電事業単独でみると事業開始から平成23年度までは赤字が続いている。</p> <p>平成24年度は、11月から「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく固定価格買取制度の適用が受けられるようになったことに伴い、売電収入が増加し黒字となった。</p> <p>しかし、平成29年度以降の事業継続を見据えた施設の更新等も見込まれることから、健全な経営が行えるよう、引き続き関係部局とその経営手法について検討を進められたい。(電気事業課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成25年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>水力発電事業譲渡後のRDF焼却・発電事業の経営手法については、関係部局との協議を行うとともに、平成25年7月には庁内ワーキンググループを設置して検討を進めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>水力発電事業譲渡後のRDF焼却・発電事業の健全な経営が行えるよう、関係部局と協議を行うとともに、庁内ワーキンググループによる検討会を5回開催し、総務省の見解を踏まえながら、会計の清算手法や資産等の移行方法、経営に伴う収入などの経営手法の検討を進めました。</p> <p>平成26年度以降(取組予定等)</p> <p>水力発電事業譲渡後のRDF焼却・発電事業の経営手法については、電気事業会計の清算方法や新たな会計の設置方法とも合わせて関係部局と協議を進め、平成26年度上半期を目途に方針を決めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (工業用水道事業の需要拡大)</p> <p>(3) 北伊勢工業用水道事業については、平成 25 年 3 月 31 日現在において、契約率は 88.1%であるものの、受水企業の撤退等に伴い契約水量は減少傾向にあり、未契約水量は 99,160 m³/日となっている。</p> <p>中伊勢工業用水道事業については、平成 24 年度に契約水量が 40 m³/日増加したものの、平成 25 年 3 月 31 日現在において、契約率は 54.0%であり、未契約水量は 15,190 m³/日となっている。</p> <p>厳しい経済状況の下ではあるが、関係部局等と連携し、工業用水の需要の拡大に引き続き努められたい。 (工業用水道事業課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>工業用水道事業の需要拡大の取組としては、企業誘致部局と密接に連携し、新規企業からの工業用水の給水の問い合わせに対して迅速に対応し、需要拡大に取り組みました。</p> <p>平成 25 年度は、1 社の企業から新規給水に関する問い合わせがあり、料金や工事費負担金等の説明を行いました。</p> <p>また、工業用水道を使用する可能性がある北伊勢及び中伊勢工業用水道管内の企業(32 社)に対し企業訪問を行い、工業用水道の需要量アンケートを実施しました。</p> <p>なお、北伊勢工業用水道事業の料金単価について、平成 25 年度から引き下げを実施し、新たな企業誘致の促進を図っています。</p> <p>さらに、国において補助制度の創設を検討していることから、新規受水企業への工業用水道施設整備に係る補助制度の創設について企業誘致部局と連携して要望活動を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 25 年度は北伊勢工業用水道事業で 2 社、340 m³/日の新規契約を行いました。</p>
<p>平成 26 年度以降(取組予定等)</p> <p>今後も企業誘致部局と密接に連携し、新規企業からの工業用水の給水の問い合わせに対し迅速に対応し、需要拡大に取り組んでいきます。</p> <p>また、地下水等を利用している既存の企業に対し、工業用水道への転換等新たな需要開拓を図るなど、営業活動に努力していきます。</p> <p>今後も引き続き、工業用水道事業の需要拡大に積極的に取り組んでいきます。</p>

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(施設の耐震化等の推進と危機管理能力の向上)

- (4) 南海トラフ巨大地震の発生が懸念されている中、水道、工業用水道施設は、県民の日常生活及び社会経済活動上、欠くことのできないものであるため、災害や事故に強い安定した水道供給のため、引き続き施設の耐震化、老朽劣化対策を進められたい。

また、国・県においては、津波浸水予測など被害想定の見直しが行われているため、その結果を見定めながら、津波対策を含む施設の耐震化対策、応急対策等について、各種防災計画のさらなる見直しを行うなど、危機管理能力の向上に努められたい。

(水道事業課、工業用水道事業課、企業総務課)

講じた措置

平成 25 年度

1 実施した取組内容

大規模災害に備え、施設の耐震化、老朽劣化対策等を計画的に進めるため、「三重県企業庁第2次中期経営計画」において年次目標を定め、施設改良工事を実施しています。

水道事業では雲出川水管橋の耐震補強工事を実施し、五ヶ所川水管橋について耐震補強工事が不要であることを確認しました。

工業用水道事業では伊坂浄水場管理本館及び三滝川水管橋外3橋の耐震補強工事を実施しました。

津波対策として、県防災対策部から新たに示された「津波浸水予測図」により、津波の影響を受けると思われる施設を把握しました。

緊急事態に備えた研修や訓練については、トラブル対応研修、災害対応訓練に加え、勤務時間外に大規模災害が発生した場合に備え、情報通信設備の広範な被災等、様々な被害を想定し、実践に即した内容を取り入れた企業庁独自の一斉参集災害対策訓練を実施しました。

2 取組の成果

(1) 中期経営計画の進捗状況

		平成 25 年度		平成 25 年度までの累計 (耐震化率)	
		計画	実績	計画	実績
水道	主要施設 (129施設)	0	0	129 (100.0%)	129 (100.0%)
	水管橋 (170橋)	2	2	165 (97.1%)	166 (97.6%)
工 水	主要施設 (64施設)	4	1	55 (85.9%)	55 (85.9%)
	水管橋 (74施設)	6	4	71 (95.9%)	63 (85.1%)

- (2) 津波の影響を受けると思われる施設は、水道事業で主要施設1施設、水管橋26橋、工業用水道事業で主要施設4施設、水管橋35橋あることを把握しました。

- (3) 緊急事態に備え実施した各種研修・訓練において、マニュアル等の有効性を確認するとともに、危機管理における必要な対応を徹底しました。

平成 26 年度以降 (取組予定等)

企業庁では、管路や浄水場など多くの施設を維持しながら事業運営を行っていることから、今後想定される大規模地震に備えるため、引き続き危機管理体制の強化を図るとともに、耐震化計画に基づき平成28年度の完了に向けて耐震化を推進していきます。

また、東日本大震災を踏まえて、国や関係機関からの被害想定結果や津波対策を含めた施設の構造に関する設計指針等を見直しに合わせて、各事業別の耐震化計画及び安全対策の内容等を見直します。

引き続き、緊急事態に備えた実践に即した訓練・研修を実施し、危機管理能力の向上を図ります。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (次期経営計画の策定)</p> <p>(5) 企業庁では、平成 19 年に長期経営ビジョンを策定し、平成 28 年度までの 10 年間の事業運営の理念と道筋を示すとともに、その実行計画である中期経営計画に基づき、水道用水供給事業の市水道事業への一元化などの経営改善に取り組んできたところである。また、平成 27 年 4 月には水力発電事業の民間譲渡が完了する見込みであるなど、その事業内容は大きく変化している。</p> <p>このような状況を踏まえ、今後も健全経営が継続できるよう、これまでの取組を十分に検証したうえで、平成 26 年度で終了する第 2 次中期経営計画に続く経営計画などの策定に向けて取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(企業総務課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>第 2 次中期経営計画で示す目標の達成に向けた取組を進め、各取組の進捗管理や検証を行うとともに、ユーザーや有識者から企業庁の事業運営や今後の取組に対する意見をいただくために、「三重県企業庁の経営に関する懇談会」を開催しました。</p> <p>また、平成 27 年 4 月の水力発電事業の民間譲渡完了や平成 32 年度の R D F 焼却・発電事業の終了などを見据え、新たな経営計画の策定に向けた検討を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>第 2 次中期経営計画の重点的な取組について、技術管理業務の包括的な民間委託の実施状況の検証等各取組の進捗管理や検証により、取組の成果や今後に向けた課題等の整理を進めました。</p> <p>また、これまでの取組や今後に向けた課題等をもとに、第 2 次中期経営計画に続く計画の策定に向けた検討を進めました。</p>
<p>平成 26 年度以降(取組予定等)</p> <p>平成 25 年度に引き続き、現在の計画に基づくこれまでの取組の検証や今後の事業運営における課題の整理、新たな事業展開への取組の検討等を行うなどし、企業庁の新たな経営計画の策定を行います。</p>

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(1) 収入に関する事務	
ア 地域機関分	
(ア) 工業用水使用料の過年度の収入未済額が 636,300 円あり、本庁と協議のうえ、法的措置を講じたが納付に至っていない。また、新たに土地使用料において現年度の収入未済額が 12,423 円あり、これら未収金の債権管理等について、本庁と協議するとともに新たな収入未済の発生防止に努められたい。	(北勢水道事務所)
(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
(1) 占有許可申請された土地が、企業庁の土地ではないにもかかわらず許可し、使用料を徴収したため歳入戻出を行っていた。	(北勢水道事務所)
講じた措置	
平成 25 年度	
1 実施した取組内容	
ア 地域機関分	
(ア) 過年度収入未済については、平成 23 年度に預金債権と出資持分債権を対象とした差押え申立てを裁判所に行いましたが、回収する債権がなく申立てを取り下げました。平成 25 年度は昨年度に引き続き、事業者の所在確認等を行いました。また、現年度の収入未済については、破産手続きが終了し、破産管財人より最終配当が納入され、残額については不納欠損処理を行いました。	(北勢水道事務所)
(イ) (1) と同様の事例がないか、確認を行いました。	(北勢水道事務所)
2 取組の成果	
ア 地域機関分	
(ア) 過年度収入未済については、納付には至っていません。また、現年度収入未済については、債権の整理を終了しました。	(北勢水道事務所)
(イ) (1) と同様の事例は、発生していません。	(北勢水道事務所)
平成 26 年度以降（取組予定等）	
ア 地域機関分	
(ア) 過年度収入未済について、引き続き事業者の所在確認等を行います。	(北勢水道事務所)
(イ) (1) と同様の事例が発生することのないよう取り組みます。	(北勢水道事務所)

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(2) 支出に関する事務	業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
ア 委託業務	
(1) 【平成 24 年度工事実地検査業務委託】	契約書に契約保証金についての記載がなく、契約保証金免除の適用根拠も不明確であった。 (企業総務課)
(2) 【滝原取水口等塵埃処理業務委託】	契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。 (三瀬谷発電管理事務所)
(3) 【降下ばいじん調査業務委託】	契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。 (三重ごみ固形燃料発電所)
(4) 【浄化槽保守点検業務委託】	契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。 (三重ごみ固形燃料発電所)
イ 県単工事	
(1) 【三重ごみ固形燃料発電所脱塩洗灰処理施設機械設備取替工事】	「契約時における主任技術者又は監理技術者チェックリスト」が提出されていなかった。 (三重ごみ固形燃料発電所)
ウ 調査、設計業務委託	
(1) 【委託業務名：青田発電所地質調査業務委託】	「業務カルテ」の変更登録が遅れていた。 (三瀬谷発電管理事務所)
講じた措置	
平成 25 年度	
1 実施した取組内容	
ア 委託業務	
(1) 今後は契約を行うにあたり、契約保証金に関する事項を記載した契約書により契約するとともに、契約締結伺いにも契約保証金の適用根拠を記載することとしました。 (企業総務課)	
(2) 暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載に関して、職員に周知するとともに、契約内容の確認について複数の職員でチェックするよう徹底しました。 (三瀬谷発電管理事務所)	
(3)(4) 旧様式では契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかったことから、新様式を使用するよう徹底しました。 (三重ごみ固形燃料発電所)	
イ 県単工事	
(1) チェックリストにより提出書類の確認を行っていなかったため、提出漏れを防ぐためのチェックリストを作成し点検を強化しました。 (三重ごみ固形燃料発電所)	
ウ 調査、設計業務委託	
(1) 受注者へ契約書の内容を再確認してミスを繰り返さないよう指導するとともに、変更登録時期に受注者から登録確認の依頼がなければ監督員から問い合わせで期限に遅れないよう受注者をフォローすることにしました。 (三瀬谷発電管理事務所)	
2 取組の成果	
ア 委託業務	
(1) 業務委託契約の執行について、適切な処理に努めました。 (企業総務課)	
(2) 確認体制の強化により、同様の事案は発生していません。 (三瀬谷発電管理事務所)	

(3)(4) 取組を実施した後は、すべて適正に処理されており同様の事案は発生していません。
(三重ごみ固形燃料発電所)

イ 県単工事

(1) 取組を実施した後は、すべて適正に処理されており同様の事案は発生していません。
(三重ごみ固形燃料発電所)

ウ 調査、設計業務委託

(1) その後の手続きにおいては、期限までに登録されています。
(三瀬谷発電管理事務所)

平成 26 年度以降（取組予定等）

ア 委託業務

(1) 引き続き、三重県企業庁会計規程を遵守し、適切な契約事務の執行に努めます。(企業総務課)

(2) 引き続き複数人による確認体制をとり、適切な事務処理を行うことにより再発防止に努めます。
(三瀬谷発電管理事務所)

(3)(4) 取組を継続し適正な事務処理に努めます。
(三重ごみ固形燃料発電所)

イ 県単工事

(1) 取組を継続し適正な事務処理に努めます。
(三重ごみ固形燃料発電所)

ウ 調査、設計業務委託

(1) 契約当初の打合せにおいて、受注者へテクリス登録手続きに遅れが発生しないよう注意喚起するとともに、監督業務の確認項目として設定し、登録手続きが遅れないよう受注者をフォローしていきます。
(三瀬谷発電管理事務所)

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(3) 財産管理等の状況	財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
ア 財産管理状況	(1) 行政財産の目的外使用許可において、当初の許可期間終了後は自動更新としていた。 (三重ごみ固形燃料発電所)
イ 金品亡失	(1) 公用車、支柱の損傷（公用車の修理代 196,980 円） (北勢水道事務所)
ウ 公共用地の未登記	(1) 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 11 筆（一部面積未確定）ある。 ①過年度 7 筆 5,353.99 m ² (財務管理課) ②過年度 1 筆 13.20 m ² (北勢水道事務所) ③過年度 3 筆 面積未確定 (三瀬谷発電管理事務所)
講じた措置	
平成 25 年度	
1 実施した取組内容	
ア 財産管理状況	(1) 許可期間終了後の自動更新の許可をとりやめ、単年度の許可に改めました。 (三重ごみ固形燃料発電所)
イ 金品亡失	(1) 交通安全に対する注意喚起を行いました。 (北勢水道事務所)
ウ 公共用地の未登記	(1)① 公図混乱のため登記できていなかった 1 筆について関係地権者との境界立会を実施し、再測量を行いました。 (財務管理課) ② 未登記になっている 1 筆については相続問題が関係しているため、相続人に相続問題を解決するよう促し、早期に所有権移転できるよう努めました。 (北勢水道事務所) ③ 未登記地には共有地になっているものがあり相続人が多数発生していることから、交渉相手となる代表者の調査を続けていましたが判明しなかったため、今後の処理について中部電力と協議を行いました。 (三瀬谷発電管理事務所)
2 取組の成果	
ア 財産管理状況	(1) 自動更新の条項を設けず、単年度の許可としています。 (三重ごみ固形燃料発電所)
イ 金品亡失	(1) 本年度、金品亡失となるような公用車の損傷は発生していません。 (北勢水道事務所)
ウ 公共用地の未登記	(1)① 当該土地及び隣接地の測量図を作成しました。 (財務管理課) ② 相続問題解決の目処がたっていない状況です。 (北勢水道事務所) ③ 未登記地にはいずれも工作物がなく発電所運営に支障をきたすものではないことから、三瀬谷発電所譲渡までに交渉先が判明しない場合には譲渡の対象とせず、交渉先が判明した時点で登記を移転するのか、または土地を払い下げるのか、意向を確認することとしました。 (三瀬谷発電管理事務所)

平成 26 年度以降（取組予定等）

ア 財産管理状況

(1) 更新の場合毎年度ごとに許可していきます。 (三重ごみ固形燃料発電所)

イ 金品亡失

(1) 交通安全に対する取り組みを続けていきます。 (北勢水道事務所)

ウ 公共用地の未登記

(1) ① 測量図をもとに公図の地図訂正を申請し、登記を行います。残りの土地についても未登記の解消に取り組んでいきます。 (財務管理課)

② 引き続き、所有権移転登記が早期にできるよう取り組んでいきます。 (北勢水道事務所)

③ 引き続き、交渉先の調査を続けます。 (三瀬谷発電管理事務所)

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(4) 事務管理体制	
(ア) 事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
(1) 固定資産減失（亡失・損傷）報告書の提出が遅延しているものがあつた。	（北勢水道事務所）
(2) 前渡資金（常時経費）管理簿に年度末の精算が記載されていなかった。	（三瀬谷発電管理事務所）
(イ) 地域機関において積算誤り等により入札を中止した事案が3件見受けられたので、今後、工事の円滑な実施に向け、チェック体制を強化し適正な事務処理に努められたい。	
加えて、企業総務課においては、このような誤りを未然に防止するために、チェックリストや事例集を作成し、注意喚起を行っているところであるが、今後も引き続き、円滑かつ適切な発注業務ができるよう取り組まれたい。	（企業総務課）
(1) 積算誤りにより入札を中止したものが1件あつた。	（南勢水道事務所）
(2) 積算誤りにより入札を中止したものが2件あつた。	（三瀬谷発電管理事務所）
講じた措置	
<u>平成 25 年度</u>	
1 実施した取組内容	
(ア) (1) 交通事故に係る固定資産減失報告書の提出は不要と思い込んでいたため、提出が遅れたものです。企業庁会計規程第 115 条（事故の報告）の規定内容について、職員に周知しました。	（北勢水道事務所）
(2) 前渡資金（常時経費）管理簿に年度末の精算を記載しました。精算の記載もれがないよう複数の職員でチェックするようにしました。	（三瀬谷発電管理事務所）
(イ) 工事の積算にあたっては、発注機関における工事積算資料等の活用を図るとともに、庁内担当者会議や入札契約制度研修において注意喚起に努めました。	（企業総務課）
(1) 足場の供用日数の計上誤りによるもので、その後課内でのチェック体制を強化しました。	（南勢水道事務所）
(2) 1 件は、塗装工事における仮設工（シート張り防護工の未計上）の積算誤りによるもので、もう 1 件は据付工事原価における間接工事費の「据付間接費」の計上誤りによるものでした。課内でのチェック体制を強化するとともに所内会議等で周知しました。	（三瀬谷発電管理事務所）
2 取組の成果	
(ア) (1) 本年度、固定資産の減失については該当ありませんでした。	（北勢水道事務所）
(2) 今年度は、常時経費の前渡資金はありませんでしたので、管理簿の精算の記載漏れは発生していません。	（三瀬谷発電管理事務所）
(イ) 職員の意識向上および適正な事務処理が図られるようになりました。	（企業総務課）
(1) 適正な事務処理に向けて意識の向上が図られ、取組を実施した後は、全て適正に処理されており同様の事案は発生していません。	（南勢水道事務所）
(2) 職員の意識向上および適正な事務処理が図られるようになりました。	（三瀬谷発電管理事務所）
<u>平成 26 年度以降（取組予定等）</u>	
(ア) (1) 報告が遅延しないよう、適正な事務処理に努めます。	（北勢水道事務所）
(2) 今後も適切な事務処理を行うよう徹底します。	（三瀬谷発電管理事務所）
(イ) 取組を継続し、適正な事務処理に努めます。	（企業総務課）
(1) 取組を継続し、適正な事務処理に努めます。	（南勢水道事務所）
(2) 入札・契約制度の競争性、公平性、透明性を確保するために、設計書作成におけるチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めます。	（三瀬谷発電管理事務所）

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1)物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%）（物損額：県 49,800 円・相手 1,207,500 円） （北勢水道事務所）</p> <p>(2)物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%）（物損額：県 0 円・相手 179,519 円） （三瀬谷発電管理事務所）</p> <p>(3)自損事故（廃車：取得価格 1,389,000 円） （三瀬谷発電管理事務所）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>公用車の運行管理に関して、企業庁職員が交通事故を起こさないために、交通ルール・マナーを習得し、安全運転ができることを目指す「交通安全セミナー」を三重県交通安全研修センター（津市）において 4 回開催しました。（参加職員数 64 人）</p> <p>さらに、企業庁の緊急自動車を運転する職員を対象として、安全な運転を確保するために、「緊急自動車交通安全研修」を 1 回開催し、運転にあたってのルールや注意点などの必要な交通安全教育を実施しました。（参加職員数 13 人）</p> <p>なお、所属長会議等において、各所属での交通安全意識の向上とともに、県有財産の取り扱いに関する意識啓発を依頼し、各所属では全体会議等の際に意識啓発を行いました。</p> <p>また、三重県環境生活部主催の「無事故・無違反チャレンジ 123」に企業庁全体で 43 チーム 129 人の職員が参加し（職員参加率 59%）、事故防止の意識向上に取り組みました。</p> <p>北勢水道事務所では、交通安全セミナーに 18 人を参加させるとともに、四日市南警察署へ講師を依頼して交通安全講習会を 2 回実施し、職員の交通安全意識の向上について喚起しました。</p> <p>三瀬谷発電管理事務所では、いずれも、職員の不注意による事故であり、事故当事者に対しては、所属長が面談を実施し、事故の状況・原因等について聞き取り、事故防止に向け交通安全意識及び県有財産の管理意識を高めるよう指導助言を行い、今後このような事故を起こさないよう十分注意しました。また、所内全職員対象とした交通安全研修を開催し、自動車運転業務を遂行する上で常識として知っておかなければならない義務と責任の理解と必要な知識や技術の習得を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>上記のとおり各種手法を通じて職員の安全意識及び県有財産管理意識の向上に努めましたが、平成 25 年度において、企業庁全体で公用車事故が 5 件発生しました。今後も引き続き交通安全、交通事故防止の取組を一層強化していく必要があります。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、交通安全や県有財産の適正管理に対する意識の向上に努めるとともに、企業庁職員を対象とした「交通安全セミナー」等を開催し、職員の交通安全意識の向上に取り組みます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (平成 24 年度決算と新たな中期経営計画に基づく病院の運営等)</p> <p>(1) 平成 24 年度の病院事業会計の収益的収支は、約 2 億 1,644 万円の赤字(純損失)であるものの、前年度に比べ約 27 億 3,057 万円収支が改善している。これは、平成 23 年度は総合医療センターの独立行政法人化に伴う一過性の要因(資本剰余金の病院間貸借の解消に伴う特別損失約 27 億 9,261 万円)があったことによるものである。</p> <p>平成 24 年度末の正味運転資本(内部留保資金)は、前年度(総合医療センターの約 27 億 1,918 万円を除くと約 7 億 7,019 万円)より約 3 億 3,074 万円増加し、約 11 億 93 万円(流動資産約 14 億 9,361 万円から流動負債約 3 億 9,269 万円を差引いた額。流動資産のうち現金預金は約 9 億 7,357 万円)となっている。</p> <p>病院事業庁では、病院事業の経営を中期的な観点から計画的に推進するため「三重県病院事業中期経営計画(平成 25 年度～平成 27 年度)」を新たに策定したところであり、各年度における成果目標等の進行管理を的確に行うことにより、計画の着実な推進を図られたい。</p> <p>また、病院事業全体では、多額の累積欠損金が生じているなど厳しい状況が続いている。このため、県立病院に求められている役割・機能等を十分に踏まえつつ、国、県の医療政策の動向や県立病院を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、引き続き経営の健全化を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(県立病院課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>「三重県病院事業 中期経営計画(平成 25 年度～平成 27 年度)」については、その着実な推進を図るため、計画期間中の各年度における具体的な取組や目標を掲げる「年度計画」を策定しています。</p> <p>「平成 25 年度 年度計画」における取組や成果目標の状況等については、毎月、病院長若しくは運営調整部長を構成員とする会議を開催し、その状況を適時、的確に把握し、随時、具体的な事項について、協議・調整を行い、計画の着実な推進に努めました。</p> <p>また、国等の医療政策の動向を適宜把握し、各病院と情報共有、意見交換を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 25 年度は、病院長等を構成員とする経営会議を 5 回開催するとともに、運営調整部長を構成員とする連絡調整会議を 7 回開催し、成果目標に対する実績の確認や取組に対する協議・調整を行い、計画の着実な推進を図りました。</p> <p>現在、国において、各都道府県における地域医療ビジョンの策定や病床機能報告制度の創設などが検討されているとともに、平成 26 年度診療報酬の改定作業が進められていることから、その状況を適宜把握し、各病院と情報共有、意見交換を行いました。</p>
<p>平成 26 年度以降(取組予定等)</p>
<p>「三重県病院事業 中期経営計画(平成 25 年度～平成 27 年度)」に掲げた診療や人材育成、健全経営や業務改善等に関する目標の達成に向け、各病院と連携しながら病院事業の経営を中期的な観点から計画的に推進することにより、それぞれの病院が県民の皆さんに医療サービスを安定的かつ継続的に提供していきます。</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 平成 24 年度決算と新たな中期経営計画に基づく病院の運営等</p> <p>ア 病院機能の再編・推進を継続し、訪問看護などのアウトリーチサービスや、作業療法、デイケアといった日中活動支援を進めることで、地域生活支援体制を充実されたい。また、救急・急性期医療を推進し、民間病院では対応が困難な患者の受入れなど、精神科医療の中核病院として求められる役割や機能の充実を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(こころの医療センター)</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>昨年度に 1 病棟休棟し、患者の地域移行や、病棟機能の明確化に取り組みました。また、外来棟の増築を進めるとともに、訪問看護の人員を増員し、地域生活支援体制の充実に取り組みました。</p> <p>また、三重県精神科救急医療システムの支援病院として休日・時間外患者など救急患者の受入れに対応しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>長期入院患者を中心に地域移行が進み、地域定着を図るとともに、訪問看護件数は着実に増加し、地域生活を送りながら適切な治療支援を行うことができました。</p> <p>精神科救急医療については、自傷・他害のおそれが高い措置鑑定診察の要請について 100%受入れを行うことができました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 26 年度においては、デイケアや作業療法のプログラムについての検討を進め、地域生活支援を実施していくための体制を整備します。</p> <p>また、施設基準の安定維持に努めるとともに、精神科救急医療などの政策的医療や精神疾患に悩む若者に対する早期介入・早期支援などの高度先進医療にも積極的に取り組み、県立精神科病院としての役割・機能の充実に取り組んでいきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 平成 24 年度決算と新たな中期経営計画に基づく病院の運営等</p> <p>イ 地域の過疎化・高齢化が進む中、引き続き家庭医療を中心とした地域医療や予防医療、在宅療養支援に取り組むとともに、三重大学と連携し、家庭医（総合診療医）の育成拠点として医師の育成を図るなど、地域医療を担う人材の育成に努められたい。</p> <p>また、これからの地域医療には、保健、医療、福祉を包括した取組が必要であり、その体制の整備が求められていることから、全人的な医療に精通した家庭医が中心となり、関係機関や住民とともに、地域に最適な医療の体制づくりに取り組まれたい。</p> <p style="text-align: right;">（一志病院）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 地域医療を担う人材の育成、地域医療の提供について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当院での研修を希望する初期研修医や医学生を積極的に受け入れ、三重大学の協力を得ながら、当院での臨床実習のほか、訪問診療等の取組への参加を通じた実践的な研修を実施しました。 また、家庭医育成拠点として整備した、宿泊可能な研修施設を平成 25 年 5 月から運用開始しました。 ・家庭医療を中心とした地域医療や予防医療、在宅療養支援に取り組みました。 <p>(2) 地域に最適な医療の体制づくりについて</p> <p>保健・医療・福祉の関係者で構成する「白山・美杉地域ケア会議」を引き続き開催するとともに、平成 25 年 8 月には「多職種連携ワークショップ 2013」を、同年 10 月、平成 26 年 3 月には「多職種連携 顔の見える会」を開催するなど顔の見える関係づくりに取り組みました。</p> <p>また、白山消防署との合同勉強会の開催や、救急患者受入れのためのホットラインを開設するなど救急体制の充実に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 地域医療の提供、地域医療を担う人材の育成について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当院での研修を希望する県内外の医師を積極的に受け入れることにより、研修依頼病院が増加しました。また、これまでの家庭医育成の取組が認められてきており、海外や県外からの視察も増加しました。 ・津市による三重大学寄附講座の医師が 2 名配置されるなど人員体制が強化された結果、入院患者数が増加しました。また、在宅療養支援についても、新たに平成 25 年 10 月から訪問薬剤指導を開始しています。 <p>(2) 地域に最適な医療の体制づくりについて</p> <p>ワークショップや会議を通じて保健・医療・福祉関係者との連携を深めました。</p> <p>白山消防署との連携・相互理解が深まったことなどから、救急車による救急患者受入件数が増加しました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 家庭医育成拠点として、三重大学やほかの家庭医育成拠点と連携しながら家庭医の育成に取り組んでいきます。また、家庭医療、地域医療、医療教育に関する実践的かつ先進的な研究に取り組んでいきます。</p> <p>(2) 中期経営計画に基づき、関係機関や地域住民とともに、保健、医療、福祉が切れ目なく連携した「包括的で全人的な医療」の体制づくりに取り組んでいきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 平成 24 年度決算と新たな中期経営計画に基づく病院の運営等</p> <p>ウ 指定管理者にあつては、入院機能、小児医療及び救急医療などの診療機能の段階的な回復に努め、常勤医師の確保など、より一層の診療体制の充実を図っているところである。病院事業庁においては、今後とも地域の中核病院としての役割・機能を担えるよう、基本協定や業務報告等に基づきその運営状況を適時・的確に把握しながら、指定管理者と十分に協力・連携することにより、地域医療の確保・推進に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(志摩病院)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 25 年度については、以下のとおり指定管理者と情報共有・意見交換を行いながら協議・調整を進め、適正な病院運営の確保に努めました。</p> <p>(1) 管理運営協議会</p> <p>管理業務に関する具体的な事項を協議するため、病院事業庁と指定管理者の代表者等で構成する「志摩病院管理運営協議会」の第 1 回会議を平成 25 年 7 月に開催し、平成 24 年度の診療体制や収支報告を踏まえ、平成 25 年度の取組について協議を行いました。また 11 月には第 2 回会議を開催し、平成 25 年度の年間見込みや平成 26 年度に向けた取組について協議を行いました。</p> <p>(2) 毎月の業務報告等</p> <p>指定管理者から毎月提出される「業務報告書」の聴き取りを中心に、管理業務の実施状況の確認や情報共有・意見交換を行うとともに、随時、具体的な事項についての協議・調整を行いました。</p> <p>(3) 地域の皆さんとの懇談会</p> <p>平成 24 年度に引き続き、地域の皆さんに管理運営の状況を報告するとともに、意見等を今後の管理業務に反映させるため、病院事業庁主催の懇談会を平成 26 年 1 月に開催しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 25 年度の常勤医師の配置については、新たに 6 月に東洋医学・皮膚科医師、7 月に内科医師をそれぞれ配置し、平成 26 年 3 月には 28 名体制となりました。</p> <p>内科の外来診療については、平成 25 年 11 月から昼間に緊急で来院された患者に対して診療を行うなど、紹介制の緩和を行うとともに、在宅医療の患者が急変時に適切な医療が受けられるよう救急体制を整備するなど診療体制の拡充を図りました。</p> <p>また、診療体制の回復に伴い、外来患者数については前年度を上回って推移するとともに、志摩広域消防管内の志摩病院への救急車搬送件数も増加しており、二次救急医療機関としての役割を着実に果たしています。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p>
<p>今後も指定管理者と協力して常勤医師の確保に向け、関係機関への訪問や調整を進めていきます。</p> <p>また、小児科の入院機能や産婦人科の助産師による外来機能の拡充、内科系の救急受入時間の拡大など段階的な診療機能の回復に努め、志摩病院が地域の中核病院としての医療を安定的・継続的に提供していけるよう、病院事業庁としても、指定管理者に対して適切に指導・監督を行っていきます。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 地域機関分</p> <p>(ア) 平成 24 年度末における病院事業庁全体（平成 24 年度から地方独立行政法人化した総合医療センター分を除く）の診療費自己負担金の未収金（過年度収入未済額）は、約 4,385 万円となっている。</p> <p>未収金の回収については、電話、文書、訪問等による督促に加え、裁判所を通じての支払督促、弁護士法人への回収委託を行っており、平成 24 年度中に約 1,065 万円を回収（会計上の減額処理約 684 万円と合わせ約 1,749 万円減少）しているところであるが、引き続き回収に向けての取組を進められたい。</p> <p>また、平成 24 年度においては、約 1,138 万円の未収金が新たに発生しているため、早期の回収に努めるとともに、未収金発生防止に向けた取組を継続されたい。</p> <p style="text-align: right;">（県立病院課）</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>病院事業庁では、平成 21 年 2 月に、病院毎に作成していた未収金対策関係の方針・指針等を「過年度医業未収金対策の指針集」として取りまとめ、病院事業庁内で統一した対策を実施できるようにしました。</p> <p>平成 25 年度については、引き続き各病院で、各々の未収金の事情に応じた適切な対応を行うとともに、県立病院課から各病院に赴き、回収対策の進捗管理や情報共有を行いました。</p> <p>(1) 回収対策</p> <p>①保証人を含め、文書及び電話による継続的な督促を行いました。</p> <p>②理由なく支払がない場合は、支払督促をはじめとする法的措置を行いました。</p> <p>③回収困難な債権については、弁護士法人に回収業務を委託しました。</p> <p>(2) 発生防止対策</p> <p>①入院時に、入院費用や高額療養費制度に係る説明資料を患者等に配布し、入院費用に関する早期相談の呼びかけを行いました。</p> <p>②病院内の各部門が連携し、患者の状況に応じて利用可能な公費負担制度等の説明やその申請のサポートを行いました。</p> <p>③入院病棟職員と会計職員との連携促進などを通じて、病院内の情報共有を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年 3 月までに 9 件の法的措置を実施しました。（平成 24 年度は 32 件実施） ・平成 26 年 3 月までに約 4,819 万円の債権を、弁護士法人へ回収委託しました。
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>法的措置及び弁護士法人への回収委託等の事務については、本庁（県立病院課）主体で行い、病院現場の限られた人的労力を可能な限り発生防止に振り向けることで、未収金の発生自体を抑制するよう努めていきます。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 地域機関分</p> <p>(イ)事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 現金払込調書によらず、納付書や納入通知書で処理しているものがあった。 (一志病院)</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>納入義務者から直接現金等を受けた場合にあっては、現金受入票を作成するとともに、現金受入票発行簿を整理し、現金払込調書に記載する番号を正確に管理することで事務処理に遺漏がないよう、事務改善を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>職員相互のチェック機能が強化され、一連の事務手続を適切に行うことができました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、三重県病院事業会計規程等の諸規程に留意し、適正な事務処理に努めていきます。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

(1) 【一般廃棄物収集運搬処理業務委託】 (県立病院課)

- ・執行伺いが行われてなかった。
- ・特命随意契約の理由が不明確であった。
- ・契約書に契約保証金についての記載がなく、契約保証金免除の適用根拠も不明確であった。
- ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
- ・履行確認の記録がなかった。

(2) 【財務会計システム等保守業務】 (県立病院課)

- ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
- ・個人情報取扱特記事項が旧基準によるものであった。

(3) 【平成 24 年度三重県病院事業庁職員アンケート集計分析業務委託】 (県立病院課)

- ・業務完了報告書の履行期間及び完成年月日が誤っていた。

(4) 【植栽管理業務】 (こころの医療センター)

- ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。

(5) 【中央監視（自動制御）装置保守管理業務】 (こころの医療センター)

- ・契約書に記載された委託金額が消費税抜き価格になっていた。
- ・契約書に契約保証金についての記載がなく、契約保証金免除の適用根拠も不明確であった。
- ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。

(6) 【医師公舎浄化槽保守点検及び清掃業務】 (一志病院)

- ・契約伺い等に契約保証金免除の根拠が記載されておらず、契約書に契約保証金についての記載がされていなかった。
- ・契約準備行為を行っているが、執行伺に「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載がされていなかった。
- ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。

(7) 【構内剪定及び除草業務委託】 (一志病院)

- ・契約伺い等に契約保証金免除の根拠が記載されておらず、契約書に契約保証金についての記載がされていなかった。
- ・契約準備行為を行っているが、執行伺に「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載がされていなかった。
- ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。

(8) 【清掃洗濯業務委託】 (一志病院)

- ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。

(9) 【特殊建築物等定期点検業務委託（建築設備点検）】 (一志病院)

- ・契約準備行為を行っているが、執行伺に「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載がされていなかった。
- ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
- ・履行確認の記録がなかった。

イ 旅費

(1) 【産業医科大学産業医学基礎研修会】 (一志病院)

- ・最も経済的な経路による出張となっていなかった。

ウ 物品等購入

(1) 少額物品・役務等調達基準に基づくローテーション表について、選定・発注及びその記録をしていなかった。 (一志病院)

(2) 支払いが遅延しているものがあつた。 (一志病院)

(3) 契約書に暴力団等不当介入時における業者の対応についての記載がなかった。 (一志病院)

講じた措置

平成 25 年度

1 実施した取組内容

ア 業務委託

- (1) 業務委託契約の執行に際しては、施行伺を行い、契約理由や契約保証金の取扱いを明らかにするとともに、契約書には最新の契約条項を適用する等、事務処理に遺漏がないよう職員に周知徹底を図りました。また、適正な事務処理を確保するため職員間のチェック機能を強化しました。
- (2) 本年度の契約においては、契約書に暴力団等の不当介入時における受託事業者の対応を記載するとともに、個人情報取扱いに関する特記事項も最新の基準に改め適切に対応しました。
- (3) 今後は、業務完了報告書を受託業者から受領する際に記載事項についても十分確認を行うよう職員に周知徹底を図りました。
- (4) 本年度の契約においては、契約書に暴力団等の不当介入時における受託事業者の対応を記載しました。
- (5) 業務委託契約の執行に際しては、消費税の金額や契約保証金の取扱いを明らかにするとともに、契約書には最新の契約条項を適用する等、事務処理に遺漏がないよう職員に周知徹底を図りました。また、適正な事務処理を確保するため職員間のチェック機能を強化しました。
- (6)～(9)業務委託契約事務にあつては、契約保証金の取扱いを明らかにするとともに、契約書には最新の契約条項を適用する等、事務処理に遺漏がないよう、職員に周知徹底を図りました。
また、適正な事務処理を確保するため、職員打ち合わせ会において、契約事務をテーマとした勉強会を開催しました。

イ 旅費

- (1) 旅行命令から旅費精算に至るまでの事務手続きを適切に行うよう職員に周知徹底を図りました。また、チェック機能を強化しました。

ウ 物品等購入

- (1) いかなる契約事務においても、競争性・公正性・透明性の確保に努める意義を説明するとともに、少額物品・役務等調達基準に基づくローテーション表により、選定・発注及びその記録を適切に行うよう職員に周知徹底を図りました。
- (2) 全ての請求書に対して受理日を明確にするため、受付印を押印するとともに、口座振り込み支払日を増やしました。また、確認及び支払いまでの一連の手続きを適切に実施するよう職員に周知徹底を図りました。
- (3) 契約書には最新の契約条項を適用する等、事務処理に遺漏がないよう、職員に周知徹底を図りました。
また、適正な事務処理を確保するため、職員打ち合わせ会において、契約事務をテーマとした勉強会を開催しました。

2 取組の成果

ア 業務委託

- (1) 業務委託契約事務にあつては、執行伺に随意契約理由をはじめとする必要事項を明らかにし、競争性・公正性・透明性の確保に留意するとともに、契約書の記載内容を適切なものとし、履行確認を正しく実施するなど、一連の事務手続きを適切に行いました。
- (2) 契約書の記載内容を適切なものとし、適正な事務処理を行いました。
- (3) 業務完了報告書の受領時に記載内容について確認を行いました。
- (6)～(9) 業務委託契約事務の決裁では、職員相互のチェック機能が強化され、一連の事務手続きを適切に行いました。

イ 旅費

- (1) 旅行命令から旅費精算に至るまでの事務手続きを正確に実施し、最も経済的な経路による旅費算定を行いました。

ウ 物品等購入

- (1) 少額物品・役務等調達基準に基づくローテーション表に係る一連の事務手続きを適正に実施しました。

- (2) 全ての請求書に対して受理、確認及び支払いまでの一連の手続きを適切に実施しました。
- (3) 業務委託契約事務の決裁では、職員相互のチェック機能が強化され、一連の事務手続きを正確に実施しました。

平成 26 年度以降（取組予定等）

ア 業務委託

- (1)～(9) 引き続き、会計知識の向上に取り組むとともに、三重県病院事業会計規程等の諸規程に留意し職員間のチェック機能の強化を図り、適正な事務処理に努めていきます。

イ 旅費

- (1) 引き続き、三重県病院事業庁職員旅費規程に留意し、適正な事務処理に努めていきます。

ウ 物品等購入

- (1) 引き続き、少額物品・役務等調達基準に留意し、適正な事務処理に努めていきます。
- (2) 引き続き、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に留意し、適正な事務処理に努めていきます。
- (3) 引き続き、会計知識の向上に取り組むとともに、三重県病院事業会計規程等の諸規程に留意し職員間のチェック機能の強化を図り、適正な事務処理に努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 通勤手当の認定に誤りがあった。 (こころの医療センター)</p> <p>(2) 住居届において、家賃として記載している額に駐車場代や共益費など家賃以外のものが含まれているかどうかを確認していないものがあった。 (一志病院)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 有料道路利用時の手当積算を適正に行い、また職員間のチェック機能を強化することにしました。</p> <p>(2) 手当認定手続きに対して受理、確認、認定から給与支払いまでの一連の手続きを適切に実施するよう職員に周知徹底を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 有料道路利用者について正しい手当額を認定しました。</p> <p>(2) 住居手当において、家賃として記載している額を適切に記載しました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及びその施行規則に留意し、適正な事務処理に努めていきます。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 看護宿舎について、三重県病院事業庁公舎管理規程と三重県立こころの医療センター看護宿舎管理要綱の規定を整理する必要がある。 (こころの医療センター)</p> <p>(2) 備品標示票が貼付されていない備品があった。 (こころの医療センター)</p> <p>(3) 不用物品の処分の際、不用決定・不用物品処分決議書が作成されていなかった。 (こころの医療センター)</p> <p>(4) 備品標示票が貼付されていない備品があった。 (一志病院)</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 適切な財産管理を行うため、三重県病院事業庁公舎管理規程及び三重県こころの医療センター看護宿舎管理要綱の整理、見直しを行いました。</p> <p>(2) 三重県病院事業庁会計規程に基づき、備品を適切に管理していくうえで、備品表示票の貼付又は備品表示票を備品自体に貼付することが困難な場合は、他の表示等で備品を特定しておくよう職員に周知徹底を図るとともに職員間のチェック機能を強化しました。</p> <p>(3) 三重県病院事業庁会計規程に基づき、不用決定・不用物品処分決議書を作成するよう職員に周知徹底を図るとともに職員間のチェック機能を強化しました。</p> <p>(4) 三重県病院事業庁会計規程に基づき、備品に備品標示票を貼付する旨、職員に周知徹底を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 三重県病院事業庁公舎管理規程及び三重県こころの医療センター看護宿舎看護宿舎管理要綱の改正を行い、適切な財産管理を行いました。</p> <p>(2) 新たな備品登録の際には事務手続きを正確に実施しました。</p> <p>(3) 不用物品処分の際には事務手続きを正確に実施しました。</p> <p>(4) 備品管理業務について、事務手続きを正確に実施しました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、三重県病院事業会計規程等の諸規程に留意し、財産管理に対する意識を高め適正な財産管理に努めていきます。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制 事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 支出戻入の際に、病院事業庁会計規程に定める返納決定書が作成されていないものがあった。 (県立病院課)</p> <p>(2) 預り金（業務補助職員の住民税）の支払先誤りにより支出戻入が発生していた。 (こころの医療センター)</p> <p>(3) 消費税及び地方消費税に関し、不課税仕入れとして処理すべきものを課税仕入れとして処理しているものがあった。 (こころの医療センター)</p> <p>(4) 前渡資金の支払手続完了後に、資金前渡交付伺いの手続を行っていた。 (一志病院)</p> <p>(5) 資金前渡交付伺いに検査年月日の記録及び検査員の押印がされていなかった。 (一志病院)</p> <p>(6) 前渡資金の支払の証拠書類となる領収書が添付されていなかった。 (一志病院)</p> <p>(7) 前渡資金の精算手続を支払日と同日付けで個々に行っていた。 (一志病院)</p> <p>(8) 平成24年2月、3月に職員が緊急払した費用について、同年8月になってから交付伺・請求・支払の各手続を行っていた。 (一志病院)</p> <p>(9) 「医業外費用」の「雑損失」で支払うべきところ、「医業費用」の「雑費」として支払っており、支払科目を誤っていた。 (一志病院)</p> <p>(10) 企業出納員の事務引継書に係る引継目録が作成されていなかった。 (一志病院)</p>
講じた措置
<p>平成25年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 三重県病院事業庁会計規程に基づき、返納決定書を作成するよう職員に周知徹底を図るとともに職員間のチェック機能を強化しました。</p> <p>(2) 住民税課税時の職員の住所について把握・確認し適正な支払を行うこととしました。</p> <p>(3) 本年度も、既に執行した諸会費の支払いの中に消費税区分を誤っていたものがあったため、振替修正を行いました。今後は、消費税の規程に基づき、適切な処理を行うよう職員に周知徹底を図るとともに職員間のチェック機能を強化しました。</p> <p>(4)～(8) 全ての前渡資金支払い手続きに対して、伺い、資金前渡、精算までの一連の手続きを適切に実施するよう職員に周知徹底を図りました。</p> <p>(9) 支払い手続きに対して、科目誤りがないよう適切に実施するよう職員に周知徹底を図るとともに、職員間のチェック機能を強化しました。</p> <p>(10) 部内打ち合わせ会において、三重県病院事業庁会計規程に基づく諸手続きに遺漏がないよう、職員に周知徹底を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 支出戻入に該当するものについては、発生した際には事務手続きを正確に実施しました。</p> <p>(2) 住民税支払を適正に行っています。</p> <p>(3) 課税の区分を適正に行っています。</p> <p>(4)～(8) 全ての前渡資金支払い手続きに対して、交付伺いから精算までの一連の手続きを適切に実施しました。</p> <p>(9) 支払い手続きに対して科目誤りがないよう改善を行いました。また、発生した際には、速やかに振替処理を行いました。</p> <p>(10) 三重県病院事業庁会計規程に基づき引継目録を作成し、事務手続きを適切に行いました。</p>
<p>平成26年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、会計知識の向上に取り組むとともに、三重県病院事業会計規程等の諸規程に留意し、職員間のチェック機能を強化し、適正な事務処理に努めていきます。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) その他</p> <p>(1) 医事業務委託において、福祉医療費の助成を受ける患者に代わってセンターから県内市町へ送付する領収証明書の一部が、未提出となっていた。</p> <p>業務委託先による医事電算システムの操作ミス及びチェック体制に不備があったためであり、チェック体制を強化するなど業務委託先への指導を徹底し、再発防止に努められたい。</p> <p>(こころの医療センター)</p>
講じた措置
<p><u>平成 25 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>領収証明書の提出漏れがないように、関係書類の照合によるチェック体制の徹底を図るとともに、対象者の方へ必要な補償をしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>県内市町への領収証明書の提出を適切に処理しています。</p>
<p><u>平成 26 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>引き続き、関係書類の照合によるチェック体制のもと、適正な事務処理に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (政務調査費の適正な執行)</p> <p>(1) 平成 24 年度分の収支報告書について、添付されている領収書等の写しをもとに、条例、施行規程及びガイドラインの規定に照らし内容を確認した結果、鉄道運賃等の計上誤りなど返還を要する事例、証拠書類等の写しが添付されていないなど取扱いに改善を要する事例等が見受けられた。</p> <p>これらについて、議会事務局においては、所要の措置を講じるとともに、地方自治法改正後の政務活動費においても適正な執行の確認に努められたい。(総務課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容 指摘をされた計上誤りなど返還を要する事例については、議員や会派と内容の確認を行い、修正届にもとづき収支報告書を修正するとともに、必要な金額が返還されました。</p> <p>2 取組の成果 監査において指摘された部分の修正届のほか、独自に行った点検作業により、2 件の修正届を受理し、1,680 円が返還されました。</p>
<p>平成 26 年度以降 (取組予定等)</p> <p>政務活動費収支報告書の確認作業については、漏れがないよう複数人で行うなどの措置を引き続き講じていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>【会議録検索システム追加データ入力業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果品納入後に契約相手方が提出を要する検査申出書が、提出されないまま検収されていた。 <p>【会議録検索システム追加データ作成業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書に引用条項を誤って記載していた。 <p>【平成 24 年度議会電波広報（番組制作、電波購入、放送等委託）事業契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約相手方が放送確認書を提出する前に、履行確認書を作成していた。
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>委託業務等の執行にあたって、会計規則の運用について正しい解釈ができるよう再確認の指示をしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>担当者はもとより、会計職員がチェック項目としての意識を持ち、会計規則等に基づく適正な会計処理について徹底することができました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 支出に関する事務</p> <p>引き続き適正な会計処理の執行を図っていきます。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 支出に関する事務 イ 旅 費 【議長随行用務（沖縄三重の塔慰霊式・全議用務等）】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。
講じた措置
平成 25 年度 1 実施した取組内容 作成した復命書は、総合文書管理システムに登録するよう指示をしました。 2 取組の成果 文書管理規程等に基づく適正な公文書管理について徹底することができました。
平成 26 年度以降（取組予定等） (1) 支出に関する事務 引き続き適正な公文書管理に努めていきます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 財産管理等の状況 財産管理について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 財産管理状況 ・長期間使用されず、活用または廃棄等の処分について検討する必要がある備品があった。
講じた措置
平成 25 年度 1 実施した取組内容 使用されていない備品を確認したうえで、不要な備品については廃棄処分を行い、備品台帳を整理しました。 2 取組の成果 適正な物品管理について徹底することができました。
平成 26 年度以降（取組予定等） (2) 財産管理等の状況 引き続き、備品等物品の適正な管理について徹底を図っていきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (個人情報流出防止)</p> <p>(1) 平成24年度においても、県立学校等において、個人情報を含む文書や電子媒体等の紛失、盗難が4件発生している。 個人情報の管理については、すべての教職員に周知徹底を図り、今後、このような事案が発生することのないよう、強く自覚を促して、再発防止に努められたい。 (教育総務課、高校教育課、特別支援教育課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成25年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成25年5月27日に、学校情報ネットワーク情報化推進員連絡会を開催し、情報の適正な管理等を行うために、外部の専門家による「情報セキュリティ研修会」を実施しました。また、県立学校校長会議(4月と7月の2回)、教頭会総会(4月)において各校における個人情報保護の取組の徹底を依頼しました。加えて7月に教育委員会事務局職員に強く自覚を促すため、職員を対象に職員危機管理研修のテーマを「個人情報保護について」とし、研修を実施しています。また、平成25年12月12日に、「個人情報の適正管理について」を市町教育委員会及び所管課を通じて県立学校に通知し、個人情報の適正管理についての注意を喚起しました。(教育総務課)</p> <p>平成24年度に、県立高等学校では個人情報紛失に係る事案が2件発生しました。いずれの事案も、生徒の成績など個人情報に係る管理の重要性に関する認識の甘さ、管理の不徹底が原因と考えて、(1)教職員の意識向上に向けた取組、(2)個人情報の管理体制の整備の二つの観点から、各校における対策の実施を指導しました。(県立学校長会議(4月11日)、県立学校教頭会研修会(4月19日))</p> <p>具体的な対策事項は以下のとおりです。</p> <p>(1) 意識向上に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報を含む文書類の管理に関する各学校のルールを、年度始めの職員会議等で全教職員に周知徹底する。 ・ 4月を「個人情報適正管理の強化月間」に定め、教職員の意識向上に向けた取組と管理体制の徹底を図る。各校の「セルフチェックシート」を活用することで、セルフチェックの習慣化を図る。 <p>(2) 個人情報の管理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校長は、各学校における個人情報管理に関する状況の確認、改善と、教職員の意識向上に向けた取組を年間計画に位置付けるなどして推進する。 ・ 職員室等の部屋ごとに「個人情報管理責任者」を定め、各部屋の教職員及びグループ全体の個人情報保護の状況確認を担当する。(高校教育課) <p>平成24年度に、県立特別支援学校では「個別の指導計画」等のファイルを紛失する事案が1件発生しました。これを教訓として、各特別支援学校における個人情報の管理体制、個人情報を含む文書類の管理に関する規定及びセルフチェックシートの活用等を含め、個人情報に関する意識向上や管理体制の改善について、県立学校長会議、県立特別支援学校長会、県立学校教頭研修会において注意喚起を行うとともに、指導主事訪問の際に、管理職面談や全体協議の場で個人情報の取扱に係る指導を行いました。あわせて、各学校の取組状況を定期的に調査するとともに、課内においても個人情報電子媒体持ち出し簿を作成し、管理を徹底しました。</p> <p>具体的な改善策は以下のとおりです。</p> <p>(1) 意識向上に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報を含む文書類の管理に関する規定の内容を確認し、全教職員へ周知徹底する。 ・ 当該ルールに基づくセルフチェックシートの活用を習慣化する。 ・ 「個人情報適正管理の強化月間」(4月)を定め、教職員の意識向上に向けた取組と管理体制の徹底を図る。 <p>(2) 個人情報の管理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ やむを得ず個人情報を持ち出す際の、管理簿への記入を徹底する。 ・ 職員室等の部屋ごとに「個人情報管理責任者」を定め、個人情報保護の状況確認を担当する。 ・ 各教職員の机等の施錠の可否や個人情報保管場所の確保を行う。(特別支援教育課)

2 取組の成果

連絡会、研修会により各学校への情報管理等についての啓発を図りました。また、個別に依頼のあった学校についても情報セキュリティ研修を実施するなどの支援を行っています。このことにより、個人情報流失の減少につながっています。(平成 25 年度発生 1 件/小中学校) (教育総務課)

取組の結果、平成 25 年度は個人情報の紛失事案が発生していません。引き続き、定期考査実施時期等、適切な時期を捉えて、各校に注意喚起のメールを発信するなどしています。(高校教育課)

校長会議及び指導主事訪問など、機会をとらえて直接注意喚起を行ったことで、個人情報の適正な保管、管理について、意識の向上や個人情報の保護及び管理体制の確認等が図られ、以後紛失の案件は生じていません。(特別支援教育課)

平成 26 年度以降(取組予定等)

平成 26 年度も「情報セキュリティ研修会」を開催するとともに、学校からの依頼により情報セキュリティに係る個別支援を行います。また、教育委員会事務局職員を対象とした職員危機管理研修において、個人情報保護についての研修を実施します。(教育総務課)

平成 26 年度以降も、年度当初の校長会議、教頭研修会で、個人情報の適正な管理について厳重に指導助言するとともに、定期考査の時期など、個人情報を多く扱うことが予想される時期に、上記(1)、(2)の観点を踏まえて注意喚起を行ってまいります。(高校教育課)

各学校における「個人情報適正管理の強化月間」において、新しい職員集団での個人情報の適正管理について教職員の意識を高めるとともに、管理体制を確認します。また、校長会議や教務担当者会議等を通じて、個人情報の適正管理に係る課題の把握を行うとともに、各特別支援学校の具体的な対策や日常的な取組についての情報提供を行い、更なる危機管理意識の向上を図ります。

(特別支援教育課)

<p>監査の結果</p>
<p>(教職員のコンプライアンス意識の醸成)</p> <p>(2) 教職員の綱紀粛正及び服務規律の徹底については、様々な取組がされているものの、公立小中学校及び県立学校において、平成 24 年度も 9 件の教職員の懲戒処分が発生している。引き続き、教職員に対する法令及び服務規律の遵守の徹底を図るとともに再発防止に努められたい。</p> <p>また、県立学校において、相当免許を有しない教員が、単独で授業を行っていたことから、今後はこのような事態が発生することのないよう、チェック体制を構築するとともに法令遵守の徹底を図り、再発防止に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(教職員課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について通知し (7 月、11 月)、各校の研修会や職員会議等において全職員へ周知し、その徹底を図ることを依頼しました。</p> <p>(2) 懲戒処分を行った際に、その概要を県立学校長及び市町等教育委員会へ送付して、事案内容を周知し、教育公務員の使命と職責について再度確認する機会としました。とりわけ、夏季休業期間をひかえた 7 月 24 日付け通知では、学校等における研修会で活用できるように、ウェブ上で利用可能な県総合教育センター「ネット DE 研修：コンプライアンス」、県教育委員会「懲戒処分の指針」を参考資料として紹介しました。</p> <p>(3) 県立学校長会議や市町等教育長会議等において、事例をもとに、教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保についてあらためて周知徹底を図ることを依頼しました。</p> <p>(4) 初任者研修 (4 月)、常勤講師研修会 (5 月、6 月)、教職経験 10 年研修 (5 月)、教職経験 5 年研修 (8 月) の各研修において、服務規律の確保について講義をしました。また、初任の管理職を対象とした研修会 (5 月) において、コンプライアンスについて講義をしました。</p> <p>(5) 文部科学省の通知を受けて実施した体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態調査の結果を踏まえ、全公立学校において、映像教材「教育活動における体罰の防止」を活用した校内研修を実施するとともに、運動部活動指導者研修会、生徒指導担当者を対象とした研修会等を開催し、指導方法の工夫・改善を図りました。</p> <p>また、各学校で教員への定期面談や学期に 1 回程度の児童生徒へのアンケート等により、定期的に体罰の状況を確認し、体罰の実態を的確に把握するとともに、体罰防止について取り組んだ内容を、9 月末報告と 3 月末報告の 2 回に分けて体罰の発生件数とともに子ども安全対策監へ報告するよう、各学校及び各市町等教育委員会に依頼しました。</p> <p>(6) 相当免許を有しない教員による授業に関して、7 月 11 日の県立学校長会議において、不適切事例について具体的に説明し再発防止を呼びかけるとともに、8 月 12 日の夏季校長研修会において、相当免許のチェックチャート、具体的事例と対応を取り上げた Q & A 及び時間割編成時に相当免許を確認するための授業担当表サンプルを提示するなど、再発防止のための研修を実施しました。</p> <p>さらに、8 月に入って新たに 2 校で不適切な事案が判明したことを受けて、9 月 3 日に臨時県立学校長会議を開催し、総務部コンプライアンス推進監を講師としてコンプライアンスに関する研修を行い、改めて法令遵守について指導するとともに、市町等教育委員会に対しても、事案内容を周知し、所有免許と担当教科の適正な運用が図られるよう要請しました。</p> <p>また、1 月 16 日には、県立学校教頭会研修会において同様の内容で研修を実施し、チェック体制の確立を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 通知や事例紹介をもとに全職員で話し合う機会を持つことによって、服務規律の確保についての周知徹底と教育公務員としての意識向上につながっていると考えています。</p> <p>(2) 初任者等の研修会において、県教育委員会事務局職員が講義することにより、服務規律の確保についての意識向上につながっていると考えています。</p> <p>(3) 一定の教職経験者 (5 年、10 年) の研修において、規律違反の具体的事例などを取り上げて講義することにより、服務規律の確保についての周知徹底と教育公務員としての意識向上につながっていると考えています。</p> <p>(4) 初任の管理職を対象とした研修において、コンプライアンスについて講義することにより、各学校での法令遵守を基礎とした体制づくりにつながっていると考えています。</p>

(5) 体罰の実態を迅速かつ正確に把握する情報ルートが確立されるとともに、改めて各学校において体罰禁止に向けての意識向上が図られたと考えています。

(6) 所有免許と担当授業の適正な運用についての意識向上が図られたと考えています。

平成 26 年度以降（取組予定等）

文書による各学校への通知や県立学校長会議や市町等教育長会議、各種研修会等において具体的事例を捉えて、綱紀粛正及び服務規律の確保について周知徹底し、規律違反の再発防止に努め、教育に対する県民の信頼を確保します。

体罰については、引き続き実態を的確に把握し、事案の発生防止に努めます。

所有免許と担当授業の適正な運用について、年度末、年度当初に改めて注意喚起を行い、不適切事案の再発防止に努めます。

<p>監査の結果</p>
<p>(学校における防災対策の推進)</p> <p>(3) 県立学校の耐震化整備率については、平成 24 年度末で 99.4%となり、平成 25 年度末には 100%を達成できる見込みとなった。</p> <p>今後は、県立学校の天井材や内外装材等の非構造部材の耐震対策実施率の向上に引き続き取り組むとともに、公立小中学校についても、市町に対し積極的な情報提供や助言を行うことで、非構造部材の耐震対策を促進されたい。</p> <p style="text-align: right;">(学校施設課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>県立学校の非構造部材の耐震対策については、平成 24 年度に実施した専門家による点検結果を踏まえ、平成 27 年度の完了を目指して計画的に進めています。</p> <p>非構造部材の耐震対策の基礎知識等を周知するため、県立学校事務職員を対象に、平成 25 年 5 月と 8 月に研修会を実施しました。(参加者：5 月 68 名、8 月 56 名)</p> <p>公立小中学校については、7 月 2 日の市町等教育長会議において、公立学校の耐震化の推進について説明し理解を求めるとともに、11 月 11 日には、市町等教育委員会担当者に対し、建物の耐震化及び屋内運動場等の天井等落下防止策などの非構造部材の耐震対策にかかる研修会を開催しました。</p> <p>また、11 月 1 日に、文部科学省担当官とともに、平成 27 年度までに建物の耐震化が完了しない予定の 1 市を訪問し、耐震化の推進について働きかけを行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>県立学校については、平成 24 年度に実施した専門家による非構造部材の点検結果を踏まえ、平成 25 年度に耐震対策の実施計画を策定しました。当該計画に基づき、平成 25 年度実施分について必要な予算を学校に令達し、学校において収納棚・テレビ等の固定や内壁・内装材の補修などの対策を行いました。</p> <p>公立小中学校については、1 市が平成 27 年度までに建物の耐震化を完了するよう耐震化年次計画の見直しを行ったほか、全市町において屋内運動場等の天井等落下防止対策の実施や検討を行うなど、耐震化に向けた取組が進みました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p>
<p>県立学校については、平成 25 年度に策定した実施計画に基づき、平成 27 年度の完了を目指して計画的に取り組んでいきます。</p> <p>また、屋内運動場等の天井等落下防止対策については、対象となる屋内運動場等の天井等の総点検を実施し、その点検結果に基づき、計画的に対策を進めていきます。</p> <p>公立小中学校については、引き続き市町に対して、耐震化推進の必要性や国の財政的支援制度についての情報提供を積極的に行うとともに、補助制度活用の際には、事業内容の確認を行うなど、市町と連携を密にして、耐震対策が進むよう支援を行っていきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>(学力及び体力の向上)</p> <p>(4) 平成 19 年度から実施されている「全国学力・学習状況調査」では、教科に関する調査の平均正答率が全国平均を下回る状況が続いている。平成 25 年度調査における平均正答率は、小学校の国語、算数及び中学校の国語 A については、都道府県別にみると、いずれも全国 40 位以下となっている。このため、当該調査結果を分析し、課題等を整理したうえで、学校や教育関係機関が問題意識の共有に努め、他県の先進的な取組等も参考にしながら、教員の授業力の向上を図るとともに、子どもたちに学習意欲や学習習慣を身につけさせることで、学力の定着と向上に具体的かつ早急に取り組まれない。また、体力についても、全国調査では、学力と同じく全国平均を下回る状況となっていることから、今後も学校体育活動をさらに充実させるなど、運動機会の拡充を図ることで子どもたちの体力の向上に取り組まれない。</p> <p>(小中学校教育課、保健体育課、研修企画・支援課、研修推進課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 児童生徒の学力の向上を図るため、専門的な知識や豊富な経験を有する「学力向上アドバイザー」を実践推進校（小中学校 100 校）へ派遣し、指導方法の工夫改善に係る実践的研究を支援しました。</p> <p>(2) 「学力向上推進会議」（市町等教育委員会指導主事等対象）や「地域別学力向上推進会議」（実践推進校管理職、教員対象）を開催し、全国学力・学習状況調査の分析結果を踏まえた具体的な授業改善のポイントを示し、県内の小中学校において授業改善の取組の徹底を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学力向上推進会議」…6 月、9 月、3 月に開催 ・「地域別学力向上推進会議」…6 月、11 月に 4 地域で開催 <p>(3) 小中学校教員と県、市町の指導主事等が、全国学力・学習状況調査結果から明らかになった課題に対して、学校現場で有効に活用できる『授業改善モデル』（指導案等）の作成と、その普及を通じて、全教職員が一丸となった学力向上の取組を支援しました。</p> <p>(4) 平成 25 年度全国学力・学習状況調査問題をすべての小中学校において活用するよう、市町等教育委員会及び学校への働きかけを行いました。</p> <p>(5) 県の指導主事や学力向上アドバイザーが、課題が見られる地域へ重点的・計画的に訪問し、具体的な授業改善の方法等について指導・助言を行いました。また、成果の見られた実践推進校等の取組について、各学校への普及・啓発を図りました。</p> <p>(6) 全国学力・学習状況調査を活用した具体的な授業改善へのプロセス及び授業改善例等を記載した『授業改善支援プラン 2013』や、調査結果から明らかになった課題改善の取組を支援するためのワークシートを作成し、各学校における活用の促進を図りました。</p> <p>(7) 子どもたちの学力向上に向けた学校・家庭・地域の取組方策について議論する「みえの学力向上県民運動推進会議」を 2 回開催しました。また、「みえの学力向上県民運動」の一環として、地域で開催される研修会等に推進会議委員を講師として派遣し、市町等の取組を支援しました。</p> <p>(小中学校教育課)</p> <p>学校における体育科・保健体育科授業の工夫改善と子どもたちの運動機会の拡充を図るため、教員を対象とした研究協議会や講習会等、様々な機会をとらえて、啓発を行いました。</p> <p>(1) 小学校及び中・高等学校の体育担当者が参加する研究協議会において、体力向上を啓発しました。</p> <p>(2) 子どもたちの体力向上推進会議を設置し、子どもの体力向上に関する総合的な取組の効果の検証を行っています。</p> <p>(3) 体力向上推進アドバイザーを事務局に配置し、各小学校を訪問し、実態把握と課題解決を図りました。</p> <p>(4) 「みえ子どもの元気アップフェスティバル with EXILE USA」の開催により、県民の体力向上に向けた気運を醸成しました。</p> <p>(5) 地域のスポーツ指導者を中学校の運動部活動に外部指導者として派遣するとともに、資質向上を目的とした講習会を開催しました。</p> <p>(保健体育課)</p> <p>教員の授業力の向上に向け、以下のとおり研修機会の確保と研修内容の充実に努めました。</p> <p>(1) 悉皆研修を活用した「授業実践研修」の実施</p>

初任者、5年・10年経験者が継続的な相互研鑽による授業改善を図るよう、校種別、教科別の研修班を中心に年間をとおして授業研究に取り組みました。

(2) 中核的人材の育成をめざした「授業研究担当者育成研修」の実施

授業研究を中心とした校内研修を活性化するよう、重点推進校16校の校内研修を企画・運営する「授業研究担当者」を対象に、県総合教育センターにおける集合研修並びに研修主事が重点推進校を訪問する校内研修支援を実施しました。また、県内の各学校の校内研修の活性化を図るため、地域別研修会を実施するとともに、直接学校に出向き支援する出前研修の実施について各学校に周知しました。

(3) 自主的研究会活動に対する支援

県立学校の各教科教育研究会の授業改善にかかる自主的研究を支援しました。

(4) 映像教材「達人に学ぶ授業」の作成、配信

著名な講師による「示範授業」とその解説を収録した「映像教材『達人に学ぶ授業』」を作成し、研修で活用するとともに、インターネットを活用した教職員研修（ネットDE研修）で、3コンテンツ配信しました。

(5) 「学校・学級づくり」向上事業

教職員の学校づくり・学級づくりの力を向上させ、各学校で、中核となって取組を進める人材を育成するよう、「学校経営品質向上活動ファシリテーター養成講座」を9回実施しました。

(研修企画・支援課、研修推進課)

2 取組の成果

(1) 県内の各学校において、児童生徒の学力の向上を図るため、全国学力・学習状況調査を活用した学校体制づくりや授業改善の取組が進みました。

(2) 市町等教育委員会訪問や「学力向上推進会議」、「地域別学力向上推進会議」等を通じて市町等教育委員会や学校における学力向上に向けた取組の推進を行いました。このことにより、各学校において児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな授業実践や教員の指導力の向上を目指した取組等が広がりました。

(3) 各市町等教育委員会及び各学校においては、全国学力・学習状況調査結果の分析、課題の検証をもとにした授業改善に向けた気運が高まってきました。

(4) 実施主体である学校・家庭・地域が県民運動の趣旨を理解し、運動に取り組むことにより、学校・家庭・地域の連携や子どもたちの学習習慣の改善が図られました。

<資料>

① 「みえ県民カビジョン」目標に係る平成25年度実績値及び平成24年度との比較

(平成26年3月31日現在)

- ・学校に満足している子どもたちの割合（小中校対象） 80.4%（+1.7%）
- ・授業内容を理解している子どもたちの割合（小中高対象） 83.1%（+2.5%）
- ・子どもたちの学力や学習・生活の状況を客観的に把握し、教育指導の改善に生かしている公立小中学校の割合 92.7%（対24年度+5.6%）

② 「教育ビジョン」目標に係る平成25年度実績値及び平成24年度との比較（平成26年3月現在）

- ・子どもたちの学力や学習・生活の状況を客観的に把握し、教育指導の改善に生かしている学校の割合

○小学校 93.3%（+5.9%） ○中学校 91.3%（+4.8%） ●全体 92.7%（+5.6%）

- ・客観的に把握した子どもたちの学力や学習・生活の状況について、保護者や地域の人たちに対して説明や情報提供などを行った学校の割合

○小学校 93.0%（+1.0%） ○中学校 96.9%（+5.5%） ●全体 94.1%（+2.3%）

(小中学校教育課)

(1) 小学校及び中・高等学校の体育担当者が参加する研究協議会に、5日間535名の教員が参加し、子どもたちが意欲的に活動する体育の授業づくり等について研鑽を積みました。

(2) 子ども体力向上推進会議を3回開催し、新体力テストの継続実施や結果の活用に向けての取組がより一層重要であることを確認しました。

(3) 体力向上推進アドバイザーが各小学校を訪問し、体力向上についての助言等を行うことにより、公立小学校における新体力テスト継続実施率は、平成24年度の28.9%から40.9%に大きく向上しました。

(4)「みえ子どもの元気アップフェスティバル with EXILE USA」において、教職員 200 人と子どもたち 300 人への USA さんによるダンス研修会・ダンスレッスンのほか、親子を対象とした運動教室や食育・健康の展示ブース、「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」と体力向上推進校の表彰等を行い、約 1,800 人の参加を得て、県民の体力向上に向けた気運が高まりました。

(5) 中学校の運動部活動に、地域のスポーツ指導者を外部指導者として 101 名派遣し、運動機会の拡充を図りました。また、外部指導者を対象とした講習会を開催し、資質の向上を図りました。

(保健体育課)

(1) 悉皆研修を活用した「授業実践研修」

教職経験の異なる教員が班を構成し、授業研究を通して、授業改善を図るとともに、教職経験 10 年研修では授業改善の指導的役割を担う中堅教員の育成に努めました。効果測定アンケートでは、「研修が実践に活用できる」と答えた割合が 99.9%となっており、教員の授業力の向上につながっています。

(2)「授業研究担当者育成研修」

重点推進校の課題に応じて校内研修を支援し、授業研究担当者の資質向上と各校内研修の活性化に努めました。さらに、小中学校教育課と連携し、県内 4 地域において地域別研修会を実施し、県内の各学校における校内研修の活性化を図りました。

(3) 自主的研究会活動に対する支援

授業改善のための実践講座（13 講座）のアンケートでは、「この研修を自分の実践に活用できる」と答えた割合は 99.4%でした。

(4) 映像教材「達人に学ぶ授業」

授業実践研修等で授業研究の参考として活用しました。また、インターネットを活用した教職員研修（ネット DE 研修）は、225 名が受講しました。

(5)「学校・学級づくり」向上事業

管理職と対話を行い、目指す学校像、目指す学級像実現のための課題を整理し、課題解決のためのアクションプランを作成しました。自校の教職員に研修内容を還流するとともに「学力向上のための補充学習の取組」や「子どもが夢中になる授業づくり」等のアクションプランをもとに自校の改善活動を推進しました。

(研修企画・支援課、研修推進課)

平成 26 年度以降（取組予定等）

(1) 全国学力・学習状況調査結果の分析に基づく授業改善や、学習習慣確立の取組及び調査結果等の発信による家庭や地域と連携した取組を支援するため、課題がみられる地域や学校に学力向上アドバイザーを派遣します。

(2) 小学校（国語、算数、理科）、中学校（国語、数学、理科）の学年ごとに学習内容の定着状況を把握する「三重県到達度テスト（仮称）」を作成し、「三重県到達度テスト（仮称）」の分析結果にもとづく計画的・継続的な授業改善の取組を支援します。

(3) 全国学力・学習状況調査結果の分析等から明らかになった課題を改善するため、思考力・判断力・表現力等を育むワークシート等を作成し、すべての学校での活用を推進します。

(4)「学力向上推進会議」や「地域別学力向上推進会議」等を開催し、児童生徒の学力の定着と向上を図る県内のすべての市町が、取組の方法や成果等について情報交換を行うとともに、実践推進校の取組成果を県内に普及します。

(5) 県民総参加による学力向上の取組をさらに充実させるため、「みえの学力向上県民運動推進会議」の開催や地域で開催される研修会等への推進会議委員の派遣とともに、「フォローアップイベント」の開催や、ホームページの充実等、広報・PR 活動等を進め、周知・啓発を図ります。

(小中学校教育課)

(1) 教員の指導力向上に関する取組

授業に活かせる体力向上に関する実践講習や、児童生徒の運動意欲向上等に関する研究協議を充実していきます。

○「学校体育担当者研究協議会」小学校は県内全域で 3 日間、中・高等学校は 2 日間実施します。

○「子どもの体力向上推進研究協議会」県内の 6 会場で実施します。

(2) 総合的な体力向上に向けた取組

○ 子どもの体力向上に関する取組を食育、健康教育とともに総合的に推進します。医師、保護者、学校関係者等で構成する「子どもの体力向上推進委員会」を開催し、子どもの体力向上や生活習慣の改善に向けた取組を検討します。また、「体力向上推進アドバイザー」を学校に派遣し、運動習慣や

食・生活習慣に関する指導助言を行うとともに、体育・スポーツを学ぶ高校生など「体力向上サポーター」による学校への支援を通して、子どもの体力向上に向けた取組を進めます。

(3) 子どもたちの運動機会の拡充に向けた取組

○「運動部活動指導の工夫・改善支援事業」を実施します。中学校の運動部活動に、地域のスポーツ指導者を外部指導者として派遣し、運動部活動の充実を図ります。(保健体育課)

「授業実践研修」をより効果的に実施するため、対象者の課題や要望等を検証し、研修に反映させるとともに、内容の充実を図ります。

あわせて若手教員の実践的指導力の向上を図るため、学び続ける教員を継続的に支援することができるよう、若手教員の研修体系を見直します。

授業改善に向けた校内研修の活性化が図られるよう、「授業研究担当者育成研修」をより実践的な研修プログラムに改善するとともに、引き続き、校内研修担当者を対象とした研修を各地域で実施し、県内の学校に成果を普及します。

「学校経営品質向上活動ファシリテーター養成講座」においては、研修内容のさらなる充実を図ることにより、教職員の学校づくり・学級づくりの意識を高め、管理職とともに改善活動を先導する中核的な人材を養成していきます。(研修企画・支援課、研修推進課)

<p>監査の結果</p> <p>(高等学校における特別支援教育の推進)</p> <p>(5) 県立高等学校において、特別な支援が必要な生徒について、「個別の教育支援計画」を作成している学校の割合は41.1%にとどまっており、実態把握を実施している学校の割合も85.8%となっている。</p> <p>各県立高等学校においては、引き続き特別な支援が必要である生徒の実態把握と「個別の教育支援計画」の作成に努め、高等学校における特別支援教育の理解を進めるとともに、特別支援教育の一層の充実を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(特別支援教育課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>高等学校における特別支援教育の推進を図るため以下の取組を進めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発達障がい支援員(5名)及び発達障がい支援員スーパーバイザー(1名)による巡回相談や、医師、言語聴覚士等からなる専門家チームによる派遣を行い、発達検査の実施や教職員への指導・助言、保護者の教育相談等を行いました。 ※発達障がい支援員派遣校(のべ数): 371校(平成26年3月現在) ○ 「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成率を向上させるため、高等学校の特別支援教育コーディネーター(全ての高等学校で指名)及び発達障がい支援員と合同で、地域別・課題別協議を行いました。また、発達障がい支援員による巡回相談においても、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成に係る支援を行いました。 ○ 高等学校特別支援教育コーディネーター等連絡会において、高等学校教職員向けの発達障がいのある生徒への指導と支援に係る「高等学校支援ハンドブック」の内容検討及び周知を行うとともに、同ハンドブックを4,000冊作成し、県立高等学校教職員に配付することで、教職員一人ひとりの資質向上を図りました。 ○ 特別支援教育を推進する中心的な役割を担う教員を対象に、特別支援教育連続講座(シードプロジェクト)を実施し、発達障がいのある生徒への指導や支援に係る研修を開催しました。 <p>2 取組の成果</p> <p>高等学校特別支援教育コーディネーター等連絡会において、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成と活用についての研修や取組状況についての情報交換を行いました。また、発達障がい支援員による巡回相談時に、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成と活用に係る支援を行いました。このことにより、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成と活用に対する意識は向上し、指導や支援内容に関する要請が増加しています。その結果、「個別の教育支援計画」を作成している学校の割合は56.9%に、実態把握を実施している学校の割合は91.4%になりました。(3月現在)</p> <p>また、特別支援教育連続講座(シードプロジェクト)への高等学校からの参加者は18名(平成24年度は2名)に増加しており、発達障がいのある生徒への支援について、高等学校教員の意識は高まり、校内での支援体制の充実につながっています。</p>
<p>平成 26 年度以降(取組予定等)</p> <p>引き続き、県立高等学校に配置する発達障がい支援員による、発達検査の実施や分析、結果に基づく本人、保護者、教職員への助言及び教職員を対象とした研修によって、高等学校における特別支援教育の取組が充実するよう支援します。</p> <p>また、「高等学校支援ハンドブック」を活用して、教職員の発達障がいに係る理解を深め、適切な指導と必要な支援ができる体制づくりを進めます。</p> <p>さらに、高等学校における調査の結果を踏まえて、情報引継ぎツールであるパーソナルカルテの活用を促進を図ることで、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成率の向上に努めるとともに、中学校から高等学校への円滑な情報の引継ぎを進めます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>(いじめ、不登校児童生徒、暴力行為への対策の推進) (6) 平成 24 年度の不登校児童生徒数は※2,527 人(前年度:2,504 人)、暴力行為については※775 件(前年度:785 件)となっており、大幅な増減はないものの、いじめの認知件数は平成 24 年 9 月の緊急調査時点で 1,266 件と年度前半の件数でありながら、平成 23 年度の年間件数 245 件を大きく上回っている。(※:平成 24 年度速報値) 今後は、より一層、子どもの問題行動の実態把握、未然防止、早期発見、早期対応といった学校の対応力の向上や、教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、安心して学べる環境づくりを推進されたい。(生徒指導課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)本年度、新たに、子ども安全対策監を設置し、いじめや体罰などの問題において、学校だけでは対応することが難しい事案への的確な対応や、学校、市町教育委員会における早期対応への支援体制の充実を図りました。また、9 月にいじめに関するアンケート調査を実施し、その結果をふまえつつ、迅速かつ的確な対応を図るとともに、いじめ・暴力行為等の問題行動への対応を充実させるため、小中学校生徒指導担当者講習会及び生徒指導主事研修会(県立学校対象)を開催しました。</p> <p>(2)深刻化するいじめの未然防止を図り、児童生徒が安心して学ぶことができる環境づくりを強化するため、学級満足度調査を活用した子どもたちの問題解決能力を育成する取組を進めました。また、いじめをはじめとする生徒指導上の課題を総合的に支援できる地域の指導者の育成を図りました。</p> <p>(3)暴力行為が頻繁に発生している学校に対しては、早期にスクールソーシャルワーカーや生徒指導特別指導員による支援を行うとともに、学校配置のスクールカウンセラーと連携して児童生徒等への直接支援を行いました。また、ケースに応じて、「学校問題解決サポートチーム」を派遣して、問題解決への支援を行いました。</p> <p>(4)日々変化を続けるケータイ・ネット問題の現状を整理し、ケータイ・ネットの検索、監視等を通じ学校における教育・啓発を支援するための資料や体制を整えるとともに、ネット啓発リーダー(保護者等)による「ネット啓発講座」の活動をより充実させ、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制の構築を図りました。</p> <p>(5)不登校の未然防止を推進するために、「生きる力」を育成する「魅力ある学校づくり」について、調査研究を行いました。また、不登校の早期対応の観点から、不登校傾向を示し始めた初期に対する対応マニュアルを作成しました。また、教育支援センターの指導員等の資質向上を行うために、教育支援センター指導員実践交流会を年間 5 回開催しました。</p> <p>(6)いじめや体罰等の問題への早急な対応を図るため、スクールカウンセラーを 487 校(小学校 288 校・中学校 163 校・高等学校 36 校)に、スクールソーシャルワーカーの配置及び派遣を拡充し、学校における教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との一層の連携を進めました。また、スクールカウンセラーの未配置校を中心に、いじめ問題への対応が必要な小学校に対して、いじめ巡回相談員を派遣しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーの配置 487 校(小学校 288 校、中学校 163 校、高等学校 36 校) ・スクールソーシャルワーカー 7 名 ・いじめ巡回相談員 12 名 <p>(7)「いじめ防止対策推進法」が平成 25 年 9 月 28 日に施行され、文部科学大臣から「いじめ防止等のための基本方針」が出されました。県としても、これらの法並びに方針を受けて、「三重県いじめ防止基本方針」を平成 26 年 1 月 29 日に策定・公表しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)いじめ・暴力行為等の問題行動の事例が多様化・複雑化してきている中、市町等からの要請により、生徒指導特別指導員やスクールソーシャルワーカーを派遣しました。また、学校だけでは対応が困難な事例に対しては、子ども安全対策監の統括のもと、「学校問題解決サポートチーム」を編成し、支援を行うことで、再発防止や未然防止に効果が見られました。</p> <p>(2)県内 29 市町の推進校(中学校 29 校、小学校 78 校)において、学級満足度調査を 2 回実施し、</p>

児童生徒の実態に応じた対策を講じました。また、プロジェクト会議を4/25、6/21、6/25、6/27、6/28、8/2、11/28、11/29、12/3、12/5、2/27に、指導者養成講座を5/17、7/12、8/8、8/23、9/17、11/15に開催しました。

- (3)「ネット啓発リーダー」による保護者への啓発活動等を通して、各学校・地域における子どもの見守り体制を構築するとともに、家庭の役割の重要性、保護者の関わりの大切さについての理解を深めることができました。
- (4)研修講座を通じて、個々の教職員の意識を深めるとともに、暴力行為やいじめ等の問題行動への対応に関するスキルアップ、関係機関との適切な連携を図ることができました。
- (5)不登校の再登校支援や早期対応のあり方について、適応指導教室実践交流会（5/24、7/19、10/11、11/1、11/8、2/7）の場で情報交換を行っています。また、不登校対策の一環として、早期発見及び早期対応のあり方にスポットを当てた対応マニュアル（小中学校教職員用）の作成し、県内の小中学校に周知しました。
- (6)児童生徒へのカウンセリング、教職員や保護者への助言・援助、教育相談体制の充実、緊急の事案への対応など、スクールカウンセラーの活動が学校において定着しつつあり、いじめなどの問題行動や不登校への対応で成果を上げています。
- (7)平成26年1月30日に、市町教育委員会、県立学校及び私立学校に対し「三重県いじめ防止基本方針」を通知するとともに、2月3日開催の市町教育委員会との合同会議及び、2月20日開催の市町等教育長会議において、説明を行うなど周知を図りました。

平成26年度以降（取組予定等）

いじめ・暴力行為・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に係る教育実践をさらに充実させるために以下の取組を中心に行います。

- (1)事案の多様化・複雑化に対応するため、生徒指導特別指導員、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター指導員等の更なる資質向上に努めるとともに、校種間や関係機関との連携を進めていきます。
- (2)生徒指導上の課題を抱える学校に対して、子ども安全対策監の統括のもと、生徒指導特別指導員やスクールソーシャルワーカー等、専門的な知識や経験のある人材で構成された「学校問題解決サポートチーム」を派遣するなど、問題行動に対して適切に対応していきます。
- (3)いじめなどの問題行動や不登校に複雑化・多様化したケースが多くなってきていることから、教育現場の状況に即したカウンセリングのあり方について研修会を実施し、スクールカウンセラーの資質向上をはかっていきます。
また、より効果的なスクールカウンセラーの活用を図るため、今までの配置方法に加え、中学校区15校をモデル地区とし、小中学校を一体に支援できる配置も行っていきます。
- (4)スマートフォンを含む携帯電話やインターネットの利用によって起こるいじめ等の問題に対応するため、生徒の情報モラルと倫理観の育成や教職員の指導力の向上に係る取組を進めるとともに、今後も、ネットの検索・監視等や、保護者を対象としたネット啓発講座を引き続き実施し、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制の構築をはかります。
- (5)学校における様々な問題を未然に防止するため、適切な初期対応ができる力量を高めることを狙いとした研修講座を開催し、学校組織としての対応力の向上を図ることにより、学校と保護者、地域等との協働を促進し、よりよい学校づくりを目指します。
- (6)不登校対策の一環として、早期発見及び早期対応のあり方にスポットを当てた対応マニュアル（小中学校教職員用）の活用の促進を図るとともに、県立高校用のリーフレットを作成し周知を図ります。
- (7)いじめ防止等のための対策を適切に実施するため、三重県いじめ防止基本方針により定めた三重県いじめ問題対策連絡協議会の活動を活性化するとともに、県立学校はもとより、小中学校で発生した案件についても、積極的に人的支援を行うなど、問題解決に向けた支援体制を充実します。

<p>監査の結果</p>
<p>(児童生徒の安全確保)</p> <p>(7) 不審者情報が年々増加するなか、学校や通学途中における事件・事故が憂慮されている。このため、警察、学校、市町や学校安全ボランティア（スクールガード）等の関係機関と、より一層情報共有に努め、協力連携を図りながら、さらなる児童生徒の安全確保の向上に取り組まれない。</p> <p>とりわけ、通学路の交通事故防止対策として、平成24年度に実施した「通学路緊急安全点検」に基づき、関係機関と連携して、必要な対策を早急に講じられたい。（生徒指導課）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成25年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 防犯教育実践事業において、高校生の防犯意識を高め、危険予測・回避能力を育成するための実践的な防犯教育の取組に対して支援を行うとともに、教職員等研修を通して、防犯教育の推進を図りました。</p> <p>(2) 教職員を対象として、学校における防犯訓練等の推進や児童生徒に危険予測・回避能力を育成するための防犯教室の充実や、交通事故防止のためのルールやマナー指導等を目的とした講習会を実施しました。</p> <p>(3) 本年8月下旬、朝日町における女子中学生強盗殺人事件の発生を受け、9月12日に警察本部、環境生活部及び県教育委員会が、「子供を犯罪被害から守る緊急対策会議」を開催し、今後の対策について検討しました。</p> <p>(4) 通学路安全推進事業において、9月に通学路安全対策アドバイザー4名を委嘱して、広域的な対策等を検討するとともに、市町等に派遣し、通学路の安全対策を進めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 防犯教育実践事業を実施し、以下の研修等に取り組みました。</p> <p>① 生徒の防犯に関する危険予測・回避能力を高めるためのワークショップの実施 四日市西高等学校（11月11日、18日）いなべ総合学園高等学校（平成26年1月15日、29日）</p> <p>② 生徒や教職員、保護者等の防犯意識を高めるための講演会等の開催 名張高等学校（8月29日）明野高等学校（12月12日）</p> <p>③ 実践的な防犯活動の取組 明野高等学校（11月～12月）</p> <p>上記の取組により、下記のような成果が得られました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ロールプレイや生徒が体験する場面を織り交ぜながら、一体感のある雰囲気の中で進められた。生徒たちは実際に大声を出してみたり、護身術や相談・傾聴の体験をすることで、実際の場面での対処方法を学べた。 ・ 見えやすく入りにくい場所では犯罪が起きないという視点で、具体的な説明がなされ、生徒や教職員、保護者等にとって新しい視点で防犯に対する知識が得られると共に防犯意識が高まった。 ・ 生徒の防犯意識が高まり、生徒会執行部が自主的に防犯に関する実践を行ったことは大いに意義があったと考えます。 <p>(2) 教職員を対象とした以下の講習会に取り組んでいます。</p> <p>① 防犯教室講習会 【対象：中学校及び特別支援学校の教職員（各学校1名）10月31日実施】</p> <p>② 交通安全教室講習会 【対象：小学校及び特別支援学校の教職員（各学校1名）5月23日、24日、30日、31日実施】上記の取組により、下記のような成果が得られました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の組織の力、職員1人ひとりの防犯意識の大切さと、児童生徒の危険予測・回避能力の教育に活かすべき内容が学習できた。 ・ 実際のデータにもとづく指導内容や、自転車シミュレータを使った新たな交通安全教室の形を体験できた。 <p>(3) 「子供を犯罪被害から守る緊急対策会議」を開催し、現状や課題を出し合ったうえで、これまでの取組について検証するとともに、今後の対策について検討しました。</p> <p>その中で、以下の3点について、今後、警察と連携して推進していくことが確認されました。</p>

- ①学校（市町教育委員会）等との不審者情報の一層の共有化
- ②学校（市町教育委員会）等が開催する小中高校生対象の防犯教室等への支援の充実
- ③いわゆる「子ども110番の家」に対する活動促進の働き掛け

(4)通学路安全推進事業において、通学路安全対策アドバイザーを委嘱し、広域的な対策等を検討するとともに、市町単位で実施する連絡協議会や特に対策が必要な学校に派遣し、通学路の安全対策について助言を行うなどの取組を進めています。取組の結果、平成25年3月末時点で、5市町の学校や教育委員会が改善を行うべき対策未定の箇所が24箇所であったのに対して、平成26年1月末の対策未定箇所数は、6箇所に減少しました。

平成26年度以降（取組予定等）

- (1)不審者事案が多発している県立学校を推進校とし、危険予測・回避能力を高めるため、防犯に関する専門家による生徒を対象としたワークショップを実施します。
- (2)生徒、教職員、保護者や地域住民を対象に、防犯意識等を高めるための講演会を実施します。
- (3)生徒の実践的な防犯活動や、生徒の安全確保のための地域の見守り体制の整備への支援を行います。
- (4)児童生徒の危険予測・回避能力を高めるため、地域安全マップづくりに係る研修会を実施するとともに、学校における取組を支援します。
- (5)通学路安全対策アドバイザーを委嘱し、広域的な対策等を検討するとともに、市町等に派遣し、通学路の安全対策を進めます。また、要望のある学校に対して交通安全教室等を行います。
- (6)教職員を対象に、学校における防犯訓練等の推進や防犯教室の充実、交通事故防止のためのルールやマナー指導等を目的とした講習会を実施します。

<p>監査の結果</p> <p>(体罰の禁止)</p> <p>(8) 運動部活動や生徒指導に関わる体罰が社会問題となっている中、平成24年度に行った本県の公立学校における体罰に係る実態調査においては、393件の体罰事案があった。</p> <p>学校教育における体罰は、学校教育法で禁止されている違法行為であるのみならず、児童生徒の心身の成長に深刻な影響を及ぼすことから、教員及び部活動指導者に対し体罰禁止を徹底されたい。</p> <p>(生徒指導課、保健体育課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成25年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成25年度より、子ども安全対策監を設置し、その統括のもと、以下のような取組を進めています。</p> <p>(1) 実態把握の方法及び報告</p> <p>① 発生した事案に係る速やかな報告</p> <p>体罰と判断された行為については、その都度、市町等教育委員会や県教育委員会への速やかな報告の徹底を求めました。</p> <p>② 学期に1回程度のアンケート調査の実施</p> <p>児童生徒を対象としたアンケート調査を学期に1回程度実施し、管理職が集約します。その中に体罰に係る記述があれば、当該児童生徒及び当該教職員に対して、管理職が面談し、事実確認を行いました。</p> <p>③ 年2回の体罰防止についての取組報告</p> <p>県立学校及び市町等教育委員会は、9月末と3月末の年2回、体罰防止に係る取組内容及び体罰の認知件数について、県教育委員会に報告を行いました。</p> <p>④ 県教育委員会担当課の対応</p> <p>事案が発生した場合は、子ども安全対策監に情報を集約したうえで、その統括のもと、内容に応じて県教委担当課が連携して対応しました。</p> <p>(2) 事案への対応</p> <p>① 教職員への対応</p> <p>把握した事案については、その内容を精査し、児童生徒理解に基づく生徒指導の改善や、運動部活動における適切な指導の徹底を図るとともに、必要な処分について適正に対処しました。</p> <p>② 児童生徒及び保護者への対応</p> <p>子ども安全対策監の統括のもと、状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用して、被害児童生徒及び保護者に心のケア等の支援にあたりました。</p> <p>(3) 未然防止の取組・研修</p> <p>① 各学校におけるコンプライアンスの確立</p> <p>映像教材「教育活動における体罰の防止」を活用し、コンプライアンス意識の確立と、学校での体罰の未然防止や再発防止を目的とした校内研修を、各学校において7月末までに実施しました。</p> <p>② 教職員を対象とした研修会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校生徒指導担当者講習会 <ul style="list-style-type: none"> 期日：平成25年8月27日（四日市）、28日（津市）、29日（伊勢） 内容：児童生徒理解に基づく生徒指導のあり方 講師：明治大学文学部 諸富 祥彦教授 ・ 生徒指導主事研修会（県立学校対象） <ul style="list-style-type: none"> (第1回) 期日：平成25年7月16日 内容：体罰のない学校づくりにむけて 講師：日本女子大学 坂田 仰教授 (第2回) 期日：平成25年10月1日 内容：各学校におけるコンプライアンスの確立 講師：淑徳大学 黒川 雅子准教授 ・ 運動部活動指導者研修会 <ul style="list-style-type: none"> 期日：平成25年7月4日（四日市）、5日（伊勢） 内容：運動部活動における体罰問題を考える

講師：筑波大学 菊 幸一教授

- ・部活動マネジメント研修～部活動の教育的価値を高め、成果につなげる指導法～

期日：第1期（7月～10月）、第2期（11月～2月）

内容：部活動の教育的意義に着目し、生徒アンケートの分析を活用した部活動マネジメントの専門知識とスキルを身につけ、具体的な成果に結びつけるための連続講座

講師：三重県政策アドバイザー 原田 隆史氏

- ・新任管理職研修、初任者研修、教職経験5年及び10年研修

内容：体罰の未然防止について

- ・校長会議及び生徒指導連絡協議会（県立学校）

内容：生徒の懲戒に係る指導指針の改訂の周知

(4) 相談体制の整備

体罰に関する電話相談窓口（三重県教育委員会）を設置するとともに、こどもほっとダイヤル（子ども・家庭局）においても相談を受け付け、子ども安全対策監に情報を集約したうえで、その統括のもと、内容に応じて県教委担当課が連携して対応します。（生徒指導課・保健体育課）

2 取組の成果

- ・各学校においては、児童生徒を対象としたアンケート調査や面談等を行い、体罰の実態把握を行いました。
- ・各学校での校内研修や、各市町等教育委員会並びに県教育委員会による、体罰防止の研修会において、体罰禁止についての認識や児童生徒理解に基づいた生徒指導の徹底を図りました。
- ・体罰に関する電話相談に寄せられた相談内容を子ども安全対策監が集約することにより、県教委担当課の連携した対応が促進されました。（生徒指導課）
- ・運動部活動指導者研修会に、教員167名の参加があり、体罰根絶に向けた研修を行いました。
- ・部活動マネジメント研修に、教員158名（第1期82名、第2期76名）の参加があり、マネジメントに関する専門知識やスキルを研修しました。（保健体育課）

平成26年度以降（取組予定等）

平成26年度も、各校における実態把握や事案発生時の速やかな報告の徹底を図るとともに、児童生徒理解に基づく生徒指導の推進などをテーマとした研修等を開催し、未然防止の取組を進めます。

（生徒指導課）

体罰の再発防止を図るため、引き続き研修会等を実施してきます。

（保健体育課）

監査の結果

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

三重県高等学校等修学奨学金返還金等の収入未済額が、87,175,093円（対前年度比93.8%）あり、前年度と比べて5,738,239円減少しているものの、各奨学金などの返還金については、滞納整理に関する要綱などに基づき、引き続き、その収納促進及び発生防止に一層努められたい。

収入未済科目等	平成24年度		平成23年度	
三重県高等学校等修学奨学金返還金 (予算経理課)	現年度 過年度 計	16,340,189円 31,774,743円 48,114,932円	現年度 過年度 計	16,753,832円 37,331,192円 54,085,024円
雑入（通勤手当戻入等） (予算経理課)	現年度 過年度 計	—円 —円 —円	現年度 過年度 計	66,300円 —円 66,300円
雑入（教職員恩給及び退職年金過払い分） (福利・給与課)	現年度 過年度 計	—円 9,671,911円 9,671,911円	現年度 過年度 計	—円 9,672,344円 9,672,344円
雑入（通勤手当戻入） (福利・給与課)	現年度 過年度 計	—円 —円 —円	現年度 過年度 計	118,800円 —円 118,800円
高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金 (高校教育課)	現年度 過年度 計	306,000円 988,000円 1,294,000円	現年度 過年度 計	144,000円 899,000円 1,043,000円
進学奨励金返還金 (人権教育課)	現年度 過年度 計	2,978,592円 15,209,338円 18,187,930円	現年度 過年度 計	3,044,307円 13,872,877円 16,917,184円
大学等進学資金貸付金返還金 (人権教育課)	現年度 過年度 計	—円 9,906,320円 9,906,320円	現年度 過年度 計	649,400円 10,361,280円 11,010,680円
計		87,175,093円		92,913,332円

講じた措置

平成25年度

1 実施した取組内容

【三重県高等学校等修学奨学金返還金】

(1) 三重県債権管理適正化指針」に基づき次の取組を行いました。（平成26年3月末時点）

①定期督促 前月末未納者に督促状を発行した。（毎月10日前後）

今年度返還開始の債権 電話督促（12月）

1か月以上3か月未満滞納債権 電話督促（7, 8, 9月）、文書督促2回（12, 2月）

3か月以上6か月未満滞納債権（文書督促4回）

6か月以上滞納債権（4回）

②長期滞納債権の外部回収委託 委託件数248件/回収金額10,362,961円

/委託金額26,012,238円/回収率39.84%

③法的手続の実績（自家用車差押の申立1件、預貯金の差押2件、支払督促手続申立3名）

（予算経理課）

【雑入（教職員恩給及び退職年金過払い分）】

職員恩給及び退職年金の過払いについては、受給者の死亡連絡が遺族からなされなかったことによ

り発生しました。教育委員会では、平成20年9月17日から恩給の支払い時に「住民基本台帳ネットワーク」を利用して受給者の生存を確認し、過払いが発生しないようにしています。平成25年度は、刑事及び民事裁判で勝訴した1件については、昨年度に引き続き平成25年4月3日、6月3日、8月1日、10月3日、12月3日、平成26年2月3日付けで、述べ13金融機関30支店に債権差押命令の申立を行いました。

なお、残る1件については、本人の死亡後、相続財産管理人の選任の有無について家庭裁判所に調査を実施していますが、平成26年1月22日現在において選任されていません。（福利・給与課）

【三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金】

当該の未収金については、修学奨励金を貸与した生徒が修学を継続できず退学に至ったため、返還義務が発生したものです。当該滞納者に対しては「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等に関する要綱」に基づき督促を行うとともに、滞納者が貸与を受けていた当時の在籍校と連携し、滞納者の現状把握等を行うなどの債権管理に努めました。各滞納者に対し、自宅訪問を実施し、未収金の回収に努めました。（高校教育課）

【進学奨励金返還金 及び 大学等進学資金貸付金返還金】

(1)「三重県高等学校等進学奨励金返還金等債権管理事務取扱要綱」に基づいた体系的な債権管理に取り組み、収納促進に努めました。

(2)納期限までに納付しない債務者に対して、返還依頼書により返還を促しました。

(3)返還依頼書に応じない債務者に対して、電話により督促しました。

(4)返還依頼書及び電話による督促に応じない債務者に対して督促状により返還を督促しました。

(5)12月を徴収強化月間と定め、夜間電話催告、居宅訪問等を実施し徴収強化に努めました。

（人権教育課）

2 取組の成果

【三重県高等学校等修学奨励金返還金】

文部科学省は、奨学金制度が維持される目安として過年度未収金回収率13%、現年度84%を示していますが、本県では、現時点でいずれも上回っています。（平成26年3月末時点）

・過年度未収金回収額 16,369,560円（回収率34.50%）

・現年度回収額 226,357,487円（回収率92.96%）

（予算経理課）

【雑入（教職員恩給及び退職年金過払い分）】

職員恩給及び退職年金の過払い事件発覚以降、「住民基本台帳ネットワーク」により受給者の生存確認を行っていることから、以後の過払いは皆無となっています。

刑事及び民事裁判で勝訴した1件については、預金差押を執行していますが、債権の回収には至っていません。平成26年3月末時点の未済額は9,561,070円です。

残り1件については、本人死亡後の相続財産管理人の選任の有無の確認を行っていますが、平成26年1月22日現在、選任されていません。平成26年3月末時点の未済額は110,841円です。

平成26年3月末時点の未済合計額は9,671,911円となります。

（福利・給与課）

【三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金】

未収金のうち170,000円を収納しました。また、長期滞納者からも収納するなど、全ての滞納者から1回以上の収納を行いました。（高校教育課）

【進学奨励金返還金 及び 大学等進学資金貸付金返還金】

・進学奨励金返還金の収入未済額のうち2,148,824円を収納しました。

・大学等進学資金貸付金返還金の収入未済額のうち1,016,820円を収納しました。

（平成26年3月末時点）

（人権教育課）

平成 26 年度以降（取組予定等）

【三重県高等学校等修学奨学金返還金】

三重県高等学校等修学奨学金の滞納については、平成 23 年度から平成 25 年度 of 取組の結果、早期対応が有効と判断されるので、今後も定期督促を実施し、早期対応に努めます。また、返還意識が希薄な者に対し滞納は許さないという毅然とした対応を行います。（予算経理課）

【雑入（教職員恩給及び退職年金過払い分）】

教職員恩給及び退職年金の過払い分のうち刑事及び民事裁判で勝訴した 1 件については、預金差押による積極的な債権の回収を図るとともに、債務者本人と接触を図り返済を求めています。残り 1 件については、相続財産管理人の選任の有無を定期的に確認にし、選任後に債権届け出を行い債権の回収に努めています。

今後は、住基ネットによる生存確認を行い過払い金が発生しないよう努めます。（福利・給与課）

【三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金】

今後も、「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等に関する要綱」に基づき、債務者が在籍していた高等学校とも連携しながら返還金の回収に努めています。（高校教育課）

【進学奨励金返還金 及び 大学等進学資金貸付金返還金】

引き続き、「三重県高等学校等進学奨励金返還金等債権管理事務取扱要綱」に基づき、収入未済のある債務者に対して、文書・電話による督促を行うことにより収納促進に努めています。

（人権教育課）

監査の結果

イ 県立学校分

(ア) 高等学校授業料等の収入未済額が 3,337,457 円(対前年度比 82.4%)あり、前年度と比べて 714,739 円減少しているものの、引き続き、三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱などに基づき、その収入未済額の減少と発生防止に一層努められたい。

収入未済科目等	平成 24 年度		平成 23 年度	
高等学校授業料 (県立高等学校 20 校)	現年度	29,700 円	現年度	— 円
	過年度	1,944,850 円	過年度	3,211,684 円
	計	1,974,550 円	計	3,211,684 円
弁償金 (県立高等学校 1 校)	現年度	— 円	現年度	— 円
	過年度	586,781 円	過年度	586,781 円
	計	586,781 円	計	586,781 円
学校開放事業電気使用料等 (県立高等学校 2 校)	現年度	550 円	現年度	157,971 円
	過年度	— 円	過年度	— 円
	計	550 円	計	157,971 円
違約金 (県立高等学校 2 校)	現年度	685,125 円	現年度	95,760 円
	過年度	90,451 円	過年度	— 円
	計	775,576 円	計	95,760 円
計	3,337,457 円		4,052,196 円	

講じた措置

平成 25 年度

1 実施した取組内容

【高等学校授業料】

- (1) 平成 22 年 4 月から県立高校の授業料は無償となりましたが、過年度の未収については、「三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱」(平成 16 年 1 月策定)に基づき、学校とともにその解消に取り組んでいます。
- (2) 在校生に対しては、電話での督促、督促状の送付や自宅訪問などを、また卒業生や退学者に対してはこれらに加えて、校長・教育長名による督促、知事名による督促、知事名による内容証明郵便督促などの授業料の未収金解消に向けた取組を行い、収納の促進を図っています。
- (3) 卒業生や退学者のなかで資力があるにもかかわらず支払いに応じず、法的措置を講じるよりほかなる者に対しては、学校関係者と、また対応が困難な場合は弁護士とも協議して支払督促を実施するなど、未収解消への取組が円滑に進められるよう対策を講じています。

- ・ 預貯金、給与の強制執行 1 件 (債権総額 16,420 円)
- ・ 支払督促手続申立 2 件 (債権総額 74,772 円) (平成 26 年 3 月 31 日時点) (予算経理課)

【弁償金】

平成 16 年 4 月に県立高校体育用具庫が焼失した事件について、平成 23 年度に原因者に対して損害賠償金の支払督促を行ったところ、相手方からの異議申立てにより通常訴訟に移行し、平成 24 年度に県側の請求が認められる判決が確定しましたが、相手方からの支払いが無かったため、平成 25 年度に弁護士に強制執行手続きを委任しました。(学校施設課)

【学校開放事業電気使用料等】

納付遅延が常態化している利用者のため、年度末は納期限を特に厳守するよう再三にわたり依頼を行いましたが、会計年度を越えて納付されました。平成 25 年度から遅延損害金の納付が義務付けられること、これ以上遅延が繰り返されると他の施設利用希望者を優先することを伝え、期限内納付を強く働きかけました。(尾鷲高等学校)

【学校開放事業電気使用料等】

本件の未収金については、遅れ気味ではありましたが、会計年度内に納付はなされていきました。しかし、農協にて納付したため、財務会計システムへの反映が遅れ、未収金として残ってしまった経緯があります。利用者へ期限内納付を働きかけるとともに、財務会計システムにおいて未納がないか随

時確認するようにしています。

(津高等学校)

【違約金】

情報教育機器契約解除に伴う違約金（685,125円）については、情報教育機器設備（パソコン教室）の賃貸借契約に係る保守業務契約業者の破産（現在破産手続き中）に伴い、発生したものです。

経緯は以下のとおり。

H22. 8. 2 当該契約締結（契約額 14,175,000円）

H24. 10. 25 当該業者の破産手続き開始

H25. 2. 28 第1回債権者集会

H25. 3. 31 契約解除

H25. 6. 6 第2回債権者集会

H25. 9. 12 第3回債権者集会

H26. 1. 9 第4回債権者集会

今年度は、違約金について津地方裁判所四日市支部へ破産債権の届出を行うとともに、第4回債権者集会に参加し、情報収集を行いました。
(四日市工業高等学校)

【違約金】

平成23年度において、普通教室へ手摺を取り付ける工事を電子公開見積合せにより落札業者を決定した後、当該落札業者から倒産すると連絡が入ったため、違約金請求の通知・破産債権の届け出を行うとともに、債権者集会への出席等により破産手続きの推移の把握や弁護士相談、本庁所管課との情報共有を行いました。債権の一部を回収しましたが、その後年度末に法人格が消滅したことから、三重県債権管理適正化方針に基づき、平成25年7月24日不納欠損処分を行いました。

(四日市西高等学校)

2 取組の成果

【高等学校授業料】

平成26年3月末日現在での過年度未収金の回収額は441,944円、また、三重県債権管理適正化方針に基づく不納欠損処分を行い、不納欠損額は6,500円となっています。
(予算経理課)

【弁償金】

弁護士に強制執行手続きを委任しました。

(学校施設課)

【学校開放事業電気使用料等】

年度当初は1ヶ月未満の遅延が続いていましたが、粘り強い働きかけにより期限内納付が行われるようになりました。
(津高等学校・尾鷲高等学校)

【違約金】

裁判所への破産債権の届出や債権者集会（財産状況報告集会・計算報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取会）への参加により、情報収集に努め、債権回収の可能性を探ってきました。

(四日市工業高等学校)

【違約金】

三重県債権管理適正化方針に基づく不納欠損処分を行い、適切な事務処理を行いました。

(四日市西高等学校)

平成 26 年度以降（取組予定等）

【高等学校授業料】

- (1)平成 26 年度から県立高等学校の授業料無償化制度が見直され、一定所得以上の世帯に属する生徒は授業料を支払う必要があるため、新たに滞納が生じないように取り組んでいきます。
- (2)各県立学校に対して未収状況のヒアリングを実施し、未収金解消を図るよう引き続き指導します。
- (3)滞納事例を具体的に把握し、各県立学校からの相談に対し、他校の取組事例を紹介する等助言指導を実施します。
- (4)各学校対応では、債権回収が困難と判断された場合は、予算経理課から教育長名通知、知事名通知により本人と連帯保証人に対し送付し、滞納は絶対に許さないという姿勢で臨みます。
- (5)各県立学校の未収状況を随時把握し、回収困難となっている債権については、弁護士へ委任又は助言を得て法的措置を講じます。（予算経理課）

【弁償金】

弁護士と連携して損害賠償金の全額回収に向けた取組を進めます。（学校施設課）

【学校開放事業電気使用料等】

引き続き、納付遅延が発生しないよう、全ての利用者に対し期限内納付を働きかけます。
（津高等学校・尾鷲高等学校）

【違約金】

現在継続中の案件については、債権者集会に引き続き参加し、情報の収集を行うとともに、債権の回収等に向けて努力を続けていきます。また、今後も未収金の発生防止に努めていきます。
（四日市工業高等学校）

監査の結果

- (イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
- (1) 現金収納票を誤った期日で発行し、収納していた。(桑名西高等学校)
 - (2) 証紙事務について、領収印の日付を誤ったもの、訂正が不適切であったもの、証明書番号を付け忘れたものなどがあった。
 - (3) 歳入戻出が2件発生していた。(四日市商業高等学校)
 - (4) 現金日計表が適正に作成されていなかった。(北星高等学校)
 - (5) 調定事務が遅延しているものがあつた。(亀山高等学校)
 - (6) 調定事務が遅延しているものがあつた。(津工業高等学校)
 - (7) 現金納付された高等学校授業料について、出納員印での領収を行っていなかった。
 - (8) 現金納付された高等学校授業料について、財務システムへの現金受入処理が遅延しているものがあつた。
 - (9) 証紙収入実績報告が遅延しているものがあつた。(みえ夢学園高等学校)
 - (10) 日本スポーツ振興センター共済負担金の収納について、領収日と現金受入日が合致していないものがあつた。(白山高等学校)
 - (11) 高等学校授業料について、授業料滞納整理記録簿の整理が行われていなかった。(相可高等学校)
 - (12) 学校開放事業の施設電気使用料の未納について、督促が遅延していた。
 - (13) 現金納付された日本スポーツ振興センター共済負担金の収納処理が遅延していた。
 - (14) 現金を金融機関に納める日とは別の日に処理した現金収納票で収納処理を行っていた。
 - (15) 現金収納に係る財務会計システムの処理誤りにより、現金日計表の払出日が実際の収納日と合致していなかった。(宇治山田高等学校)
 - (16) 高等学校入学料に係る証紙収入実績報告が遅延していた。
 - (17) 現金納付された日本スポーツ振興センター共済負担金の収納処理が遅延しているものがあつた。(伊勢高等学校)
 - (18) 自動販売機光熱水費負担金の調定に年度誤りがあつた。(伊勢まなび高等学校)
 - (19) 現金納付された高等学校授業料について、出納員印での領収を行っていないものがあつた。
 - (20) 現金納付された日本スポーツ振興センター共済負担金について、現金受入票の起票や領収書の発行など、現金収納手続が適切に行われていなかった。(水産高等学校)
 - (21) 高等学校入学選抜手数料に係る証紙収入の財務会計システムへの登録処理が遅延していた。(あけぼの学園高等学校)
 - (22) 学業その他証明手数料の収入証紙の消込がされていないものがあつた。(名張高等学校)
 - (23) 日本スポーツ振興センター共済負担金の収納について、領収日と現金受入日が合致していないものがあつた。(尾鷲高等学校)
 - (24) 日本スポーツ振興センター共済負担金の収納について、領収日と現金受入日が合致していないものがあつた。(特別支援学校西日野にじ学園)
 - (25) 日本スポーツ振興センター共済負担金の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。(稲葉特別支援学校)
 - (26) 日本スポーツ振興センター共済負担金の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。(特別支援学校玉城わかば学園)

講じた措置

平成 25 年度

1 実施した取組内容

- (1) (14) (15) 現金収納票を実際銀行に収納した日とは別の日付で発行し、収納していたことについて、現金収納票を発行した当日に業務多忙等の理由により収納できず、後日誤った日付の現金収納票により収納したことによるものです。以降は業務を調整し現金収納票の発行日に必ず金融機関へ収納するよう努めています。
- (2) 証紙消印の際の事務誤りについて、証紙事務のチェックが担当者だけによるものであつたため今後は担当者だけでなく複数の職員によるチェックを行います。
- (3) 発生した歳入戻出は2件とも電気使用料の過徴収であり、担当者の数値の読み取り間違いによる過誤が原因でした。今後は数値の間違いがないよう十分に注意を払い、慎重なチェックを行います。

(4) 現金日計表が適正に作成されていなかったことについては、現金受入日と現金収納（指定金融機関等への払込）日は、同一日でなくてはならないとの収入担当者の思い込みがあり、金融機関の営業終了後に受け入れた現金収入を、金融機関の翌営業日付での現金受入とし、同日に現金収納票により指定金融機関に払い込んでいたことによるものです。これを防止するため、三重県会計規則第 21 条及び三重県会計規則運用方針第 21 条関係 6 について再確認し、さらに財務端末の操作方法等も確認しました。

(5) 学校開放事業の施設電気使用料調定事務が遅れていたことについて、体育館等利用者からの使用報告の遅れに対し早急な対応をしなかった為に生じた事案であったため、月初めに必ず利用者へ報告の確認をするとともに、適正な事務処理を行うことを徹底しました。

(6) 以降、調定忘れがないか職員間で確認しています。

(7) (19) (20) 現金収納の取扱手続及び領収日付印の使用方法について、三重県会計規則に基づく適正な事務処理に係る所属職員の認識の向上及び複数人による確認作業の徹底を行いました。

(8) 財務システムへの現金受入処理が遅延していたことについて、財務システム入力方法等を出納局に確認し、適切な事務処理を行いました。

(9) (16) 証紙収入実績報告は翌月 10 日までに行わなければならないことになっていますが、高等学校入学料等についてその報告を失念していたため、早急に報告を行いました。以降は確認履行を確実に実施するとともにチェック体制の強化に努め、適切な事務処理の徹底を図っています。

(10) (23) (24) 少額収納の場合、数日分まとめて受入の手続きを行っていた等の理由により、実際の領収日と現金受入日が異なっていました。収納次第、即受入処理を実施するよう努めています。

(11) 授業料滞納整理記録簿は平成 23 年度まで作成していましたが、平成 24 年度は、任意様式により記録を整理していました。当該案件について授業料滞納整理記録簿により整理しました。

(12) 学校開放事業の施設電気使用料の未納に関して、督促が遅延していたことについて、以降納付確認を実施し、納入の徹底に努めています。

(13) 現金の収納処理が遅延していたことについて、三重県会計規則を再確認し所属職員の認識の向上をはかり、適正な事務処理に努めています。

(17) 現金で収納した場合には、その都度現金受入票を起票し、領収書を発行しなければならないところ、複数債務者全件分が収納されてからまとめてその処理を行ったこと等により、収納処理遅延が発生しました。以後、現金収納があった場合は、その都度速やかに収納処理を行っています。

(18) 自動販売機光熱水費負担金の調定に年度誤りがあったことについては、自動販売機の電気子メーターの検針を誤って年度末の日付に行ったことによるものです。今後は、自動販売機の電気子メーターの検針は、必ず適正な日（親メーターの検針日と同日）に数値を読み取り使用量及び電気料金を算定します。

(21) 高等学校入学選抜手数料（全日制）の証紙実績報告について、平成 24 年 3 月に報告すべきところを不注意により失念しました。これについては、平成 24 年 7 月の証紙実績報告で報告しました。以降は確認履行を確実に実施するとともにチェック体制の強化に努め、適切な事務処理の徹底を図っています。

(22) 証明手数料の収入証紙貼付後、速やかに消込すべきところ、一部失念したものがありません。担当者が速やかに消込を行うとともに、定期的に消込漏れがないか確認を行っています。

(25) (26) 転学等をした生徒分を内部連絡・引継不備により、誤って本校で口座引き落とししてしまったことによるものであり、その後生徒異動手続に係る情報については関係職員で情報共有を徹底することとしました。

2 取組の成果

(1) (2) (3) (4) (7) (8) (9) (11) (13) (14) (15) (16) (19) (20) (21) 以降も、複数の職員によるチェック体制の強化等を実施し、関係する三重県会計規則及び運用方針に基づき、適切な事務処理を行うよう努めています。

(5) 月初めに必ず利用者へ報告の確認をして、早急に適正な事務処理を行うことを徹底したところ、調定事務の遅れはなくなりました。

(6) 複数人で確認することにより調定忘れがないよう気を付けています。

(10) (17) (23) (24) 以降も早急な収納処理に努めています。

(12) 平成 25 年 12 月分までについて、学校開放事業の施設電気使用料の未納は発生していません。

(18) 以降は、親メーターの検針日に合わせて子メーターの検針確認を行い複数の職員によるデータチェックを実施しています。

(22)以降、消込漏れは発生していません。

(25)(26)同様の誤りは発生していません。(平成24年度末での転学生徒はいませんでした。)

平成26年度以降(取組予定等)

(1)(2)(3)(4)(6)(7)(8)(9)(10)(13)(14)(15)(16)(17)(18)(19)(20)(21)(23)(24)(25)(26)三重県会計規則に基づく適正な事務処理が行われるよう、会計事務について研修参加や所属内OJTを通じて研鑽に努めるとともに、一層の認識の向上及び複数人による確認作業の徹底を行っていきます。また、年度当初にも新旧担当者で再確認を行い、引継が行われるよう努めます。

(5)(12)引き続き、学校開放事業の施設電気使用料について、調定事務の遅延や未納が発生しないよう使用報告・納付確認を行い適切な事務処理に努めます。

(11)現在、該当案件がありませんが、授業料滞納が発生した場合、授業料滞納整理記録簿により整理を行います。

(22)今後も複数人による確認を実施し、消込漏れが生じないよう努めていきます。

監査の結果

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 【三重県高等学校等修学奨学金口座振替事務処理業務委託】
設計金額を上回る予定価格を設定していた。
- (2) 【三重県高等学校等修学奨学金管理システムにかかる運用保守業務委託】
設計金額を上回る予定価格を設定していた。 (予算経理課)
- (3) 【亀山高等学校及び亀山東幼稚園における進入路整備等事業委託】
執行伺い決裁後及び変更契約時の出納局事前検査を受けていなかった。 (学校施設課)
- (4) 【平成 24 年度高校芸術文化祭の出演、出展にかかる業務委託】
・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。 (高校教育課)
- (5) 【子ども支援ネットワーク構築事業】
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (人権教育課)
- (6) 【県立学校児童生徒健康診断心臓検診及び学校健康状態調査事業委託】
変更契約時の出納局事前検査を受けていなかった。
- (7) 【平成 24 年度全国・ブロック体育大会引率教員旅費委託】
執行伺い決裁後及び変更契約時の出納局事前検査を受けていなかった。 (保健体育課)
- (8) 【修学旅行経費】
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
- (9) 【一般廃棄物の収集及び運搬委託】
契約書に仕様書が添付されていなかった。
- (10) 【機密文書裁断】
「個人情報」の取扱いに関する特記事項が受託者に交付されていなかった。 (桑名西高等学校)
- (11) 【北西側法面除草業務委託】
契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。 (桑名北高等学校)
- (12) 【産業廃棄物収集運搬及び処分業務】
第 1 回目の入札において落札業者の資格確認に不備があり再入札を行っていた。 (桑名工業高等学校)
- (13) 【特定建築物維持管理業務委託】
・契約書に契約保証金についての記載がされていなかった。
・契約伺いに契約保証金免除の記載がされていなかった。
・契約書に遅延利息等に関する条項が記載されていなかった。
- (14) 【エレベーター保守点検業務委託】
・契約伺いに契約保証金免除の記載がされていなかった。
・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
・契約書に定めた監督員の選任通知が行われていなかった。
・契約書に定めた業務管理責任者の選任報告が提出されていなかった。
- (15) 【空調設備点検等業務委託】
契約伺いに契約保証金免除の記載がされていなかった。 (いなべ総合学園高等学校)
- (16) 【社会福祉実習委託】
・契約書に契約保証金についての記載がされていなかった。
・契約保証金免除の適用根拠が不明確であった。
・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
- (17) 【一般廃棄物処理委託】
契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
- (18) 【合併処理浄化槽維持管理業務委託】
・契約書に契約保証金についての記載がされていなかった。

・契約保証金免除の適用根拠が不明確であった。

・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。

(朝明高等学校)

(19) 【一般廃棄物収集・運搬業務委託】

・契約書に契約保証金についての記載がされていなかった。

・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。

(四日市四郷高等学校)

(20) 【「将来設計を考える（なりたい自分を見つけよう）」講座業務委託】

契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。

(21) 【平成 24 年度給食施設害虫駆除（防虫・防鼠）業務委託】

契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。

(北星高等学校)

(22) 【ホームページ保守・更新業務委託】

執行伺いがされておらず、見積書徴取伺いの起案となっていた。

(23) 【三重県立神戸高等学校成績管理システム保守業務委託】

執行伺いがされておらず、見積書徴取伺いの起案となっていた。

(24) 【一般廃棄物収集・運搬業務委託】

・執行伺いがされておらず、見積書徴取伺いの起案となっていた。

・契約書条文に契約対象外の処理についての記載がされていた。

・予定価格設定に係る積算根拠が不明確であった。

(神戸高等学校)

(25) 【修学旅行引率にかかる旅行業務委託】

・執行伺い及び契約伺いに契約期間が記載されていなかった。

・執行伺いに見積書の提出期限が記載されていなかった。

・契約書及び変更契約書を作成していなかった。

・変更契約時の出納局事前検査を受けていなかった。

・予定価格設定に係る積算根拠が不明確であった。

(26) 【修学旅行下見にかかる旅行業務委託】

・執行伺い及び契約伺いに契約期間が記載されていなかった。

・執行伺いに見積書の提出期限が記載されていなかった。

・予定価格設定に係る積算根拠が不明確であった。

(27) 【平成 24 年度一般廃棄物収集・運搬・処分業務委託契約】

・執行伺いに契約方法が記載されていなかった。

・契約伺いに予算額が記載されていなかった。

(白子高等学校)

(28) 【平成 24 年度エレベーター保守点検委託】

契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。

(29) 【耐震補強・改修工事に伴う貸借パソコンの移設委託】

・執行伺い決裁後及び変更契約時の出納局事前検査を受けていなかった。

・変更契約伺いが行われていなかった。

(30) 【平成 24 年度一般廃棄物収集運搬処理業務委託】

契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。

(津高等学校)

(31) 【成績処理システム「快刀乱麻」保守業務委託】

・予定価格設定に係る積算根拠が不明確であった。

・契約書に定めた代金支払いの記載が誤っていた。

(32) 【平成 24 年度浄化槽維持管理業務委託】

・支払いが遅延していた。

(津工業高等学校)

(33) 【平成 24 年度学籍管理成績処理システム快刀乱麻保守業務委託契約】

・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。

(34) 【平成 24 年度一般廃棄物処理業務委託】

・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。

・一般廃棄物の実排出量の把握が行われておらず、契約変更の検討がされていなかった。

(35) 【平成 24 年度廃棄物収集運搬及び処理業務委託】

・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。

- ・産業廃棄物の実排出量の把握が行われておらず、契約変更の検討がされていなかった。
(久居農林高等学校)
- (36) 【学籍管理ソフト保守契約】
 - ・契約書等に三重県暴力団排除条例施行に伴う必要事項が記載されていなかった。
 - ・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。
- (37) 【学校医業務年間契約】
 - ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
 - ・個人情報の管理について、「三重県個人情報取扱事務委託基準」の一部改正前の基準（旧基準）に基づき契約していた。
(白山高等学校)
- (38) 【廃棄物収集、運搬、処理業務委託】
 - ・予定価格設定に係る積算根拠が不明確であった。
- (39) 【廃棄物処理委託（木屑）】
 - ・予定価格設定に係る積算根拠が不明確であった。
(松阪工業高等学校)
- (40) 【成績管理システム改修委託】
 - ・契約書に個人情報の適正管理についての記載がされていなかった。
(相可高等学校)
- (41) 【快刀乱麻のメンテナンス業務及びこれに付帯する業務委託】
 - ・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。
- (42) 【一般廃棄物の運搬処理委託】
 - ・予定価格設定に係る積算根拠が不明確であった。
 - ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
(昴学園高等学校)
- (43) 【エレベーター保守点検委託】
 - ・契約書に契約保証金についての記載がされていなかった。
 - ・契約保証金免除の適用根拠が不明確であった。
 - ・契約が年度開始前の日付で行われていた。
(伊勢高等学校)
- (44) 【電気科職員室エアコン処分委託】
 - ・契約書に契約保証金についての記載がされていなかった。
(伊勢工業高等学校)
- (45) 【「快刀乱麻」 ソフトウェアメンテナンス業務委託】
 - ・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。
(伊勢まなび高等学校)
- (46) 【経済科棟イス及びロッカー収集及び処分委託】
 - ・契約書の記載事項に不備があった。
 - ・請負人からの提出書類に不備があった。
(明野高等学校)
- (47) 【電話設備保守業務委託】
 - ・契約書に定めた実施責任者の書面での報告がされていなかった。
(水産高等学校)
- (48) 【プリンタ（LPM5600A）保守委託】
 - ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
- (49) 【一般廃棄物収集運搬業務委託】
 - ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
- (50) 【校内交換電話設備保守委託】
 - ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
(上野高等学校)
- (51) 【Mie SELHi 事業講演会委託】
 - ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
- (52) 【遠足業務委託】
 - ・予定価格が設定されていなかった。
(名張桔梗丘高等学校)
- (53) 【クエストエデュケーションプログラム委託】
 - ・契約書に遅延利息等に関する条項が記載されていなかった。
(名張高等学校)
- (54) 【昇降機保守点検業務委託(遠隔監視メンテナンス)】
 - ・契約書に契約保証金についての記載がされていなかった。
(尾鷲高等学校)
- (55) 【成績管理システム機能追加改造業務委託】
 - ・契約書に定めた「個人情報の取扱いに関する特記事項」が添付されていなかった。

- (56) 【成績管理システム機能追加改造業務（25年新帳票）委託】
 ・ 予定価格設定に係る積算根拠が不明確であった。
 ・ 契約書に定めた「個人情報の取扱いに関する特記事項」が添付されていなかった。
 (木本高等学校)
- (57) 【快刀乱麻メンテナンス契約】
 契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
- (58) 【エレベーター保守点検業務委託】
 契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
 (紀南高等学校)
- (59) 【生ごみ処理機保守業務委託】
 契約伺い等に前金払いで支出する理由が記載されていなかった。
- (60) 【都市ガス空調設備保守業務委託】
 受託業者から点検内容等点検結果が分かるものを書面で徴取していなかった。
 (盲学校)
- (61) 【空間清浄システム保守委託業務】
 ・ 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
 ・ 定期点検に関する履行確認記録がなかった。
 (城山特別支援学校)
- (62) 【エレベーター保守点検業務委託】
 施行伺いが総合文書管理システムに登録されていなかった。
- (63) 【県立学校におけるバスケットコートラインの引き直し業務】
 施行伺い及び契約伺いが総合文書管理システムに登録されていなかった。
 (特別支援学校伊賀つばさ学園)
- (64) 【GHPメンテナンス契約（ガスヒーポン保守契約）体育館分】
 履行確認の記録がなかった。
- (65) 【一般廃棄物及び再生物収集運搬処理委託業務】
 ・ 契約書に契約保証金免除の記載がされていなかった。
 ・ 契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
 (特別支援学校西日野にじ学園)
- (66) 【学校給食調理業務委託】
 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
 (特別支援学校東紀州くろしお学園)

講じた措置

平成 25 年度

1 実施した取組内容

(1) (2) 設計金額を上回る予定価格を設定していたことについては認識の誤りが原因であったため、研修を実施して設計金額についての知識を職員で共有しました。また、決裁時に監査で指摘のあった事項について重点的に確認しています。

(3) (4) (5) (6) (7) (8) (25) (29) (37) (51) (61) (66) 出納局事前検査対象案件にも関わらず、実際に、事前検査を受検していなかった案件については、対象かどうかの認識が誤っていたこと等に起因することから、所属内会議等において、「三重県出納局検査要領」により具体的な事務処理について周知を図るとともに、出納局による研修を受講し会計知識の向上に努めました。また、複数職員によるチェック体制の強化等を図りました。事務局については、予算経理課との連携を図りながら事務を進めることにより再発生の防止に努めました。

(4) 契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がなされていなかったことについて、速やかに報告書提出を求めました。

(9) (10) (55) (56) 契約書に特記事項や仕様書等の必要書類が添付されていなかったことについては、必要書類の十分な確認を怠ったことから発生したと考えます。起案及び文書発送時での確認を徹底し書類の添付漏れのないよう努めます。

(11) (14) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (28) (30) (33) (34) (35) (36) (42) (48) (49) (50) (57) (58) (65) 契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかったことについては、平成 23 年 4 月 1 日より施行された三重県暴力団排除条例（平成 22 年三重県条例第 48 号）への対応として、出納局から契約書へ契約排除条項を記載するよう通知があったにもかかわらず、契約書への記載を失念していたこと、及び内部チェックが不十分であったことが要因です。このため、改めて出納局通知等を共有し、決裁時のチェック体制を強化しました。また、契約書を作成する際は、記載

する条項を再確認し作成を行うこととしました。

(12) 産業廃棄物の収集運搬及び処分業務委託について、三重県物件等電子調達システムによる見積合せを実施し、落札資格確認として産業廃棄物収集運搬業の許可証及び処分業の許可証の写しを提出させた際、処分業について提出された許可証の写しに一部の廃棄物の種類しか記載がありませんでした。しかし、産業廃棄物処分業許可証を見慣れていないこともあり、処分業について本校の求める種類をすべて網羅しているものと誤認してしまい、落札決定を行ってしまいました。現地確認のため連絡したところ、落札資格がないことが判明し、落札決定を取消し、再入札を行いました。再入札では、誤って許可がないにも拘わらず応札してくる事業者がないよう電子調達システムの入札情報の備考欄に、求める許可内容を具体的に列挙しました。また、落札候補者から提出された許可証の廃棄物の種類については、特に留意し、許可証だけでなく、県ホームページ三重の環境に掲載されている産業廃棄物許可業者一覧により、許可のある廃棄物の種類を確認しました。

(13) (14) (15) (16) (18) (19) (43) (44) (54) (65) 起案や契約書において契約保証金に係る記載が不十分であったことについて、出納局の指導及び研修受講により会計知識の向上に努めるとともに、決裁の過程や審査でのチェック体制の強化を図りました。

(13) (53) 以降は関係法令、通知に基づき遅延利息等についての記載を行いました。また(53)においては、契約条項に専門的な条項があることから、相手方が当該案件に係る契約書案を作成しましたが、相手方との調整不足及び契約書案のチェックの不備により記載漏れが発生したことから、平成25年度においては当該案件を含むすべての業務委託契約案件において、契約書案を学校側で作成し、支払遅延利息に関する条項を記載した契約書により、契約を締結しています。

(14) 契約書に定めた監督員の選任通知が行われていなかったこと及び業務管理責任者の選任報告が提出されていなかったことについては、速やかに監督員選任通知を行い、業務管理責任者の選任報告の提出を受けることとしました。

(22) (23) (24) 執行伺いがされておらず、見積書徴取伺いの起案となっていたことについて、これらは全て年度当初の契約準備行為のための起案文書であり、執行理由等の記述がなく、即業者への見積依頼を行う、という内容の文書となっております。このため検査指摘後は、執行理由を明確に記述して、執行伺いとして処理しています。

(24) 契約書条文に契約対象外の処理についての記載がされていたことについては、前年度の書類をそのまま流用してしまったものです。検査指摘後は契約内容に留意して作成を行っています。

(25) (26) (27) 執行伺及び契約伺いに必要事項が記載されていなかったこと等について、会計規則の契約に関する規則を読み直し、伺いに必要な事項を記載するようにしました。

(29) 変更契約伺いが行われていなかったことについては、以降、確実に実施するよう徹底しました。

(31) (46) 支払方法等、契約書の内容については複数で確認し誤りのないようにします。

(32) 支払いが遅延していたことについては、今後は遅延がないか都度確認を実施します。

(34) (35) 一般廃棄物及び産業廃棄物の実排出量の把握が行われておらず、契約変更の検討がされていなかったことについては、毎年排出される排出量に大幅な変動がないと判断し排出量の把握を行っていなかったことによるものです。今年度から一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量の確認を行うこととしました。

(24) (25) (26) (31) (38) (39) (42) (56) 予定価格設定に係る積算根拠が不明確であったことについては、昨年度実績額を根拠としていたもののその記述がなかったこと等が原因であったため、明確に記述するよう努めるとともに、根拠となる資料を含め編綴保存するよう努めました。また、出納局の積算支援を活用するほか、県教委や他校の事例を参考に算定するなど、予定価格積算書の統一化と書類作成手順を変更する等の取組を行いました。

(36) (41) (45) 契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がなされていなかったことについて、平成25年度契約については個人情報の責任体制等報告書を書面でうけることとしています。

(37) 個人情報の管理について、旧基準での認識で処理してしまったため、次期契約については個人情報取扱事務委託基準を新基準で契約しました。

(40) 成績管理システム改修委託について、委託内容は様式変更業務のみですが、システムへログインしての作業について個人情報を扱う作業であることを認識し、契約書に個人情報の適正管理についての記載をすべきでした。契約時の業務内容詳細把握と「個人情報取扱事務委託基準」等関連通知をもとに再発防止に努めました。

(43) 平成23年度の債務負担行為を0円で設定しておくべきところを要望時の記載ミスにより実際は設定されていなかったため、契約を年度開始前の日付で行ったことになってしまいました。関係規定

の再確認を行い再発防止するとともに、会計事務全般について、研修参加や所属内OJTを通じて研鑽に努めるとともに、決裁の過程でのチェック機能の強化に努めています。

(47)当該案件については実施責任者についての報告を書面にて速やかに徴取したとともに、各契約においても契約書に定めた内容の履行を徹底しました。

(52)予定価格が設定されていなかったことについて、指摘を受け、旅行会社に金額の市場動向を確認のうえ、今後は漏れのないように所属で周知しました。

(59)契約締結伺い等に前金払いで支出する旨の記載し、契約書条項上も規定していましたが、前金払いとする根拠である会計規則の適用条項の記載がもれていたため、今後は漏れのないよう記載します。

(60)年間保守委託契約で、年度途中室外機の点検を1回行うこととなっているところ、点検の結果特に異常がなく年度委託業務完了時に点検報告書を提出することで構わないと考えていたため、点検の終了後の速やかに点検結果報告書を徴していなかったものです。今後は定期点検を行った際には、異常の有無に関係なく、速やかに点検報告書を徴することとします。

(61)定期点検に関する履行確認記録がなかったことについて、業務完了後に点検報告書の提出がありましたが、検収記録簿の記載漏れが原因であり、点検報告書の提出があった時点で速やかに検収確認を行い、点検業務内容のチェックを実施しました。

(62)(63)執行伺を起案する際に総合文書システムを用いずに、過去の執行伺の様式で紙決裁を行っていたため、文書件名の登録漏れとなっていたものです。予備監査後、直ちに指摘のあった2件の公文書登録を行い、その後の執行伺は、総合文書管理システムを活用して起案しています。

(64)指摘の件については複数年度契約であり、平成24年度以前の履行確認の記録がなかったものです。平成25年度末は、委託業者に管理状況を聞き取りしたうえで、履行確認を行いました。

2 取組の成果

(1)(2)(24)(25)(26)(31)(38)(39)(42)(52)(56)予定価格について適切な設定を行い、会計事務が明確になるよう改善されました。

(3)(4)(5)(6)(7)(8)(29)(37)(51)(61)(66)出納局による研修を受講することなどにより会計知識の向上や職員間の周知徹底を図りました。また決裁時に確認を行い、複数職員によるチェック体制の強化等により再発防止に努めています。

(4)(14)(36)(41)(45)(47)当該案件について契約書に定めた書面の提出及び内容の履行が適正になされたとともに、他案件においても契約書に定めた書面の提出及び内容の履行を徹底しています。

(9)(10)(55)(56)取組の結果、必要書類の添付漏れは解消できました。

(11)(13)(14)(15)(16)(17)(18)(19)(20)(21)(25)(26)(27)(28)(30)(31)(33)(34)(35)(36)(37)(42)(43)(44)(46)(48)(49)(50)(53)(54)(57)(58)(65)以降、契約に係る起案や契約書条項における記載漏れ、記載間違いは改善されており、指摘のあった案件以外の契約においても引き続き適正に処理するよう努めています。

(12)以降、産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託に関して、誤って落札決定することはなくなりました。

(22)(23)(24)以降、すべて適正な処理を行っています。

(32)出納業務について、出納局駐在等とも相談を行い、適正な事務処理を行っています。

(40)平成25年度においては、個人情報取扱事務を伴う委託業務契約書には、個人情報の適正管理についての記載をしています。

(43)平成25年度は、エレベーター保守点検委託の新規契約はありませんが、不適切処理のあった事例の再発防止対策は継続して行っています。

(59)平成25年度契約においては、起案に会計規則の適用条項を忘れず記載しました。

(60)平成25年度契約においては、実地点検はないため報告書の提出の必要はありませんが、突発的な障害が発生し点検を行った場合には速やかに提出を求めることとします。

(61)点検報告書の提出があった時点で速やかに検収確認を行い、点検業務内容のチェックを実施し不適正な事案を防止しました。

(62)(63)総合文書管理システムの活用を徹底したところ、以降、執行伺の公文書登録漏れは発生していません。

(64)前年度分についても改めて履行確認を実施し、また以後も同様に行うこととしています。

平成26年度以降（取組予定等）

(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)(11)(13)(14)(15)(16)(17)(18)(19)(20)(21)(22)(23)(24)(25)(26)

(27)(28)(29)(30)(31)(32)(33)(34)(35)(36)(37)(40)(41)(42)(43)(44)(45)(46)(47)(48)(49)(50)

(51)(53)(54)(57)(58)(59)(61)(64)(65)(66)今後も会計事務及び契約事務について、研修参加や所属

内O J Tを通じて研鑽に努めます。また、複数職員によるチェック体制により事務処理誤りの防止に努め、年度当初をはじめ、あらゆる機会を通じて職員に働きかけ会計規則等の再確認・周知を職員間で行うなど、適切な事務処理に取り組んでいきます。

(9) (10) (55) (56) 引続き起案及び文書発送時での確認を徹底し書類の添付漏れのないよう努めていきます。

(11) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (25) (26) (27) (28) (30) (31) (33) (34) (35) (36) (40) (42)

(43) (44) (46) (48) (49) (50) (53) (54) (57) (58) (59) (65) 今後も、契約に関する起案及び契約書条項には必要な全ての事項を明記するとともに、起案には根拠となる会計規則の適用条項も記載します。

(12) 落札資格確認については、不明な点については、相手側へ確認し、わからなければ関係機関に尋ねる等、十分な確認とチェックを徹底し、適切な事務処理を図っていきます。

(24) (25) (26) (31) (38) (39) (52) (56) 今後も、適切な予定価格設定に努めます。また、予定価格設計が積算書で明確になるよう事務処理を図っていきます。

(60) 保守委託において、点検等行った際には、異常の有無にかかわらず、点検報告書をその都度徴することとします。

(62) (63) 引き続き、総合文書管理システムの活用により、適正に公文書登録を行っていきます。

監査の結果

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ 旅費

(1) 【全国都道府県教育委員会施設助成担当係長会議】

復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (学校施設課)

(2) 【読書活動推進講演会講師との打合せ】

復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (社会教育・文化財保護課)

(3) 【広島県高等学校訪問】

復命書の記載内容が不十分であった。

(4) 【玉竜旗大会及び練習試合生徒引率】

復命書の記載内容が不十分であった。 (白子高等学校)

(5) 【全国高等学校教頭・副校長総会及び研究協議大会】

復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (津工業高等学校)

(6) 【平成 24 年度教職員等中央研修 (副校長・教頭等研修)】

復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (みえ夢学園高等学校)

(7) 【全国農業土木教育研究協議会静岡大会】

指定宿泊であるのに定額宿泊料で旅費請求を行っていた。 (久居農林高等学校)

(8) 【全国高等学校教頭副校長総会研究協議会大会長野大会】

復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。

(9) 【全国中高一貫教育研究大会】

復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (白山高等学校)

(10) 【日本工業化学教育研究会全国大会 (広島大会)】

復命書の内容の記載が「別紙参照」のみであり、研修内容等の記載がなかった。

(松阪工業高等学校)

(11) 【日本生物教育会、北海道大会、理事会】

復命書等に用務時間が記載されていなかった。

(12) 【全国学校体育研究大会参加】

復命書の内容の記載が「別紙参照」のみであり、研修内容等の記載がなかった。 (宇治山田高等学校)

(13) 【全国工業高等学校長協会第 60 回研究協議会兵庫大会】

復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。

(伊勢工業高等学校)

(14) 【全高長第 65 回総会・研究協議会】

復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。

(尾鷲高等学校)

(15) 【修学旅行下見・大阪市、神戸市、廿日市市、広島市】

復命書等に用務時間が記載されていなかった。

(木本高等学校)

(16) 【全国肢体不自由教育研究会協議会】

復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。

(城山特別支援学校)

(17) 【全国特別支援学校校長会、協議会】

復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (特別支援学校西日野にじ学園)

講じた措置

平成 25 年度

1 実施した取組内容

(1) (2) (6) (13) (17) 復命者が、復命書を簡易処理用紙を用いて起案し、決裁後の総合文書管理システムへの登録を忘れたことが原因でした。処理漏れのないよう注意喚起を行い、旅費担当も確認することにしました。また、県外出張については、簡易処理用紙を用いた起案はせずに、全ての復命書を総合文書管理システムによる起案とすることを徹底しました。

(7) ブロック大会など要綱で宿泊料の定額が定められている出張をする場合には、命令時に要綱のコピー等の提出を求め、確認することとしました。また、全職員に対して再度、注意喚起を行いました。

(3) (4) (10) (11) (12) (15) 復命書内容について詳細に作成すべき意識が薄かったことが原因と考えられるため、全職員の職員会議において、復命書の記載事項を説明し、用務内容及び行程等について明確な記載を行うよう改善を図りました。また、一部学校では内容に不備がある場合は差し戻す等の対応をしています。

(5) (8) (9) (14) (16) 県立学校では、総合文書管理システムへのアクセスは、管理職及び事務職員のみ可能であり、教員はシステム利用環境にはないため、教員の管理文書のシステム登録作業は年度後期に一括集約のうえ事務室にて代理入力しているところです。しかしながら、総合文書システムの利用可能な一部の職員についても同様に処理していたことにより登録漏れが発生しました。今後は総合文書システムの利用可能な職員については、都度、本人が登録し、旅費支払い時に事務職員が確認するよう改めました。また、一部学校では、システムに直接アクセスできない教員の場合も、復命書の決裁過程において、事務職員が文書登録を代理で行うよう業務フローとして位置づけ、登録漏れの改善を図ることとしました。

2 取組の成果

(1) (2) (6) (13) (17) 確認の徹底及び簡易処理用紙を用いた起案による復命をなくすことにより、全ての県外出張の復命はもれなく総合文書管理システムに登録することとなりました。

(7) 要綱を確認したことや、職員に再度注意喚起をした結果、ブロック大会等、宿泊費が定められている出張において、宿泊費を定額で請求することはなくなりました。

(3) (4) (10) (11) (12) (15) 情報共有及び意識向上が出来ました。

(5) (8) (9) (14) (16) 総合文書管理システムの利用環境にある職員については、復命後速やかに登録・確認することにより文書の適正管理について意識づけることができました。また、登録漏れリスクの高かった教員出張分の復命書についても、決裁過程で事務職員が代理入力することで、登録漏れを回避できるようにしました。

平成 26 年度以降（取組予定等）

(1) (2) (6) (13) (17) 県外出張については簡易処理用紙による起案はせずに、全ての復命書を総合文書管理システムによる起案とすることとし、所属内で徹底します。

(7) 今後も、ブロック大会など要綱で宿泊費が定められている出張の際には、命令時に必ず要綱のコピー等を確認することとします。また、職員の打合せ等の際に、随時注意喚起をおこなっていくこととします。

(3) (4) (10) (11) (12) (15) 今後も都度、職員会議を通じて復命の仕方を周知し、復命書で研修内容把握が出来るよう徹底していきます。

(5) (8) (9) (14) (16) 今後も引き続き総合文書管理システムの利用環境にある職員については、速やかに登録・確認するとともに、利用環境にない職員分は、利用環境にある職員が適時チェックを行うことで更なる徹底を図っていきます。

<p>監査の結果</p>
<p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 物品等購入</p> <p>(1) 支払いが遅延しているものがあつた。 (四日市商業高等学校)</p> <p>(2) 支払いが遅延しているものがあつた。</p> <p>(3) 納品書・請求書に日付及び受領印のないものがあつた。 (北星高等学校)</p> <p>(4) 消耗品費の執行に関して、財務会計システムの決議番号の順序と支出負担行為起案日の不整合があつた。 (伊勢工業高等学校)</p> <p>(5) 消耗品費の執行に関して、財務会計システムの決議番号の順序と支出負担行為起案日の不整合があつた。 (水産高等学校)</p> <p>(6) 物品購入について、契約書を作成していなかつた。 (上野高等学校)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 請求日から数日経過した請求書に受理した日付印を押印しなかつたため遅延となつてしまいました。その後は速やかに支払いを行うとともに請求書には受理した日付印を押印するようにしました。</p> <p>(2) 支払遅延については、四日市地域事務用品類単価契約がなされている物品の調達にあたり、一つの物品調達決議で、複数種類の物品で、3事業者となる処理（発注）をしました。その内の1事業者の請求書の発行が遅くなり、当該調達決議に対する支出命令を、すべての事業者の請求書が整ってから起案したため、一番最初に請求書を発行した事業者に対する支払いが、法に定める期限を超過してしまいました。このことから、単価契約が交わされている事務用品類を調達する場合は、一つの物品調達決議につき1事業者とする処理を行うこととしました。</p> <p>(3) 納品書・請求書に発行日付の記載のないもので、当所属の受付日印を押印することなく処理、編綴していた事案については、発行日付を事業者において記入いただくよう依頼することとしました。また、発行日と所属への提出日がかい離する場合は、所属の受付日付印を押印することとしました。</p> <p>(4) (5) 契約締結直後に支出負担行為整理をすべきところ、支払事務等が集中する時期であつた等の理由により一部の負担行為整理が遅れ、他の負担行為整理と前後したものです。適切な予算管理を行うため、契約締結後に支出負担行為整理を行い、適切な会計処理をするように事務所内で周知しました。</p> <p>(6) 契約書の作成漏れについて、再発防止のため、出納関係の研修会を積極的に受講し、会計知識の向上に努めるなど、契約内容の的確なチェック体制の強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) (2) (3) (4) (5) (6)以降、同様の事例の発生はありません。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p>
<p>(1) (6) 今後も引き続き、会計規則を遵守し、適正な事務処理を行うよう努めます。</p> <p>(2) 今後も単価契約が交わされている事務用品類を調達する場合は、一つの物品調達決議につき1事業者とする処理を行うこととします。</p> <p>(3) 今後も納品書・請求書の発行日付が未記入の場合はすぐに事業者へ連絡し記入を依頼します。</p> <p>(4) (5) 今後も引き続き適切な予算管理を行うため、適切な時期における財務会計システムへの入力を徹底し、契約締結後の支出負担行為整理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>(3) 人件費 人件費について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 教員特殊業務手当について、誤った適用区分で認定していた。 (白子高等学校) (2) 教員特殊業務手当について、誤った適用区分で認定していた。 (亀山高等学校) (3) 教員特殊業務手当について、誤った適用区分で認定していた。 (津工業高等学校) (4) 教員特殊業務手当の対象日を誤って認定していた。 (松阪工業高等学校)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 教員特殊業務手当の部活動指導についてクラブ引率を大会引率と勘違いして認定してしまったことによるものです。大会行事予定表に注意しながら認定するようにしました。 (2) 教員特殊業務手当の部活動指導が誤って対外運動競技等引率で申請されたものを見落として認定した事案であったことから、申請段階で適正な区分となっているかのチェックを強化して単純ミスをなくすよう努めました。 (3) 教員特殊業務手当について誤った適用区分で認定していたことについて、当該職員に説明するとともに職員に対し職員会議等で周知しました。 (4) 教員特殊業務手当の対象日を誤って認定していたことについて、従事した日を誤って入力し、更新の際にも気が付かず、確認行為をしなかった為に発生したものです。職員会議で入力時や更新時には、確認作業をするよう周知し、改善を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) (2) 申請段階で適正な区分となっているか等のチェックを強化したところ、単純ミスはなくなり適正な区分で認定できています。 (3) 入力誤りについて、訂正をおこないました。 (4) 従事日付の入力誤りがなくなるよう努めた結果、適正に処理されています。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) (2) (3) 引き続き、適正な事務処理に努めます。 (4) 引き続き、総務事務の各申請時には勤務日と業務手当入力日について誤りがないか確認するよう務め、適正な事務処理に努めていきます。</p>

監査の結果

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 財産管理状況

- (1) 自動販売機設置場所貸付に関する一般競争入札実施要領に基づく入札が実施されていない。 (桑名西高等学校)
- (2) 教育財産使用許可（貸付）台帳が整理されていない。
- (3) 教職員住宅入退去時の教育長への報告が行われていなかった。 (いなべ総合学園高等学校)
- (4) 教職員住宅入退去時の教育長への報告が行われていなかった。
- (5) 物品標示票が貼付されていない備品があった。
- (6) 廃棄された物品が台帳から削除されていない。 (朝明高等学校)
- (7) 教育財産の目的外使用において、許可のないものが設置されていた。
- (8) 廃棄された物品が台帳から削除されていない。
- (9) 長期間使用されず、また今後も使用の見込みがないと思われる備品があった。 (北星高等学校)
- (10) 自動販売機設置場所貸付に係る一般競争入札において、予定価格調書の算定が誤っていた。 (白子高等学校)
- (11) 長期間使用されず、活用または廃棄等の処分について検討する必要がある備品があった。 (津工業高等学校)
- (12) 教育財産の目的外使用許可に係る決裁文書の公印欄に認印がないまま公印を押印し許可書を交付していた。 (松阪工業高等学校)
- (13) 長期間使用されず、また今後も使用の見込みがないと思われる備品があった。 (松阪商業高等学校)
- (14) 物品標示票が貼付されていない備品があった。 (相可高等学校)
- (15) 物品標示票が貼付されていない備品があった。 (宇治山田高等学校)
- (16) 不用物品の処分手続きが遅延していた。 (伊勢まなび高等学校)
- (17) 目的外使用許可を行っている教育財産の使用料の算定が誤っていた。 (あけぼの学園高等学校)
- (18) 物品標示票が貼付されていない備品があった。 (名張桔梗丘高等学校)
- (19) 自動販売機設置場所貸付に関する一般競争入札実施要領に基づく入札が実施されていない。 (名張高等学校)
- (20) 自動販売機設置場所貸付に係る一般競争入札において、予定価格調書が作成されていない。
- (21) 教職員住宅入退去時の教育長への報告が行われていなかった。
- (22) 物品標示票が貼付されていない備品があった。
- (23) 廃棄された物品が台帳から削除されていない。 (木本高等学校)
- (24) 公舎の使用許可に係る決裁文書の校合・公印の認印がないまま公印を押印し文書を交付していた。
- (25) 教職員住宅入退去時の教育長への報告が行われていなかった。
- (26) 物品標示票が貼付されていない備品があった。
- (27) 誤った管理番号の物品標示票が貼付されている備品があった。
- (28) 一部の備品が所在不明となっていた。 (紀南高等学校)
- (29) 廃棄された物品の処分手続きが行われていなかった。 (城山特別支援学校)
- (30) 廃棄された物品とは別の物品が台帳から削除されていた。 (特別支援学校玉城わかば学園)

講じた措置

平成 25 年度

1 実施した取組内容

- (1) 自動販売機設置場所貸付に関する一般競争入札実施要領の解釈誤りにより発生したもので、平成 25 年 9 月 1 日から一般競争入札により自動販売機設置場所の貸付を行いました。
- (2) 台帳を適正に整理しました。
- (3) (4) (21) (25) 入退居時の報告を徹底しました。
- (5) (15) (18) (22) (26) (27) 確認のうえ、早急に適切な物品標示票を貼付しました。
- (6) (23) 指摘を受けた物品について、早急に台帳から削除しました。
- (7) 平成 25 年 2 月に同校から副申を受け付けた後、事務処理の遅れにより、同校への送付が遅れたことによるものです。このことについて学校施設課では円滑に事務処理が行えるよう処理体制を見直し、事務処理の迅速化を図りました。(学校施設課)
- (8) 物品の廃棄処分を確認した後にまとめて物品管理台帳から削除処理を行うこととしていましたが、この指摘より後は、まとめてではなく、その都度物品管理台帳から削除処理を行うこととしました。
- (9) 電気陶芸釜が、長期間使用されていないものです。この備品の今後の活用について、今後の学校の方向性を含め検討することとしました。
- (10) 自動販売機設置場所貸付に係る一般競争入札における予定価格調書の算定が誤っていたことについて、前年度の入札額を参考に設定してしまったことが原因であったため、複数の職員が算定額・使用料をチェックすることで適切に処理を行うこととしました。
- (11) 物品の保守点検が困難であり、利用の見込が立たないため、不用物品等の処分を進めていきます。
- (12) 公文書管理規程及び公印規則に基づき校合印、公印取扱者の印が押印されているかの確認を図りました。
- (13) 指摘のありました備品（電話交換機）は、商業科の授業において使用していたものですが故障しており、今後も授業では使用しません。しかしながら、この備品は、総合実践準備室の壁に固定されており、処分にあたっては配線の撤去も必要になります。そのため、現状のままでも特段の支障はないことから、不用物品への分類替えを行い、総合実践準備室の改修や校舎の建て替え等の機会にまとめて処分することとしました。
- (14) 屋外で管理・使用する備品について、物品標示票が、はがれたり読めなくなったりしているものがありました。平成 25 年度は、物品標示票の有無と状態を重点に備品確認を行いました。
- (16) 不用物品（エアコン）の処分手続きが遅延したことについて、履行確認後速やかに手続きが行われなかったことが原因のため、処分後は速やかに手続きを行うとともに備品台帳の登録状況についても複数職員で確認等を行うことで再発防止に努めました。
- (17) 平成 4 年 4 月から中部電力株式会社の高圧線が学校用地の上を通過することとなったため、教育財産目的外使用許可を行っています。平成 20 年度に固定資産税評価額の大幅な改定が行われたことにより算定を誤ったものと思料されますが、今回の監査で誤りが判明しました。そのため、中部電力株式会社に経緯等を説明し、5 年間分の差額について納付を求めました。
- (19) 自動販売機設置場所貸付に関する一般競争入札実施要領に基づく入札が実施されていなかったことについて、指摘後、「自動販売機設置場所貸付に関する一般競争入札実施要領」第 10「適用除外」に該当すると判断される契約書等が見つけられたため、指摘のあった本件について妥当であると確認しました。
- (20) 自動販売機設置場所貸付に係る一般競争入札において、予定価格調書が作成されていなかったことについて、三重県会計規則及び自動販売機設置場所貸付に関する一般競争入札実施要領に基づき、今後適正な事務処理に努め、チェック体制の強化を図りました。
- (24) 事務室の職員が必ず校合・公印の認印を相互確認のうえ、公印を押印するように改善しました。
- (28) 所在不明となっていた物品について確認した結果、過去に廃棄した物品でした。判明後、財務システムから削除処理（処分手続）をすることとしました。
- (29) 廃棄された物品の処分手続きがされていなかったことについては、備品を施設設備であるとの判断誤りであったので、早急に廃棄備品の処分手続きを行いました。
- (30) 類似案件を混同したものであり、指摘の物品については改めて適切な処理を行うとともに、以降は類似案件については複数の担当者がチェックするようにしています。

2 取組の成果

- (1) (7) (10) (20) 指摘監査結果の内容について認識を深め、事務改善とチェック体制の強化に努めることで適切な事務処理の徹底の意識が高まりました。

- (2) 台帳と実態とを一致することができました。
- (3) (4) (21) (25) 三重県教職員住宅管理規程に沿った処理を行うことができました。
- (5) (15) (22) (26) (27) (30) 以降、備品等の管理及び財務システム上の備品台帳の管理については適切に処理を行っています。
- (6) (8) (23) 廃棄物品は、廃棄した当該年度において台帳から削除することとしており、削除漏れはありません。
- (9) (11) 利用について検討するとともに使用の見込のないものについては、有資源として売払いできるかどうか検討し、できないようであれば廃棄の方法を検討しています。
- (12) 公印の押印が必要な起案文書の処理にあたっては押印漏れなどの誤りがないよう改善されました。
- (13) 総合実践準備室の改修や校舎の建て替え時にまとめて処分することにより、事務作業の効率化や経費の節減を図ることができます。
- (14) 物品標示票が読めなくなっているもの、備品の配置変更等により当初の位置が隠れてしまったもの等について、再度貼付しました。近年は、耐水性・耐久性のあるフィルム製シールを採用していますので、以前の紙製シールと比較し、はがれ等の劣化防止が期待できます。
- (16) 不用物品の処分手続を速やかに行うとともにチェック体制を強化することで適正な事務処理を行いました。
- (17) 中部電力株式会社に経緯等説明を行った結果、5年間分の差額について年度内に完納されました。以降は使用料の算定にあたり、確実に実施するとともにチェック体制の強化に努め、適切な事務処理の徹底を図っています。
- (18) 物品標示票が貼付されていない備品について、老朽化による使用不能確認が聞き取り調査の結果判明し、廃棄処分に結びつけることができました。
- (19) 指摘監査結果の内容について認識を深め、事務改善とチェック体制の強化に努めることで適切な事務処理の徹底の意識が高まりました。
- (24) 公舎の使用許可に係る決裁文書だけでなく、公印が必要な書類の起案文書では校合・公印の認印を確認しています。
- (28) 財務会計システムにおいて削除処理（処分手続）を実施しました。
- (29) 施設整備における撤去設備が備品であるか、確実に確認することとしました。また、備品登録一覧表を出力し現有備品と確認を行い、適正な備品管理を行うことができました。

平成 26 年度以降（取組予定等）

- (1) (7) (10) (16) (19) (20) 引き続き適切な事務処理に努めます。
- (2) 貸付の事実が発生した時は、確実に台帳の整理を行います。
- (3) (4) (21) (25) 今後も、教職員住宅の入退居があった時は、確実に報告を行います。
- (5) (6) (8) (15) (18) (22) (23) (26) (27) (28) (30) 引き続き台帳登録備品の現況確認を順次行い、物品標示票のれや誤りがないか確認し備品等について適正な管理に努めます。
- (9) 今後の活用について、今後の学校の方向性を含め検討することとします。
- (11) 他の物品を含め、使用していない物品は、物品の確認を行い、不用物品等の処分を進めていきます。
- (12) 引き続き校合、公印確認漏れや押印漏れがないようチェックを徹底します。
- (13) 総合実践準備室の改修や校舎の建て替え時にまとめて処分します。
- (14) 屋外で管理・使用する備品を中心に、過去に貼付した紙製シールをフィルム製に更新し、はがれ等の事前防止に努める予定です。
- (17) 引き続き、使用料の算定を確実に実施するとともにチェック体制の強化に努め、適切な事務処理の徹底を図ります。
- (24) 引き続き相互確認により認印の押印漏れがないようにします。
- (29) 会計事務については、複数職員によるチェック体制により、事務処理誤りの防止に努め、会計規則等の再確認・周知を職員間で行うなど、適切な事務処理に取り組んでいきます。

<p>監査の結果</p> <p>(4) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) パソコンの損傷 (修理代 103,950 円) (津商業高等学校)</p> <p>(2) パソコンの損傷 (修理代 102,585 円) (上野高等学校)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容 平成 25 年度定期監査結果報告については、教育委員会事務局各課長、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 25 年 10 月 24 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。</p> <p>さらに、金品亡失に関しては、教育委員会事務局各課長、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 25 年 6 月 10 日付け、11 月 18 日付け及び 3 月 4 日付け文書により注意喚起を実施するとともに、この内容に基づき校長会及び事務局会議においても発生を抑止等について説明を行い、さらなる指導の徹底を求めました。(予算経理課)</p> <p>なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。</p> <p>(1) 職員がパソコンで文書を作成中、水筒のお茶をこぼし、パソコンの底を濡らして使用できなくなったものです。日頃から職員会議等で全職員に対し、物品の管理徹底について注意をしていたところですが、今後もより一層注意喚起を行っていきます。</p> <p>(2) 机の上にあった水筒からお茶を飲み、ふたを閉めたつもりが完全に閉まっていないのに気がつかず手が水筒にあたって倒れたために発生したものです。いままで以上に教職員一人ひとりが机周辺の整理整頓を行い、物品の適正な管理について注意喚起しています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) (2) 上記取組の結果、同様の事案は発生していません。</p>
<p>平成 26 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1) (2) 不注意による損傷が発生しないために適正な物品管理を徹底するよう職員会議等で注意喚起を行なうように努めます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>(5) 事務管理体制</p> <p>事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 手数料の事務処理誤りにより、歳出戻入を行っていた。(研修企画・支援課)</p> <p>(2) 前期選抜の午後の部において、問題用紙の配布誤りが発生していた。(桑名工業高等学校)</p> <p>(3) 処分決議された公印を廃棄せず保管していた。(いなべ総合学園高等学校)</p> <p>(4) 消耗品費の債権者誤りにより歳出戻入を行っていた。(四日市高等学校)</p> <p>(5) 学校安全計画が作成されていなかった。(神戸高等学校)</p> <p>(6) 支出科目を誤って支出しているものがあつた。(白子高等学校)</p> <p>(7) 消耗品費の事務処理誤りにより歳出戻入を行っていた。(石薬師高等学校)</p> <p>(8) 消耗品費の二重払いにより歳出戻入を行っていた。(飯野高等学校)</p> <p>(9) 消耗品費の債権者誤りにより歳出戻入を行っていた。(津商業高等学校)</p> <p>(10) 郵券証紙類について、24年度年間見込み使用量を誤ったことなどにより、24年度末の在庫枚数が年度使用量に比して多いものがあつた。(久居農林高等学校)</p> <p>(11) 債権者誤りによる消耗品費の誤払いがあつた。(相可高等学校)</p> <p>(12) 緊急払いの請求が遅延しているものがあつた。</p> <p>(13) 手数料の支払方法の誤りにより歳出戻入を行っていた。</p> <p>(14) 金庫の中に使用されていない口座の通帳が保管されていた。(宇治山田高等学校)</p> <p>(15) 消耗品費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。</p> <p>(16) 郵券証紙類について、24年度年間見込み使用量を誤ったことなどにより、24年度末の在庫枚数が年度使用量に比して多いものがあつた。(宇治山田商業高等学校)</p> <p>(17) 資金前渡交付伺いについて伺簿を作成し決裁を行っているが、伺簿の記載について日付の不整合があつた。(水産高等学校)</p> <p>(18) 学校医の報償費を過払いしていた。</p> <p>(19) 消耗品費の二重払いにより歳出戻入を行っていた。(上野高等学校)</p> <p>(20) 水道料金の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(紀南高等学校)</p> <p>(21) 資金前渡交付伺いが行われていないものがあつた。</p> <p>(22) 自己検査の結果が所属長に報告されていなかった。(城山特別支援学校)</p> <p>(23) 郵券証紙類について、24年度年間見込み使用量を誤ったことなどにより、24年度末の在庫枚数が年度使用量に比して多いものがあつた。(杉の子特別支援学校)</p> <p>(24) 就学奨励費の金額誤りにより歳出戻入を行っていた。(特別支援学校玉城わかば学園)</p> <p>(25) 歳出戻入の現金払出日が誤っていた。(特別支援学校東紀州くろしお学園)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 25 年度定期監査結果報告については、教育委員会事務局各課長、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 25 年 10 月 24 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。さらに、平成 25 年 4 月 26 日に開催された県立学校事務長会第 1 回全員研修会において「平成 24 年度」、平成 25 年 12 月 18 日に開催された県立学校事務長会第 2 回全員研修会において「平成 25 年度」の定期監査結果のうち県立学校該当分の内容を精査し、項目別に分類して注意点や根拠となる規則等を記載した資料を配布・説明し、今後の事務改善の参考とするよう依頼しました。</p> <p>教育委員会事務局における取組としては、予算編成及び執行に関する具体的な仕組みや事務処理について理解を深め、会計事務の適正化を図ることを目的に、事務局内において、教員籍の職員向けに予算経理事務に係る「手引き」を作成。課単位の「予算経理出前講座」を開催しました。(令達編は、平成 25 年 6 月 24 日に開催。予算編は、平成 25 年 8 月 7 日から 8 月 23 日まで 5 回開催。経理編、電子調達編は、平成 25 年 9 月 4 日から 10 月 23 日まで 6 回開催)。また、平成 25 年 12 月 18 日、24 日に出納局職員を講師とした事務局内職員向け会計事務研修「経理関係事務講座」を実施しました。</p>

県立学校への会計事務にかかる支援としては、平成25年4月26日に開催された県立学校事務長会第1回全員研修会において、会計事務に関する文例や留意事項をまとめた資料を配付・説明し、適切な事務処理へ活用することを図りました。また、平成25年9月25日から平成25年12月12日までの期間において予算経理課学校経理班用務に係る学校訪問の際、30校（分校2校含む）に対して過去3年間の監査指摘事項について、改善状況及び再発防止策の確認を行いました。さらに、会計事務をはじめとした学校事務全般の情報共有を目的とした「事務提要ウィキ（職員が自由に編集を行い、自己の責任において情報を活用するイントラネット内サイト）」にかかる管理・運営体制及び内容の充実を図るため、県立学校事務長会・県立学校教育事務研究会の活動をサポートし、学校事務に関わる情報やノウハウの共有の促進に努めました。（予算経理課）

なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。

(1) (4) (6) (7) (8) (9) (11) (13) (15) (18) (19) (20) 支出事務に際して、債権者（コード番号）、支払済み案件か否か、支払金額（検査記録調書との突合）、支払方法（ゆうちょ銀行の振込用紙かどうか）、支出科目等について、専決者や出納員など複数職員によるチェック体制を強化しました。さらに一部の所属では、チェック時のルールを作成する、研修を受講して財務管理意識及び会計知識の向上を図る等の取組を実施し、再発防止に努めました。

(2) 本校では、午前と午後の2部に分けて、各々、作文と面接の検査を実施しています。午後の部の作文検査を開始したところ、1会場の受検生から問題用紙が午前用であるとの指摘があり、全ての検査会場の問題用紙と解答用紙を確認したところ、誤って午前用が配布されたのは、1会場の問題用紙のみであることを確認しました。教育委員会に事案を報告し、該当の1会場については検査を中止して問題用紙・解答用紙を回収した後、午後用の問題用紙・解答用紙を配布し、再び検査を開始することと指示を受けたため、45分遅れて再び作文の検査を開始しました。このような事案が発生した原因は、問題用紙の印刷の際に各検査会場の分を必要枚数ずつ印刷したため、午後用を印刷すべきところ、午前用を印刷して袋詰めしてしまったことにあります。2名が印刷と袋詰めを担当し、複数回の確認作業を行いましたが、用紙の種類を確認することが疎かでした。印刷担当者が、袋詰めし厳封してしまい、金庫に保管しましたので、その後の確認ができませんでした。改善策として、今後、用紙の印刷は、それぞれの種類別に全枚数を連続して印刷し、種類毎に記載内容と枚数を確認した上で袋詰めを行うこととしました。また、原稿作成・印刷・確認・袋詰め等の作業全体の内容を選抜委員全員が共通理解した上で、複数の担当者が、人を替えて複数回、作業に当たるようにするとともに、各作業者が責任を持って作業したことを記録に残すため、作業者のサインまたは押印を求めることとしました。

(3) 処分決議された公印を廃棄せず保管していたことについて、速やかに廃棄処分を行いました。

(5) 従来より本校では、地震をはじめ様々な防災対策に関する「危機管理マニュアル」を策定し、毎年内容の見直しを図った上で、職員に周知を図っておりましたが、「学校安全計画」としては不十分でした。今回、本校が作成している「安全衛生年間計画」の中に「防災対策・生徒への防災教育」の項目を追加し、「学校安全計画」を作成しました。

(12) 緊急払いの取扱いについて会計規則等の確認を行い、出張後は速やかに請求の手続きを行うよう職員に対し周知徹底を図りました。

(14) 使用されていない口座の通帳について、解約しました。

(10) (16) (23) 購入郵券証紙類について、平成24年度年間見込み使用量を誤ったこと等により、年度末の在庫枚数が年度使用量と比べ多いものがあつたことについては、年間見込使用量を実際の必要枚数より多く見積もり、前年度と同数を購入する、年度末に切手を購入するなどし、必要以上の郵券証紙類を購入したこと等が原因でした。月間使用量及び年間見込使用量を適切に把握し、物品管理の徹底を図っていきます。

(17) (21) 資金前渡の交付伺いが行われていないものや時期が不整合であつたものについて、適切な時期に伺簿の作成を徹底しました。

(22) 自己検査の結果が所属長に報告されていなかったことについては、自己検査を実施、完了していたにもかかわらず、報告書が押印漏れとなつていたものであつたため、早急に報告の手続きを取るとともに、決裁後も最後まで適正な処理をしているか再度確認するよう周知徹底しました。

(24) 指摘については、専用システム（県共通）の取り扱いと、担当者チェック体制など複数の要因が関与していますが、システム上の取り扱いについては県庁や他校と随時情報交換等しながら予防に努めており、チェック体制についても複数の担当によるチェックを実施しています。

(25) 報償費支払いの過払いにより、既に納付済の所得税を現金で返納してもらつた際に使用する「現金収納票発行」について、一度取消処理を行ったことにより現金日計表にデータが残り、現金日計表の現金払出日が実際と異なつていました。この件に関しては現金日計表を実際に処理した日付に修正し

ました。現金収納を行う場合は、現金日計表の確認を行います。

2 取組の成果

(1) (4) (6) (7) (8) (9) (11) (13) (15) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (24) 指摘監査結果の内容について認識を深め、事務改善とチェック体制の強化に努めることで、適切な事務処理の徹底の意識が高まりました。その後は、適正な事務処理が図られています。

(2) 前期選抜は平成 26 年 2 月 6 日に実施しましたが、今年度は、配布ミスはありませんでした。

(3) 物品管理台帳と現物との整合が図れました。

(5) 「学校安全計画」に沿って防災訓練等を実施し、校内で周知を図っています。

(12) 同様の事案は生じていません。

(14) 使用されていない口座の通帳はありません。

(10) (16) (23) 取組を行うことで、実績に見合った在庫数となっています。

(25) 平成 25 年度は、現金収納はありません。

平成 26 年度以降（取組予定等）

平成 26 年度以降も、会計事務について適切な事務処理を努めるとともに、少人数での会計事務処理を行っている県立学校等については、事務局によるきめ細かな支援体制を実施していきます。

また、会計事務については、複数職員によるチェック体制をおくなど、事務処理誤りの防止に努め、会計規則等の再確認・周知を職員間で行うなど、適切な事務処理に取り組んでいきます。

なお、個別の監査結果に対する平成 26 年度以降の取組予定は次のとおりです。

(1) (4) (6) (7) (8) (9) (11) (13) (15) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (24) 今後も引き続き、会計事務については、複数職員によるチェック体制により、事務処理誤りの防止に努め、会計規則等の再確認・周知を職員間で行うなど、適切な事務処理に取り組んでいきます。

(2) 今後も、問題用紙の印刷はそれぞれの種類別に、全枚数を連続して印刷し、種類毎に記載内容と枚数を確認した上で袋詰めを行います。原稿作成・印刷・確認・袋詰め等の作業全体の内容を選抜委員全員が共通理解した上で、複数の担当者が、人を替えて複数回、作業に当たるようにします。各作業者が責任を持って作業したことを記録に残すため、作業者のサインまたは押印を求めます。引き続き、問題配布のミスが絶対にならないよう努めます。

(3) 定期的に物品管理台帳と現物との照合を行うとともに、物品を廃棄する時は、処分決議と現物の廃棄を確実にを行います。

(5) 「危機管理マニュアル」「学校安全計画」に加え、地震等防災要領の策定に取り組みます。

(12) 緊急払いの取扱いについて職員に周知を行い、適正な事務処理に努めます。

(14) 引き続き適正な管理に努めます。

(10) (16) (23) 引き続き使用見込みを立て、繰越数量を少なくするよう計画的に購入していきます。

(25) 今後も現金収納を行う場合には、現金日計表の確認を行います。

<p>監査の結果</p>
<p>(6) 交通事故 公用車の交通事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 自損事故 (物損額：県 127,802 円) (高校教育課) (2) 物損事故 (負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 0 円・相手 164,871 円) (保健体育課) (3) 自損事故 (物損額：県 100,170 円) (4) 物損事故 (負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 302,388 円・相手 459,800 円) (5) 自損事故 (物損額：県 159,568 円) (埋蔵文化財センター) (6) 物損事故 (負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 0 円・相手 254,100 円) (7) 物損事故 (負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 0 円・相手 151,798 円) (伊賀白鳳高等学校)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 発生原因が慣れない土地での夜間の事故であり、出張先等で所属員の誰の身にも起こりうるということで次のことに取り組みました。</p> <p>①課内で案件について詳細を情報共有 ②交通安全について、以下のことについて徹底</p> <p>ア 飲酒運転の防止 イ 健康管理、運行前点検等の運転前の諸注意 ウ 発進時、バック時、車間距離等の運行時の諸注意</p> <p>また、日常的に行っている対策等については次のとおりです。</p> <p>①あやうく事故になりそうになった事象（ヒヤリ・ハット体験）を所属員で共有し、原因を追及し、原因に対する対策を検討することを実践 ②仕事を離れて自家用車を使用する際にも運転には細心の注意を払うよう繰り返し指導</p> <p>(2) 平素より、運転中は細心の注意をはらい安全運転を心がけるよう指導しているところですが、今後はこのような事案が起らないよう再度、職員全員に注意喚起を行いました。</p> <p>(3) (4) (5) 交通事故が発生したことを重く受け止め、所内課長会議で交通事故防止にむけた指示を行うとともに、所内職員に対し所属長が講師となって「危機予測を考える」というテーマで研修会を2回平成 24 年度中に開催し、事故防止の徹底を周知しました。また、平成 25 年度においては松阪庁舎で開催された交通安全研修に全員出席するとともに、「チャレンジ 123」の運動にも参加し、意識の向上を図りました。</p> <p>(6) (7) 当該職員へ注意喚起するとともに、職員会議を通じて全職員へ情報を共有し、交通事故防止について注意喚起を行い、職員の交通安全意識及び県有財産の適正な管理意識の向上に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) 交通安全意識の向上が図られ、指摘のあった所属において公用車の交通事故は、以後発生していません。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p>
<p>(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) 今後も定期的に職員会議や朝礼等の場を活用し、職員への注意喚起を行うとともに、交通安全研修への出席や「チャレンジ 123」運動への参加等を促し意識向上を図ります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (職員のコンプライアンス意識の醸成)</p> <p>(1) 平成 24 年の懲戒処分については、前年と同数の 3 人が処分されており、平成 25 年についても処分者が増加している。</p> <p>これらの事案は警察に対する県民の信頼を著しく損ねるものであることから、今後このような事案が発生することのないよう、その要因を分析して、法令の遵守及び服務規律の徹底を図るとともに再発防止に努められたい。 (警務部監察課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>懲戒処分を実施した非違事案では、その要因として、平成 12 年の警察改革以降に採用された警察職員が全体の約半数を占め、ここ 10 年間で組織内の世代交代がなされたが、職務上のノウハウの伝承をはじめ、警察魂の植え付けが十分になされていなかったことや、警察改革から 10 年以上経過し、危機意識や職責の自覚の希薄化が認められたことから、下記施策を推進し、再発防止に努めました。</p> <p>(1) マインド・アップファイルの配布と活用 全職員にマインド・アップファイルを配布し、職員一人一人が警察改革に関する各種教養資料を自ら整理し、常に確認することで、警察改革の精神の更なる浸透を図り、使命感と誇りの醸成に努めました。</p> <p>(2) 非違事案防止対策委員会の設置 非違事案が発生した場合の再発防止対策、県民から寄せられた意見・要望・苦情等を踏まえて業務改善を行った事例等を部門横断的に情報共有し、検討・検証等を実施しました。</p> <p>(3) 三重県警察業務指導部会の設置 業務指導に係る部門横断的な情報共有及び業務指導・改善に資するとともに、部会員を監察課兼務とすることにより、監察の理念を踏まえた、予防監察機能の充実・強化を図りました。</p> <p>(4) 懲戒処分事案の情報共有の実施 所属長等の幹部が、部下職員に対して、より身につまされる指導教養を実施できるよう、全国において発生した懲戒処分事案の情報共有とともに、県内で発生した懲戒処分事案等についても全所属に情報提供し、非違事案の未然（再発）防止に努めました。</p> <p>(5) 全警察職員の初任科卒業写真の掲示 警察職員として第一歩を踏み出した時の気持ち（初心）を思い起こさせるため、警察職員初任科卒業時の集合写真を警察学校本館の玄関ホールに掲示しました。</p> <p>(6) 県警職員倫理カードの改訂 警察職員としての使命感と誇りを醸成し、県民のための警察を確立するとともに、非違事案の防止を図るため県警職員倫理カード（改訂版）を作成し、全職員に配布しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 25 年中の懲戒処分者数が増加し、警察に対する県民の信頼を著しく損ねたことを真摯に反省し、マインド・アップファイルの活用等の各種予防対策により、改善の兆しは見られているが、引き続き、職責の自覚や倫理観（使命感と誇り）を醸成する取組等を推進していきます。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>非違事案につながりやすい組織上の問題点を把握し、その是正や業務改善を行い、職員が働きやすい職場環境を構築することによって、県民の期待と信頼に応える強い警察を確立し、非違事案の絶無を図っていく必要があることから、下記施策の重点的な推進に努めていきます。</p> <p>(1) マインド・アップファイルの継続的な活用の促進により、警察の神髄である「困り苦しむ県民を助け、不安を抱く人々に安心を与えることである」ことを認識させ、県民のために尽くすというひたむきな使命感と誇りの醸成を図ります。</p> <p>(2) 警察職員が高い規律と士気を保持して積極的に「県民のため」の活動にまい進することができる職場環境の確立に努めます。</p> <p>(3) 職員の指導・支援体制の構築等多角的な身上把握・指導のほか、職員家族の理解と協力を確保し、家族とのつながりの醸成を図っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (犯罪の抑止と検挙率の向上)</p> <p>(2) 平成 24 年の刑法犯認知件数は 21,493 件で、前年と比べて 722 件減少したものの、依然として県民の身近で発生する街頭犯罪等や県民に強い不安を与える凶悪犯罪が後を絶たない状況である。一方、同年の検挙率は 25.5%で、全国ワースト 2 位となっている。</p> <p>県民が「安全・安心」を実感できる地域社会を実現するため、今後より一層、地域や関係機関との連携等による犯罪抑止対策を推進するとともに、検挙率の向上に取り組まされたい。</p> <p>(生活安全部生活安全企画課、刑事部刑事企画課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>【犯罪の抑止】</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策及び情報発信活動の推進 地域住民が不安を感じる犯罪を把握するとともに、地域ごとの犯罪発生状況をきめ細かく分析し、地域の実態に即した犯罪抑止対策を実施しました。また、犯罪発生情報等を防犯ボランティア団体、自治体等へ積極的に提供するなどして、地域住民等による自主的な防犯活動により一層の推進を図りました。</p> <p>(2) 緊急雇用創出事業を活用した「青色回転灯犯罪抑止パトロール事業」の実施 警備業者に委託し、青色回転灯を装備した車両による防犯パトロールや駅駐輪場、コンビニエンスストア等における駐留警戒及び広報啓発活動を実施して、各種犯罪の抑止を図りました。</p> <p>(3) 三重県警察認定「子ども安全・安心の店」の運用・拡充 子どもが危険を感じて駆け込んできた場合の保護活動のほか、通学路等における子どもの見守り活動等を行う事業所等を「子ども安全・安心の店」として警察が認定し、地域住民による子どもの見守り活動を強化していますが、既に認定している 76 事業所に加え、平成 25 年度は 29 事業所を追加認定し、子どもが安心して生活できる公共空間の確保に努めました。</p> <p>(4) 街頭緊急警報装置の設置 スーパー防犯灯等の後継機として開発した街頭緊急警報装置を犯罪多発地区である桑名駅前地区と富田・富洲原地区に各 5 基、学校や学習塾等が集中する鈴鹿地区と松阪地区に各 8 基を設置し、地域における安全性の向上を図りました。</p> <p>(5) 特殊詐欺被害防止対策の推進 毎月 15 日の「振り込め詐欺等撲滅の日」を中心に、特殊詐欺被害防止の広報啓発活動を実施したほか、三重県知事出演によるビデオレターを作製・配布し、県民への注意喚起を実施しました。また、金融機関等と連携した A T M対策や窓口における声掛けなどの水際対策を強化し、特殊詐欺の被害防止に向けた取組を推進しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 刑法犯認知件数の減少 平成 25 年中の刑法犯認知件数は 19,726 件と、前年比 -1,767 件 (-8.2%) で、17 年ぶりに 2 万件を下回りました。</p> <p>(2) 特殊詐欺の水際阻止 金融機関等に対する積極的な働き掛けを実施した結果、特殊詐欺の水際阻止が図られました。</p> <p>【検挙率の向上】</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 捜査力の強化 事件発生直後に、犯人はもとより、現場周辺に存在する証拠物、データ、情報を早期に収集・確保することが重要であるため、鑑識に精通した捜査員及び捜査に精通した鑑識員の育成を目的とした「捜査員及び鑑識員に対する相互実践研修」の実施、防犯カメラに関連する情報の収集、DNA 型鑑定、三次元画像鑑定等を積極的に活用した捜査の科学化などを推進し、捜査力の強化に努めました。</p> <p>(2) 特殊詐欺実行犯・助長犯の検挙強化 減少傾向にあったオレオレ詐欺や還付金等詐欺が増加しており、特殊詐欺及び口座詐欺や携帯電話詐欺等の特殊詐欺を助長する犯罪に対し「だまされた振り作戦」や突き上げ捜査を推進し、実行</p>

犯及び助長犯の取締りを強化しました。

(3) 暴力団対策の強化

一極集中状態にある山口組の中核となっている弘道会傘下組織に対する集中的かつ戦略的な取締りを推進したほか、暴力団対策法及び暴力団排除条例の活用による行政命令の発出、関係機関・団体と連携した広報啓発活動、「不当要求拒否宣言の街」の設立など、社会全体での暴力団排除を推進しました。

2 取組の成果

(1) 刑法犯検挙の向上

平成 25 年 8 月、三重郡朝日町地内において発生した女子中学生被害にかかる強盗殺人等事件について、平成 26 年 3 月 2 日に被疑者を逮捕し、社会的反響の大きい凶悪犯罪を検挙しました。

また、平成 25 年中の刑法犯検挙率は 30.7%で前年の 25.5%から 5.2 ポイント上昇し、全国順位は、前年の第 46 位から第 36 位まで向上しました。

(2) 特殊詐欺実行犯・助長犯検挙状況

特殊詐欺の実行犯に対する「だまされた振り作戦」や突き上げ捜査及び口座詐欺や携帯電話詐欺などの特殊詐欺の「犯行ツール」となる助長犯に対する取締りを強化した結果、平成 25 年中における特殊詐欺実行犯・助長犯は 168 件 67 人を検挙し、前年の 97 件 49 人から大幅に増加しました。

(3) 暴力団犯罪検挙及び暴力団排除

山口組傘下組織幹部らによる貸金業法違反事件、山口組傘下組織関係者らによる覚醒剤密売事件をはじめとする暴力団構成員等 181 人を検挙するとともに、組織的犯罪処罰法の適用、起訴前没収保全などにより犯罪収益の剥奪を推進しました。

また、山口組若頭に対する請求妨害防止命令ほか 2 件の行政命令を発出したほか、暴力追放市町民会議の開催、警察職員を派遣した暴力団排除に関する学校教育の実施、「鳥羽市旅館業不当要求拒否宣言の街」の設立、暴力団と密接交際している業者の公共工事からの排除、祭礼からの排除など様々な分野における暴力団排除を推進するとともに、暴力団排除機運の高揚に努めました。

平成 26 年度以降（取組予定等）

【犯罪の抑止】

1 地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策及び情報発信活動の推進

引き続き、県民の安全・安心を確保するため、地域ごとに発生する犯罪をきめ細かく分析し、地域の実態に即した各種の犯罪抑止対策を実施するとともに、犯罪発生情報等を防犯ボランティア団体、自治体等へ積極的に発信し、地域住民等による自主的な防犯活動の活性化を図ります。

2 街頭緊急警報装置の設置

子どもを見守る機能の強化を図るとともに、子どもが犯罪被害に遭わない生活環境を確保するため、通学路等に街頭緊急警報装置を整備し、地域における安全性の向上を図ります。

3 特殊詐欺被害防止対策の推進

高齢者等が被害に遭いやすい特殊詐欺の被害を防止するため、具体的で分かりやすい広報啓発活動を推進するほか、金融機関等と連携した水際対策を強化します。

【検挙率の向上】

1 捜査力の強化

県民に強い不安を与える凶悪犯をはじめとする犯罪の早期徹底検挙を図るため、引き続き、初動捜査活動の強化、現場鑑識活動の徹底、捜査支援システムの活用などにより、総合的な捜査力の強化を図るとともに、刑法犯認知件数の約 8 割を占め、県民の身近で発生する侵入犯罪をはじめとする窃盗犯対策として、効果的な捜査体制の確立、積極的な情報共有による共・合同捜査などを推進し、検挙率の向上に努めます。

2 特殊詐欺撲滅のための取締りの強化

減少傾向にあったオレオレ詐欺や還付金等詐欺が増加し、また、振り込め詐欺以外の特殊詐欺も増加していることから、特殊詐欺を撲滅するため、「だまされた振り作戦」や突き上げ捜査による実行犯及び口座詐欺・携帯電話詐欺等の特殊詐欺を助長する犯罪の取締活動を強化します。

3 暴力団対策の強化

暴力団を壊滅し、県民の安全・安心を確保するため、暴力団壊滅集中戦略対象団体に対する集中的かつ戦略的な取締りを強化するとともに、関係機関・団体との連携による「三重県暴力団排除条例」を活用した社会全体での暴力団排除に取り組むほか、薬物・銃器の根絶など、総合的な対策を推進します。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (交通事故の発生抑止)</p> <p>(3) 平成 24 年の交通事故死者数は 95 人で、統計史上最少を維持しているものの、人口 10 万人当たりの死者数では全国でワースト 10 位と悪化している。</p> <p>国道等の主要幹線道路等において交通事故の半数以上が発生していることや、交通事故死者数に占める高齢者の割合が高いこと、シートベルト非着用死者の割合が高いこと、飲酒運転が絡む事故が後を絶たないことなどの実態を踏まえ、さらなる交通事故発生抑止対策を推進されたい。</p> <p style="text-align: right;">(交通部交通企画課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 重点 4 S 対策等の推進 平成 24 年中の交通死亡事故の特徴をみると、死者数において高齢者が約半数、歩行者等交通弱者が約 4 割を占めるほか、四輪乗車中死者の半数がシートベルト非着用であり、また、飲酒運転絡みの死亡事故が 4 件発生したことから、引き続き、高齢者の事故防止、シートベルト着用促進、飲酒運転の根絶及び速度抑制を重点とした対策、いわゆる「重点 4 S 対策」を推進しました。特に、飲酒運転の根絶については、「三重県飲酒運転〇をめざす条例」に基づき、飲酒運転者やその周辺者の取締りの強化を図るとともに、関係機関・団体等と連携して交通安全教育、広報啓発活動の一層の推進を図りました。</p> <p>(2) 交通事故抑止に資する取締りの推進 飲酒運転、速度超過、シートベルト非着用等の悪質・危険違反の指導取締りを重点的に推進したほか、交通事故多発時間帯及び路線における指導取締り、交通事故発生現場及びその周辺における事故情報の広報を兼ねた指導取締りなど、交通事故の実態に応じた取締りを引き続き推進しました。また、国道 23 号をはじめ主要幹線道路において、顕示効果の高い白バイ等による指導取締りを中心に積極的な街頭活動を実施しました。</p> <p>(3) 交通安全“見える・見せる”キャンペーンの推進 夜間における歩行者等交通弱者の交通事故死者全員が夜光反射材を着用していなかった(又は身につけていなかった)ことから、あらゆる機会を通じて、「自動車、原動機付自転車の前照灯を上向きにしての走行とこまめな切り替え」、「夜光反射材の着用等の促進」等を重点とする「交通安全“見える・見せる”キャンペーン」を推進し、夜間や人が多く集まる場所等において夜光反射材の自主的な着用等が図られるよう「実演」を踏まえるなど、街頭における広報・啓発活動を強化しました。</p> <p>(4) 追突“ゼロ”作戦の推進 県内で発生した人身事故の 4 割強を占め、かつドライバー等の緊張感の欠如がもたらす最たる事故といえる追突事故の減少に重点を置いた「追突“ゼロ”作戦」を展開し、ドライバー等に緊張感を保持した運転をさせ、交通事故の総量抑制と交通事故による死傷者の減少を図りました。</p> <p>(5) 安全・安心な交通環境の整備 子どもや高齢者の交通事故防止に重点指向し、高齢者等感応信号機や学校周辺の通学路における横断歩道等の交通安全施設の整備を図りました。</p> <p>2 取組の成果 平成 25 年中の交通事故死者数は 94 人で、3 年連続で二桁台に抑え統計史上最少となり、人身事故件数は 9,804 件、前年比-351 件、負傷者数は 12,885 人、前年比-402 人で、人身事故は 9 年連続で減少となったものの、高齢者の事故死者数は 49 人、前年比+1 人、交通弱者の事故死者数は 41 人、前年比+2 人、そのうち夜間事故による死者数は 18 人、前年比+3 人となり、いずれも僅かながら増加となったことから、これら実態を踏まえた対策を強化しています。</p>

平成 26 年度以降（取組予定等）

○ 交通死亡事故等抑止対策の一層の推進

第 9 次三重県交通安全計画が掲げる「平成 27 年までに交通事故死者数を 75 人以下とする」等の目標の達成に向け、関係機関・団体との連携による交通安全教育、広報啓発活動をはじめ、交通指導取締り等の街頭活動、交通安全施設の整備等総合的な交通死亡事故等抑止対策の一層の推進に努めます。

- ・ 「重点 4 S 対策の推進」及び「追突“ゼロ”作戦」等の浸透
- ・ 飲酒運転〇をめざす条例に基づく取組の推進
- ・ 交通事故抑止に資する指導取締り等の推進
- ・ 安全で快適な交通環境の整備

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 放置違反金等の収入未済額が 32,324,152 円（対前年度比 86.1%）あり、前年度と比べ 5,203,455 円減少しているものの、今後、その収入未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。 （交通部交通指導課、警務部会計課）</p> <p>(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 （生活安全部生活安全企画課、交通部交通指導課）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>【放置違反金】</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 車両の使用者に対し、放置違反金未納の場合は、車検拒否・車両使用制限命令を受けることがあることを記載した放置違反金納付命令書を発出しました。それでも納付されない場合は、車検拒否・滞納処分(財産の差押え)を行うことを記載した督促状を発出し、放置違反金の納付の催促を行いました。</p> <p>(2) 督促状によっても納付されない場合は、再度、滞納処分を行うこと等を記載した最終督促状を発出するとともに、専従班により、電話又は車両使用者宅の訪問による面接を実施し、放置違反金の納付の催促を行いました。</p> <p>(3) 最終督促状によっても納付されない未納者に対して、積極的に滞納処分を行い、放置違反金を強制徴収しました。</p> <p>(4) 平成 24 年 12 月から平成 25 年 10 月まで、放置違反金未収対策として、放置違反金滞納 0（ゼロ）事業（三重県緊急雇用創出事業）を実施し、事業終了後、雇用者を引き続き放置違反金サポート員として雇用し、放置違反金の早期徴収に努めています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成24年度末現在の放置違反金の未済額は、29,901,000 円でありましたが、上記取組等により、過年度分の未収金について、5,820,000 円を回収するなど成果を上げました。</p> <p>【公用車、交通信号機及び交番に係る損害賠償金】</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>債務者は、損害賠償金の全額を納付できなかったことから、未収金(平成 26 年 3 月末現在見込み)となったものです。履行期限の延長及び分割納付の措置を執るなど、弁済額が滞らないように電話、面接、文書による催促を実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>上記取組により、債務者の 1 人は平成 25 年度中に損害賠償金の全額を弁済しました。残る債務者についても引き続き、催促を実施して時効の中断を図るとともに、弁済が滞ることがないように努めます。</p> <p>【収入事務】</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(イ)は、証紙による収入において、消印方法が不適切であったもの及び収入証紙納付書の金額を誤記していたものです。いずれも、チェック等を怠ったことに起因して発生したもので、複数の職員によるチェック機能の確保に努めるなど、内部牽制機能の強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>複数職員による確実なチェック機能の大切さを再認識させるとともに、職員相互間の牽制機能を強化し、適正な事務処理に努めたことで同種事案の発生はありません。</p>

平成 26 年度以降（取組予定等）

【放置違反金】

文書、電話及び訪問等による催促を一層強化し、併せて滞納処分による放置違反金の早期徴収を行い、収入未済額の減少と発生の防止に努めます。

【交通信号機及び交番に係る損害賠償金】

引き続き、催促等を実施するなど債務者の弁済が滞ることがないように努めます。

【収入事務】

引き続き、複数の職員によるチェック機能の確保に努め、内部牽制機能を強化し、適正な事務処理に努めます。

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。(いなべ警察署、四日市南警察署、津南警察署、紀宝警察署)</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>地域機関分については、自動車運転免許証更新時講習手数料等の収入証紙の消込がされていないもの、行政財産の使用許可に係る電柱、支線の土地使用料の調定が遅れていたもの及び自動車保管場所証明書交付申請手数料を誤徴収したものです。いずれも、チェック等を怠ったことに起因して発生したもので、複数の職員によるチェック機能の確保に努めるなど、内部牽制機能の強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>複数職員による確実なチェック機能の大切さを再認識させるとともに、職員相互間の牽制機能を強化し、適正な事務処理に努めたことで同種事案の発生はありません。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、複数の職員によるチェック機能の確保に努め、内部牽制機能を強化し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【いなべ警察署一般廃棄物収集運搬等業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物の実排出量に伴う契約変更の検討がなされていなかった。 (いなべ警察署) <p>(2) 【一般廃棄物、産業廃棄物収集処分等業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書に契約保証金についての記載がされていなかった。 (四日市西警察署) <p>(3) 【伊勢警察署消防設備保守点検保安管理業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約相手方の選定にあたり、必要な資格を確認していなかった。 (伊勢警察署) <p>(4) 【伊勢警察署職員住宅等消防設備保守点検業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約相手方の選定にあたり、必要な資格を確認していなかった。 (伊勢警察署) <p>(5) 【伊勢警察署空調設備保守管理委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書に定めた実施責任者の書面での報告がされていなかった。 ・ 契約書に定めた点検結果報告書が徴収されていないものがあった。 (伊勢警察署) <p>(6) 【免震設備維持管理業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 履行確認及び検収した旨の記録がなかった。 (鳥羽警察署) <p>イ 旅費</p> <p>(1) 【警察大学校入校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 復命書に用務の概要及び用務時間が確認できる資料が添付されていなかった。 (警備部機動隊) <p>(2) 【関東管区警察学校入校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 復命書に用務の概要及び用務時間が確認できる資料が添付されていなかった。 (警備部機動隊) <p>ウ 物品等購入</p> <p>(1) 契約書に、暴力団等不当介入時における業者の対応についての記載がなかった。 (警務部会計課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>【業務委託】</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)は、一般廃棄物の実排出量の把握をせず、契約変更の検討を怠ったものです。以後、実排出量の把握に努め、その結果に応じて契約変更を検討し、適正な予算執行に努めました。</p> <p>(2)は、契約書に契約保証金の記述を失念したものです。複数員による点検を励行するなど、チェック機能の向上を図り、再発防止に努めました。</p> <p>(3)、(4)は、業者選定において、契約締結時点で必要な資格を確認したものの、見積もり合わせの段階で疎明する資料の提出をさせていなかったものです。必要な資料を提出させ業者選定基準に該当するか確認しました。</p> <p>(5)は、契約書に規定された実施責任者の書面が未提出であったもの及び点検結果報告書が一部未提出であったものです。契約書に規定された実施責任者の確認書類の提出、点検結果報告書の提出など契約どおり履行しました。</p> <p>(6)は、検収確認の記載を失念していたものです。複数員による点検を励行するなど、チェック機能の向上を図り、再発防止に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>複数職員による確実なチェック機能の大切さを再認識させるとともに、関係規則に基づいた適正な事務処理が推進されています。</p> <p>【旅費】</p> <p>1 実施した取組内容</p>

(1)、(2)は、それぞれ県外で開催された研修等に出張した復命書に旅行用務の疎明が不十分であったものです。

職員に対し、確実な記載を徹底するとともに、担当者をはじめ、複数の職員によるチェックの強化を図りました。

2 取組の成果

復命書に、用務の概要等を疎明する資料を添付することにより、用務時間を客観的に確認できるようになり、職員の意識が高揚されるとともに、担当者等による旅費支出に係るチェック機能が強化されるようになりました。

【物品購入】

1 実施した取組内容

契約書に、暴力団等不当介入時における業者の対応についての記載を失念したものです。指導教養を実施するとともに複数員による点検を励行するなど、チェック機能の向上を図り、再発防止に努めました。

2 取組の成果

指導教養を実施した結果、契約事務の適正化が図られました。

平成 26 年度以降（取組予定等）

委託業務、旅費、物品購入とも、引き続き、職員に対する指導教養を強化するとともに、担当者をはじめ、複数員によるチェック機能の強化に努め、適正な事務処理を推進します。

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費 人件費について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 特殊勤務実績簿に記載誤りがあった。(刑事部機動捜査隊) (2) 扶養手当の認定に必要な書類が添付されていなかった。(四日市南警察署) (3) 住居手当が過給されていた。(四日市南警察署) (4) 通勤手当の認定に必要な書類が添付されていなかった。(四日市南警察署) (5) 住居手当の支給開始日が誤っていた。(津南警察署) (6) 扶養手当の第一子の認定額に誤りがあった。(伊勢警察署) (7) 通勤手当の認定に必要な書類が添付されていなかった。(伊勢警察署) (8) 特殊勤務実績簿への職員の押印が不十分なものがあつた。(鳥羽警察署)</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)は、手当支給額は適正であったものの、特殊勤務手当実績簿の記載誤りがあつたものです。 (2)は、手当支給額は適正であったものの、確認不足により、扶養手当の認定に必要な書類が添付されていなかったものです。 (3)は、給与事務システムへの入力誤りにより、住居手当が過給されていたものです。 (4)、(7)は、手当支給額は適正であったものの、地図による通勤経路確認結果の書類が添付されていなかったものです。 (5)は、住居手当の支給開始月を届出の翌月から開始すべきところを、入居月の翌月に遡って支給してしまったものです。 (6)は、誤ったコードで電算登録したことから、扶養手当の認定額を誤って支給していたものです。いずれも、複数員による点検・再点検を励行するなど、チェック機能の向上を図り、再発防止に努めました。 (8)は、特殊勤務実績簿への職員の押印が不鮮明であつたものです。職員に対して適切に押印するよう指導教養を実施し、再発防止に努めました。</p> <p>2 取組の成果 手当の認定等に関する重要性を再認識するとともに、チェック機能の向上が図られました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、チェック機能を強化し、再発防止に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 公舎の使用許可に際して、文書の起案・決裁を行うことなく処理を行っていた。 (四日市西警察署)</p> <p>(2) 職員住宅の入居の承認について、職員住宅管理要綱に基づく本部長への報告がされていなかった。 (紀宝警察署)</p> <p>イ 物品の管理状況 備品の保管場所が台帳と異なっていた。 (紀宝警察署)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>【財産管理状況】</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)は、公舎の使用許可にあたり、許可承認は受けているものの、起案・決裁を省略していたものです。公舎の使用許可に関する起案・決裁を受け、以後、適正な事務処理に努めました。</p> <p>(2)は、職員住宅の入居にあたり、適正な承認手続を行っていたものの、職員住宅管理要綱に基づく報告を履行していなかったものです。同要綱に基づく報告を行うとともに関係法令及び規則等についての指導教養や、幹部等の複数職員によるチェック機能体制を強化し、再発防止の徹底を図りました。</p> <p>2 取組の成果 職員の公有財産に対する意識の高揚が図られるとともに、チェック体制が強化されました。</p> <p>【物品の管理状況】</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>災害用の県有備品につき、津波被害対策の一環で保管場所を変更したにもかかわらず、台帳が未整理であったものです。</p> <p>県有物品につき、保管場所と台帳等関係書類の照合確認を実施するとともに、複数員によるチェック機能の強化を図り、再発防止に努めました。</p> <p>2 取組の成果 県有物品の適正管理が行われるとともにチェック体制の強化が図られました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、公有財産の管理意識の高揚を図るとともに、定期的な点検、管理等適正な財産管理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制 事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 定例払い後納郵便料の重複入金のは正が遅延していた。 (警務部会計課) (2) 自動車保管場所証明現地調査業務委託において、委託業者が個人情報の記載された文書を紛失していた。 (交通部交通規制課) (3) 前渡資金管理簿に年度末の精算が記載されていなかった。 (交通部交通機動隊) (4) 自己検査が期限内に行われていなかった。 (四日市西警察署) (5) 時間外勤務手当の支給誤りにより歳出戻入を行っていた。 (鈴鹿警察署) (6) 特殊勤務手当の支給誤りにより歳出戻入を行っていた。 (鈴鹿警察署) (7) 公用車の車検に係る申請書の提出が遅延していた。 (津南警察署) (8) 職員から認定誤りであるとして返納させた住居手当について、認定誤りを取消し、再度支給していた。 (大台警察署) (9) 報償費の二重払いにより歳出戻入を行っていた。 (伊勢警察署)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)は、資金前渡の通帳の確認不足により、定例払い後納郵便料の二重払いのは正が遅延していたものです。複数員による点検を励行するなど、チェック機能の向上を図りました。</p> <p>(2)は、自動車保管場所証明現地調査業務委託に関して、その受託業者が、保管場所証明に関する現地調査を実施する際、個人名等の記載された一覧表を紛失してしまったものです。受託業者では緊急に調査員に対する教養を実施したほか、受託業者各事務所に対して巡回指導を実施し、各責任者に対して個人情報保護及び適正な取扱いの再徹底を図るなど、再発防止に努めました。</p> <p>(3)は、前渡資金の精算は履行されていたものの、前渡資金管理簿に年度末の精算の記載を失念していたものです。複数員による点検を励行するなど、チェック機能の向上を図りました。</p> <p>(4)は、平成 24 年度後期の自己検査の実施が遅延していたものです。以後、期限内に確実に実施するよう努めました。</p> <p>(5)、(6)は、月例給与報告の際、人事異動に伴う転入者のうち、2名の職員番号を誤入力したことに起因し、1名については時間外勤務手当が、もう1名については特殊勤務手当が不支給になったことに伴い、誤入力した他所属職員1名の時間外勤務手当と、もう1名の特殊勤務手当が過支給となったため、歳出戻入を行ったものです。</p> <p>職員番号等の基本情報の誤入力を防止するため、複数員による点検を徹底し、チェック機能の強化を図りました。</p> <p>(7)は、公用車の車検申し込みを口頭で行っていたものの、申請書の提出が遅延したものです。適正な事務手続きを指導するとともに、担当者による自主点検の徹底と複数員によるチェック機能の強化を図りました。</p> <p>(8)は、住居手当につき、法令等の解釈を誤り、一旦、認定誤りとして手当を返納させたものの、解釈誤りに気づき、再度支給したものです。関係法令の研鑽及び複数員によるチェック機能の強化など、再発防止を図りました。</p> <p>(9)は、財務会計システム入力内容を訂正する際、誤った訂正作業を行ったことから二重払いとなり、歳出戻入したものです。複数員による点検を徹底し、チェック機能の強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)は、複数員によるチェック機能の重要性が再認識され、適正な事務手続きが推進されています。</p> <p>(2)は、受託業者にも個人情報の保護及び適正な取扱いの重要性を再認識させることができました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)は、引き続き、担当者の知識技能のレベルアップ及び複数員によるチェック機能の強化を図り、適正な事務手続きを推進します。</p> <p>(2)は、引き続き、受託業者に対する指導を強化し、同種事案の再発防止に努めます。</p>

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(6) 交通事故	
公用車の交通事故、特に人身事故も発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。	
(1) 人身事故	(負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 246,479 円・相手 492,200 円) (治療費等：県 0 円・相手 71,125 円) (刑事部捜査第二課)
(2) 物損事故	(負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 48,000 円・相手 163,075 円) (桑名警察署)
(3) 自損事故	(物損額：県 129,670 円) (いなべ警察署)
(4) 自損事故	(物損額：県 106,270 円) (津南警察署)
(5) 物損事故	(負担割合：県 60%・相手 40%) (物損額：県 263,431 円・相手 146,844 円) (松阪警察署)
(6) 物損事故	(負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 304,802 円・相手 0 円) (松阪警察署)
(7) 人身事故	(負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 0 円・相手 0 円) (治療費等：県 0 円・相手 119,955 円) (松阪警察署)
(8) 物損事故	(負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 120,940 円・相手 0 円) (伊賀警察署)
(9) 自損事故	(物損額：県 603,306 円) (伊賀警察署)
講じた措置	
平成 25 年度	
1 実施した取組内容	
警察の業務は、犯罪捜査、交通取締り等、車両を使用することが多く、警察本部が管理する車両は、年々、増加し、平成25年12月31日現在、四輪車1,012台、二輪車264台、合計1,276台に及んでいます。また、現場臨場の際して地理不案内の場所や狭い道路を走行せざるを得ない現状にあることなどが公用車の交通事故の発生要因と考えています。	
交通事故の防止対策としては、事故の発生実態を踏まえた上で、指導教養を徹底するなど、継続的に各種取組を推進しています。	
具体的には、	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転技能に応じた認定を行う車両運転技能認定制度の運用 ・ 交通事故を起こした職員を対象にした運転適正検査、運転シミュレーター講習等の実施 ・ 交通事故防止意識の高揚を図るための事故事例を題材にした小集団討議の実施 ・ 運転技能訓練や同乗者安全誘導訓練等の実施 	
などの施策を実施しています。	
2 取組の成果	
公用車による交通事故の発生件数は、ここ数年、横ばい傾向で推移していますが、損害賠償額が減少傾向にあり、重大な事故が減少しているものと認められます。	
平成 26 年度以降（取組予定等）	
引き続き、交通事故の発生実態を踏まえた指導・教養を鋭意推進するなど、交通事故防止対策を徹底します。	